

令和 6 年

第 4 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 6 年 6 月 14 日
至 令和 6 年 6 月 21 日

飯 舘 村 議 会

令和6年第4回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 14	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 15	土	休 日		
第3日	6. 16	日	休 日		
第4日	6. 17	月	休 会		議案調査
第5日	6. 18	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	6. 19	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第7日	6. 20	木	休 会		議案調査
第8日	6. 21	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和 6 年 6 月 1 4 日

令和 6 年第 4 回 飯 舘 村 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

令和6年第4回飯舘村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和6年6月14日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和6年6月14日 午前10時00分				
	閉議	令和6年6月14日 午前11時12分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署 名 議 員	6 番 渡 邊 計		7 番 菅 野 新 一			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 伊藤博樹		書 記 藤井慎悟	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	△	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真一郎	○	健康福祉課長	石 井 秀 徳	○
	産業振興課長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生涯学習課長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	△	農 業 委 員 会 会 長	菅 野 啓 一	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
	事 件					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年6月14日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件4件、条例案件3件、その他案件2件、報告2件、計11件であります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が5月16日に、総務文教常任委員会が5月23日に所管事務調査のため開催されております。

次に、議会運営委員会が、6月10日に本定例会の会期・日程等の議会運営の協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和6年4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月21日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月21日までの8日間に決定しました。

◎日程第 3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第 3、村長提出議案第42号から報告第 2 号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに令和 6 年第 4 回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、3 月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、長泥地区における未解除区域の避難指示解除に向けた取組についてであります。

長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園については、昨年 5 月 1 日に避難指示が解除されたところですが、公園以外の曲田地区をはじめその他の区域外についてはいまだに避難指示が継続されている状況であります。

このため、今後の特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた進め方について、資源活用型堆肥製造施設及び外縁部除染済み農地の一部について令和 7 年春の避難指示解除を目指して国、県と協議を進めていくことを去る 5 月12日に長泥行政区住民の皆様の説明し、ご了解をいただいたところであります。

また、5 月30日には、第 2 回飯舘村環境回復検討委員会を開催し、長泥地区の現地を視察いただくとともに空間線量率の変化状況などについて確認し、協議を行っていただいたところです。

引き続き、長泥地区全域の避難指示解除に向けて尽力してまいります。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

4 月21日に村消防団春季検閲式を行いました。式には、団員73名と役場消防隊 7 名の計 80 名が参加し、規律訓練を行い、赤石澤傳消防団長らと共に検閲を実施し、村民の今を支える根幹となる防火・防災体制の堅持をお願いしたところであります。

また、検閲式後には、消防車両交付配備式を行い、第 2 分団第 5 部（長泥地区）、第 2 分団第 6 部（蕨平地区）に新しい小型動力ポンプ付積載車を交付、配備いたしました。この 2 台の配備をもって村内消防団の小型動力ポンプ付積載車の更新が完了いたしました。

次に、4 月24日に第 1 回行政区長・副区長会議を開催しております。会議では、各課から本年度における主要事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところであります。

次に、福島県知事表彰についてです。去る 5 月21日、前村長の菅野典雄さんが県知事表彰を受賞されました。6 期24年間にわたる村政運営を担った功績に対し地方自治功労表彰が贈られたものです。これまでのご労苦に対し改めて敬意を表するとともにお祝いを申し上げます。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、令和 6 年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務について、プロポーザルによる審査を経て、4 月 1 日に新たに株式会社 SAGA DESIGN SEEDS と業務委託契約を締結いたしました。

また、空き家・空き地バンク登録推進業務については、5月にプロポーザルによる審査を実施し、株式会社SAGA DESIGN SEEDSと業務委託を締結いたしました。

なお、今年度当初に委託業者が愛称募集を実施し、飯舘村移住相談支援センターの愛称が「3ど」に決まり、そのお披露目会が5月7日に行われました。移住定住希望者及び関係者へのきめ細やかな対応を期待しているところであります。

次に、地域活性化事業の支援についてです。

村では、ふるさとを楽しみ、わくわくするような事業を支援するため、自由なアイデアや意欲あふれる有志の個人または団体が実施する地域活性化事業、ふるさとの担い手わくわく補助金交付制度を実施しており、4月中旬から5月の大型連休にかけて当該補助金を活用した事業が実施され、村内各地で盛り上がりが見られたところです。

4月13日から14日の夜にかけては、伊丹沢地区における飯舘復興三千本の桜まつりに併せてのライトアップや飯樋地区の大雷神社での桜まつり、キャンドルナイトイベントが実施されました。また、5月3日には、もりの駅まごころを会場として第3回ワクワクおでかけマルシェが開催されたところです。

いずれのイベントも多くの若手村民や親子、移住者の参加が見られ、村の活性化に寄与するものでありました。

次に、宿泊体験館きこりですが、平成28年3月に再オープンした入浴施設の利用者数は本年4月末時点で4万933人、平成29年5月8日に業務を再開した素泊まりの宿泊者数については本年4月末時点で8,664人であり、村民の憩いの場、交流の場となっております。

また、本年5月1日からきこり内のやまぼうしにて軽食の提供が開始されており、指定管理事業者である飯舘村振興公社による宿泊、入浴、食事の一体的提供、お客様の満足度の向上、利用者数の増を進めてまいります。

次に、村民の森あいの沢ですが、今年度は令和6年4月13日よりオートキャンプ場及びフリーサイトの営業を実施しており、本年4月の利用者は129組273名でありました。昨年からの延べ利用者数は2,654人で、多くのお客様に喜ばれております。また、県内外から家族連れのキャンプ、ソロキャンプなど様々な形での利用があることを踏まえて、今年度は散策道、階段等の修繕や屋外Wi-Fi環境の整備を行うことにより一層の集客増につなげてまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、本年4月1日から4月末現在までのレジ客数は、までい館が1万4,599人、セブンイレブンが1万9,737人となっております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、令和2年8月のオープンから本年4月末まで2万5,985人のご利用をいただいております。お子様連れのお客様に大変ご好評をいただいております、リピーターの方もおられるほど村内外から多くの皆様に楽しんでいただいているところであります。

次に、企業誘致関連ですが、令和6年3月19日に株式会社ハシドラッグと草野地区の商業施設内への出店に関する基本協定を締結いたしました。令和6年4月11日には、商業施設の建設地において安全祈願祭が行われ、令和7年春のオープンに向けて本格的な建設工事が開始されております。村内のお買物環境の向上を図ることにより、村民の帰還や移住

の促進、村のにぎわいにつなげてまいります。

また、本年3月末からは、埼玉県に本社を置くCRSスポーツ工業株式会社が旧草野小学校校舎を拠点とする飯舘工場及び飯樋町地内の空き工場を拠点とする飯樋工場を開業しており、村出身の若者を含む10名ほどの雇用を生み出しております。

今後とも、村内企業の活性化と並行して村内への新たな企業の誘致を進めることにより雇用創出、定住促進を図ってまいります。

次に、住民課関係であります。

初めに、マイナンバーカードについてです。

村では、カードを利用した行政サービスの一つとして、4月より全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書の取得ができるコンビニ交付を開始いたしました。

また、国では12月2日からカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証へ移行するとしております。

本村における5月12日現在のカード交付率は75.6%となっており、村では引き続きカードの申請及び活用方法などの周知を図るとともに、職員による申請サポートなど村民のマイナンバーカード取得に向けた取組を進めてまいります。

次に、税関係です。

今年度の当初課税として、5月に固定資産税2,155件と軽自動車税3,633件、個人住民税の特別徴収636件について、各課税対象者へ納税通知書を送付いたしました。

次に、村民の帰還状況です。

5月1日現在の村への帰還者は、629世帯、1,193人で帰還率は約25.9%となっております。これに転入者267人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内居住者は809世帯、1,520人となっております。

また、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が149人、県内避難者は福島市に1,935人、南相馬市に275人、伊達市に238人、川俣町に226人、相馬市に117人など合わせて2,935人であります。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナワクチン接種関係についてです。

令和3年4月からワクチン接種を開始し、令和5年度のおミクロン対応ワクチン接種まで多い方で最大7回のワクチン接種を行いました。

村内いちばん館での集団接種については、令和4年2月に3回目接種より開始し、37日間で延べ7,248人が接種いたしました。また、避難先自治体での接種を合わせますと令和6年3月末までに延べ2万6,228人の接種実績となります。

なお、新型コロナワクチンの全額公費による接種は令和6年3月31日で終了しており、令和6年度については、65歳以上の方等に秋以降に定期接種として行われる予定ですが、詳細が分かり次第お知らせいたします。

次に、出産に対する支援についてです。

妊婦や子育て家庭への支援策として、妊娠時5万円、出産時5万円を給付する国の出産

子育て応援交付金については、令和５年度は妊娠時５名、出産時８名で計65万円、令和５年度から新たに出産時に20万円を給付する村独自の赤ちゃん誕生祝金については、５名で計100万円を支給しております。

次に、相馬看護専門学校２年生の看護学生12名の地域看護実習受入れについてです。

去る５月８日、10日及び14日の３日間で保健・福祉・包括支援センターの事業説明や村民への訪問を行い、村の現状や地域の人々の健康の保持増進や疾病予防について熱心に耳を傾けておりました。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンターつながっぺについてです。

利用登録者は120人となっており、令和５年度のサロン利用は延べ3,195名の利用でありました。利用者の皆さんには、介護予防体操や交流などを実施いただいております。

次に、令和５年度に開所した飯舘村子育て支援センターについてです。

虫歯ゼロの子表彰や子育て相談会などを子育て支援センターで実施したほか、子供たちの長期休みも含めて一般開放日を設け、保護者の方々の見守りの中で木製の滑り台やおもちゃなど木のぬくもりを感じながら様々な遊びを楽しんでいただいております。今後も、子供たちの遊びの機会の提供や子育て世代への支援、交流づくりの場として活用してまいります。

次に、高齢者の通いの場の一つとして村内８地区、村外３か所にて地域サロンが運営されております。サロンの会員数は、村内208人、村外83人の計291人で、地区集会所等で介護予防体操や各種教室などを行いながら交流を図っていただいております。

次に、福島県立医科大学生の実習についてです。

県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちのいいたてホームでの今年度の実習が５月１日にスタートいたしました。未来の医療を担う人材育成のための一助になればと期待しているところであります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。

まず、水稻については、今年度５月末時点の取りまとめで18地区、40経営体、約264ヘクタールとなり、作付面積は昨年の約1.13倍に拡大しております。なお、品種については、例年のように里山のつぶ、天のつぶのほか、主食用米のこしひかり、ひとめぼれ、ヒメノモチ、こがねもち、飼料用米のふくひびき、ホールクロップサイレージ用のチヨニシキ、たちあやか、夢あおば、酒米用の夢の香と多品種にわたっております。

また、福島県オリジナル水稻モチ米品種あぶくまもちにつきまして、今年度も種もみと食用米の生産拡大を図ってまいります。５月には、飯舘村あぶくまもち生産組合により種もみ用と食用合わせて約8.3ヘクタールの圃場への田植が実施されました。今後、秋の収穫まで生産組合が主体となって栽培管理を行い、村も県協力の下、支援を行いながら品質、収量を確保してまいります。

次に、営農再開支援についてです。

福島県営農再開支援事業による良質堆肥導入やイノシシ・猿被害防止用の電気牧柵の無償貸与等については、今年度も村内で農に携わる方を増やすため引き続き逐次申込みを受け付け、農業の振興を図ってまいります。

また、福島県営農再開支援事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、各行政区の支部等の活動を推進しながら営農再開に向けた農地及び附帯施設の保安全管理と機能向上を進めてまいります。

次に、有害鳥獣被害対策についてです。

去る4月4日の飯舘村鳥獣被害対策実施隊編成会議において、村内のハンター24名に委嘱状を交付し有害鳥獣対策活動を開始しております。また、令和3年度から発足しました猿駆除プロジェクトチームについても同じ会議において今年度も引き続き編成いたしましたので、昨年度同様、管理実施計画に基づき猿駆除にも力を入れてまいります。

なお、令和5年度の捕獲頭数は、イノシシ151頭、猿155頭に上っており、引き続き有害鳥獣対策に努めてまいります。

次に、環境省の長泥地区環境再生事業についてです。

令和6年度は、昨年度環境省により実施されました一番東側の第4工区で行われた水田の排水性確認試験について、今年も水稻ほか水田畑地化を想定した畑作物によって試験が実施されています。村としては、農地としての機能を十分満たしているか、試験結果を確かめながら今後の農業利用につなげていきたいと考えております。

なお、これらについては、長泥住民も委員として参画している長泥地区環境再生事業運営協議会における検討、協議を踏まえて進められているところです。

次に、木質バイオマス発電施設等緊急整備事業についてです。

現在は、工事が完了し、5月の初旬から飯舘みらい発電所のボイラーの燃焼性能及び発電機能に関する試験が行われているところです。正式な営業運転は、今年7月の開始を予定しており、引き続き事業主体である飯舘バイオパートナーズ株式会社に対し安全性の確保や放射線対策、情報公開など指導してまいります。

次に、建設課関係です。

まず、村営住宅関係です。

現在、村内111戸中94戸、約85%の入居率で147人が入居しております。なお、入居者において65歳以上の割合が3割の入居状況となっております。

次に、生活環境整備事業の村道舗装機能回復工事（舗装工事）であります。

今年度は、15路線4.5キロメートルを計画しているほか、長泥地区内の村道舗装機能回復工事に向けた路面調査を実施してまいります。

次に、村道・河川関係の維持管理です。

村道の草刈り等の維持管理については、16行政区で延長149.1キロメートルを実施する計画としております。また、村管理の普通河川については、昨年度と同様に全線で除草作業を行う予定となっております。

次に、農業基盤再生係関係です。

農業基盤整備促進事業による水路工事については、15行政区において工事を進めており

ます。また、各行政区に工事協議担当者を選任していただきましたので、地元関係者との調整を迅速かつ的確に行い営農再開の早期実現に向けて取り組んでまいります。

次に、村で行うため池放射線対策工事についてです。

61か所の対策予定池のうち39か所が完了しており、今年度は12か所を発注し年度末完成を目指してまいります。

次に、教育委員会関係についてです。

去る4月8日に、いいたて希望の里学園で入学式が行われ、5名の新入生が本村の学校に入学いたしました。また、4月9日には、までの里のこども園で入園式が行われ、ゼロ歳児2名、1歳児2名、3歳児1名、5歳児1名の合わせて6名が新たに入園いたしました。当日は、コロナ禍以前同様に、議会議長をはじめ多くのご来賓の皆様や保護者、教職員に温かく見守られる中、校長、園長からそれぞれ入学、入園の許可を受け、新しい学校生活、こども園生活をスタートさせました。

次に、までの里のこども園、いいたて希望の里学園の合同での運動会が、5月18日に快晴の中、いいたて希望の里学園の校庭で開催されました。今年の運動会も、子供たちはそれぞれの年齢、学年に応じ、趣向を凝らした競技種目で元気に楽しんで競技を行っている姿を見せてくれました。

次に、5月23日に、前期課程の田植授業が、飯樋字大橋の圃場で実施されました。当日は、地域の方々など11名の支援もいただき、地域と児童が一体となつての交流が図られたところです。

次に、こども園及び学校の活動状況の全体的な概要についてですが、各種大会が通常どおり開催され、健康診断、保育参観、中体連陸上競技大会、中体連総合大会、田植授業、いいたてっ子運動会などが実施されており、例年どおりの活動ができているところであります。

次に、生涯学習課関係です。

5月12日に、飯舘村の様々な魅力を知ってもらい情報発信することを目的として、第7回目の「飯舘Y O I T O K O（よいとこ）発見！ツアー」を開催いたしました。当日は、関東圏や県外などから10人余りが参加して、ツアーゲストと共に小宮の田植踊り、大火山のツツジ、郷土食など新緑の飯舘を満喫しながら参加者と村民が交流を図りました。参加者からは、「小宮の踊り手がツアーゲストに田植踊りを熱心に教える姿に感動した」「昔、田植をしてお昼に食べていた田植食や飯舘産黒毛和牛の試食が大変おいしかった」などの感想が聞かれました。

5月18日には、自主文化事業「守時タツミ ～景色の見える音楽会～」をふれ愛館で開催し、村内外から約70人が来場いたしました。飯舘村の春の季節の音を収録した新曲が披露されるなど、参加者は自然の音と一体となった美しいピアノの演奏を堪能しながら交流を図りました。

以上が、村政の主な報告です。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第42号は、令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）です。

既定予算総額に 4 億980万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を135億790万4,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に6,348万1,000円、民生費の社会福祉費に4,236万6,000円、衛生費の保健衛生費に8,085万6,000円、農林水産業費の農業費に5,544万4,000円、農林水産業費の林業費に8,013万8,000円、商工費の商工費に8,611万3,000円などを計上しました。

歳入は、地方交付税、国・県支出金、繰入金等を充てております。

議案第43号は、令和 6 年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）です。

既定予算総額に 2 億6,589万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億2,234万9,000円としました。

議案第44号は、令和 6 年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）です。

財源更生を行うものです。

議案第45号は、令和 6 年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）です。

収入支出の予算額にそれぞれ992万5,000円を追加しました。草野地区の水管橋に係る調査設計費について計上するものです。

議案第46号は、村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例です。

この条例は、地方自治法の一部が改正され、村長等が職務を行う際に善意でかつ重大な過失がない場合における村に対する損害賠償責任の一部の免責に関して必要な事項を定めるものです。

議案第47号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する令和 6 年度の国民健康保険税について、引き続き減免することを定めるものです。

議案第48号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第 1 号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第 1 号被保険者に対し介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き令和 6 年度の保険料も対象とすることを定めるものです。

議案第49号は、村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

令和 6 年 5 月28日に、7 者による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は 1 億 6,280万円です。

議案第50号は、農業用機械（令和 6 年度飯舘村被災地域農業復興総合支援事業農業用機械）の取得についてです。

令和 6 年 5 月28日に、7 者による指名競争入札を行った結果、株式会社南東北クボタ飯舘営業所が落札しましたので、その物品購入契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は 4 億5,001万円です。

報告第 1 号は、令和 5 年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第 2 号は、令和

5年度飯舘村一般会計事故繰越し繰越計算書です。

報告第1号と報告第2号は、地方自治法に基づき令和5年度に完了せず翌年度に繰越しする事業の明細を報告するものです。

以上が提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により執行部から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、副村長の議案説明）

（午前10時30分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時11分）

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時12分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月14日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 菅野 新一

令和6年6月18日

令和6年第4回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和6年第4回飯舘村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和6年6月18日（火曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和6年6月18日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和6年6月18日 午後 3時51分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	8番 佐 藤 八 郎		9番 佐 藤 健 太			
職務出席者	事務局長 志 賀 春 美		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 佐 藤 将 樹	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	△	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真 一 郎	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記	村 山 宏 行	△	農 業 委 員 会 長 農 会	菅 野 啓 一	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年6月18日（火）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月14日、総務文教・産業厚生の高常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

8番（佐藤八郎君） おはようございます。議席番号8番 佐藤八郎です。

私は、議員になって、所信から議会議員の役割というものを村民のためにいかに村民の声、実態を聞きながら村政にそのことを反映させるか、そして、機会あるたびに村民の生活がどう変わったりどういう影響を受けているかを検証しながら今の情勢に合った村民の声を生かす政策を村役場職員と共に実行させることが議員活動の役割だと思っております。そういう観点から、原発事故が起きてから13年が過ぎ去り、いよいよ避難解除されてからも6年が過ぎ去っているところであります。あの忌まわしい福島原発事故により多くの自然界にない放射性物質、いわゆる自然界にない毒物が散布されて全村避難させられ、今なお苦しんでいる村民の声、裁判などを行っている村民もいたり、家族関係が元のとおりに行かない村民もいたり、なおかつそれをなで笑うかのような海にデブリ通過の海水、毒水を流したことで終わったかのような世論、村にとっては、長泥地区が完全に加害者のいう復興になれば、これで原発被害は終わったかのようなやり方がされております。

私は、きちんと飯舘村にある実態、真実を明らかにする中で村民の健康と命を守る、福祉向上を貫く、そういう村政実現のために努力するものであります。その点では、村行政と議会が一体となって村民の命と健康を守り、村長のいうわくわくする未来、希望ある村づくりを推進するという今執行されている6次総を踏まえた7次総への取組も始まっているようでありますが、十分に村民の生活実態、村民の意識、村民の未来を思う施行を検証しながらきちんと把握された上で、村民に合った、村民が主人公となる村づくりを推進

すべきだと常に考えているところでもあります。これは、村にとっても同じ課題であります。

それでは、質問に入りますけれども、1番目に、放射性物質の存在について確認をしながらどうなのかという点で質問をするところでもあります。

長泥地区の除染面積は、全面積の何%と確認しているのか。さらなる除染実施面積も何うものでもあります。

村においても、村全面積からすれば僅か16%の除染しか国による除染、いわゆる放射性物質の隔離をしないわけであります。その点について、長泥地区は特に、私どもほかの地区とは違う除染の必要性があると思います。村全体の無除染面積、これは、今ほど言いましたところでもありますけれども、除染というそのものが放射性物質を除去して隔離するという前提で始まっておりますけれども、このことがどれだけ実行され現実になっているのか。その辺はきちんと検証されないと、僅か約16%をやったから飯舘村は除染が済んだんだみたいに一般には思われております。そのこともきちんと検証されるべきだと、そして元どおりの安心・安全な緑豊かな村とする。森林が豊かさを生み出すような健全な自然界にしていくなところが大事ではないでしょうか。

村民が居住するのに危険な物質なので除染をスタートさせて、13年過ぎても、先ほど来言っていますけれども、やった面積は16%、逆に残っているのが84%になるんですけれども、なぜ無除染地を危険地として安全を守るために標識やロープを張ることをしないのでしょうか。南相馬においても相馬市においても新地町においても、山林の中にさえ標識なり貼り紙がされて、ここはこういう状況にあるというお知らせをしております。なぜ飯舘村は一切そういうことをやろうとしないのか。放射性物質による放射線被ばくを推進する側には立っていないんです。実態として放射線被ばくをさせない取組をしなければならないのに、なぜそういう安全のためのやったところとやっていないところ含めて、この辺はこういう実態にあるんだという検証をしてきちんと公示するべきだと思うんですけれども、その点では、どういう理由でしないのか。そういうことで現在実施されていないのか何うものでもあります。

次に、村民の命、健康を守るには、これ以上、放射線被ばくをさせないと。今3番で申し上げましたのは、飯舘村に来る交流人口の中で境目が分からないという点があります。4番目については、村を居住地として暮らす人たちにとっての問題であります。そういう点では、きちんと分けてお答えいただければと思います。

次に、村長が役場の課長さん方と十分協議されて、村民のための国への要望、原子力損害賠償紛争審査会への要望の提出をここ二、三年の中で幾度かされております。そのことについて、現状としてどんな回答をいただいて、これから、なおかつそれに従ってどんな要求をしていくのかも含めて、村民のためになる国や原子力損害賠償紛争審査会への要望について。

1つ目は、長泥地区における環境再生事業を継続的に国と村の協働した維持管理モデルとしているが、現状ではどのように確認しており、今後の計画はどのようにになっているのか、示しをいただきたい。

2つ目は、脱炭素村づくりに向けて、国の知見の提供など伴走型の人的支援の継続はど

うなっているのか伺う。

3つ目は、東北中央自動車道からのアクセス道路と国道399号線の整備について、見通しと計画を示していただきたい。

4つ目は、再生加速化交付金の期間見直し時期（令和8年度）以降の継続的な財政支援について伺う。

5つ目は、介護保険制度などの激変緩和措置としての財源補填など、総合的な対応策について伺う。

これまでが国へ要望している、私が特に村民から求められる声の要望に対してであります。

次に、原子力損害賠償紛争審査会への要望についてですけれども。

1つ目は、村民が不利益とならない正確な賠償事務体制とし、村民に多大な手間や負担をかけないように体制の改善、個人情報の厳格な管理を求めていますけれども、どのようになっているのか。

このたびの追加賠償一つ取っても、いまだかつて合意に至っていない村民も多々あるし、振り込んだと言いながら1週間たっても振り込んでこない、そういう東京電力の姿勢もあります。そういうことも踏まえて、どれだけ村民の声や願いに応えようとしてこの要望書を提出されて、どのように返答をいただいて対応されているのか伺うものであります。

村民に寄り添った賠償となるよう3つの誓いを厳守し、消滅時効特例法の趣旨を踏まえ、村民の現状をしっかりと把握した上で必要な賠償をするよう村が求めていますけれども、このことについても成果と見通しを伺うものであります。

次は、あいの沢整備について。

再整備基本構想が2020年から進められておりますけれども、本年度の実施計画とハード整備としての設計、事業費の算出結果を伺う。また、次年度でのキャンプ場ハード整備と運営体制、人材教育の成果を伺うものであります。

次に、村民のインフラ整備について。

1つ目は、買物、通院などの足の確保と交通網を伺う。

今、待望の買物する場所が完成、オープンする予定となっているところで、大変このことは喜ばれております。ただ、高齢者の免許返納などもあって、なかなか足の確保が大変な状況になっておりますので、交流も原発事故前のようなお隣近所との交流やコミュニケーションが取れなくて独りや老夫婦暮らしが増えたり、そういう実態の下での足の確保、交通網を伺うものであります。

2つ目、高齢者、障害者などの弱者への対応を福祉行政全般から施策を示していただきたい。

国を挙げて、今、高齢者が高齢者を介護するような社会全般になって、村においても、戻っている方の比率も含め、村民人口全てを含めても高齢率はかなりアップしております。そういう点で福祉行政全般、介護を含め通院含めいろいろありますけれども、そのことを村内でもNPO法人なのかどうか。そのような団体の方も社会福祉協議会と手を取り合っ

て努力されていることは知っておりますけれども、ほかの原発事故の被害に遭わなかった全国の地域からすれば、まだまだ手薄なところ、ないものがいっぱいございます。同じ日本国憲法の下に暮らしている日本人、国民でありますので、できるだけ同じような形で福祉行政全般を受けられることにさせていただきたいと思っております。

次に、村民の生活実態把握。

避難解除になる前は、毎年のごとく実態把握、少なくとも2年に1回ぐらい、ここ何年かのを取り出してみたんですけれども、同じような項目でも2年に1回、3年に1回、取ってやってきたんです。村民の声を聞く。まして18歳以上、成人という選挙権を持った中では、やっぱり今の時代に合った、18歳以上の世帯にいる方は、3通、4通のアンケートを出して、それに合った意識調査をきちんとされて、その土台に立ってこそ村民の施策を実施する役場職員のする仕事が決まってくると私は思っているんですけれども。そういう意味では、町民の生活実態把握がどうも私には、やろうとしないのか、やれないのか、予算なのかよく分かりませんが、実態把握なくして村民のための施策が生まれるわけがないし、震災前のように村民と共に合意を得た村づくりを進めるといふのであれば、そのことはぜひきちんと対応策を示していただきたい。

次に、この間、移住・定住する研修を受けながらちょっとした資料を頂きまして、そこで村長の発言について気になったことがあったので、これはどういうことを意図するのか、2点ほど聞いておきます。

「（役場）職員全員が社内ベンチャーの経営者みたいな立場で働いて欲しいと思っています」とは、具体的にどのようなことなのか。

「御影石の岩盤の上にある地盤の強さは大きな魅力に映っている」とは、何を思考してこのような発言をされたのか。

その点、とても気になったし、村民の中でも、あれはどういうことを言っているのかと。御影石の岩盤は非常に地震にも強い、200メートル下に地下室を造って核のごみ捨場にしようなんていう話が村の中で大分前から、30年、40年前からうわさされて、いろんな動いた方はブローカーがありますけれども、そのことの意味で何か意図したことがあるのか。ちょっと古い方は、そんな思いにも駆られているようなので、あえて、そういうつもりは、もちろんないとは思いますが、村の地下を核のごみ捨場にしようなんていうことは、お金は何十億円も入るというお話がその当時からありましたけれども、全国でも話題の核のごみ捨場問題がありますので、その点も含めてお聞きしたいところであります。

以上、発言を申し上げ、村民がなるほどと、そういうことなんだと分かるような答弁をぜひいただいて、私の質問の発言は終わりたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、長泥地区の除染面積は、全面積の何%と確認しているのか。さらなる除染実施面積も伺うについてお答えいたします。

環境省に確認したところ、令和6年6月7日時点で長泥地区特定復興再生拠点区域における除染面積は1.27平方キロメートル、環境再生事業による線量低減面積は0.25平方キロメートルとのことであり、特定復興再生拠点区域内の環境再生事業エリアを含む宅地、農

地等の合計面積約1.86平方キロメートルに対しての81.7%であります。今後の環境省による除染につきましては未定となっております。

次に、ご質問1－2、村全体の無除染面積は、村内全体面積の何%と確認しているのか。残る面積は今後どのように除染し、元どおりの安心・安全な緑豊かな村とするのか伺うについてお答えいたします。

環境省に確認したところ、令和6年6月7日時点で国が住環境の線量低減を目的とした除染を行った面積は57.27平方キロメートルとのことであり、村全体の面積230.13平方キロメートルに対して約25%となっております。

また、比較的線量の高い場所に対するフォローアップ除染は随時実施することとされております。

なお、国において除染方針が示されていない山林については、引き続き福島県町村会や相馬地方市町村会等を通して一日も早い森林の効果的な除染技術を確立し、全ての森林を対象とした放射性物質に対する早急な対応をされるよう国・県に要望を行ってまいります。

次に、ご質問1－3、村民が居住するのに危険な物質なので除染をスタートさせたとし、13年過ぎても村全面積の約84%は原発事故時のままであるが、なぜ無除染地を危険地として安全を守るために標識やロープを張ることをしないのかについてお答えいたします。

未除染地の代表的な地点は山林ですが、帰還困難区域を除く山林は避難指示が解除されており、立入禁止区域措置等は所有者の権限に属することから、村が標識やロープを張って山林等への入場を規制することはできないものと考えております。

次に、ご質問1－4、村民の命・健康を守るには、これ以上放射線被ばくさせないこと、無除染地である森林からの山菜・キノコなどの採集・販売をどのように禁止していくのか伺うについてお答えいたします。

村の原木シイタケ、これは露地であります。採取及び出荷が制限されているほか、野生キノコ類は出荷が制限されております。また、村の山菜につきましても、種類ごとに出荷の制限や自粛が福島県より求められております。このため村では、ホームページや広報あるいは広報お知らせ版等で山菜や野生キノコ等の採取・出荷をしないよう呼びかけており、引き続き広報・周知してまいります。

次に、ご質問2－1、長泥地区における環境再生事業を継続的に国と村の協働した維持管理モデルとするとしているが、現状ではどのように確認しており、今後の計画はどのようなになっているのか示せについてお答えいたします。

長泥地区における環境再生事業につきましては、村内の仮置場及び仮仮置場から運搬した除去土壌を再生資材化し、再生資材を用いて造成した盛土実証ヤードにおいて資源作物の栽培実証等を実施する実証事業として国がその取組を進めています。

村は、令和6年1月15日付で環境省福島地方環境事務所長と飯舘村長泥地区環境再生事業における再生資材（除去土壌）等の適切な管理に係る覚書を交わしており、当該事業について福島地方環境事務所長が財産管理や農地の保全管理等を行う旨などを定めております。

また、今後、環境省、所有者、耕作者、村、それぞれの役割を示した再生資材（除去土壌）等の適正な管理に関する協定を締結することとしており、現在内容を協議検討中です。

次に、ご質問２－２、脱炭素村づくりに向けての国の知見の提供等の伴走型の人的支援の継続についてお答えいたします。

脱炭素、ゼロカーボンの取組の人的支援としては、令和５年９月より環境省より派遣いただいている職員１名の協力を得て、令和６年３月にゼロカーボンビレッジいいたて実行計画（区域施策編）を策定しております。

また、ゼロカーボン及びＤＸ推進のための職員として、総務省スキームにより令和６年４月より台東区より職員を１名派遣いただき、現在、ゼロカーボンビレッジいいたて実行計画（事務事業編）策定に向けた公共施設におけるエネルギー使用量の調査などを実施しているところです。

次に、ご質問２－３、東北中央自動車道からのアクセス道路及び国道３９９号線の道路整備については、各省大臣宛ての村要望はもとより、相馬地方市町村会が毎年度まとめる国・県への要望及び福島県町村会としての国・県への要望に盛り込むとともに、福島県町村会役員として直接県庁、国土交通省、財務省、県選出国會議員等への要請活動を重ねてきております。

また、アクセス道路については、福島県相双建設事務所と村建設課により県道浪江国見線の現地踏査を行うなど、現状把握、課題共有のための活動を重ねております。

また、国道３９９号線については、９市町村により構成される期成同盟会による国土交通省、財務省、国會議員等への要請活動に加えて、令和５年３月２日に設立された国道３９９号あぶくまロマンチック街道沿線自治体連絡協議会独自の要請活動として令和５年１２月６日に福島県に要望書を提出しております。

今後も、村第６次総合振興計画後期計画に明示した人口増加策を推進するために必要不可欠な道路として、関係する自治体、団体、機関と連携して道路整備実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、ご質問２－４、再生加速化交付金の期間見直し時期である令和８年度以降の継続的な財政支援についてお答えいたします。

政府は、「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第２期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むとしており、第２期復興・創生期間内に終了しないものについては、政府全体の施策の総合的な活用も含め、事業の進捗に支援の在り方を検討し、適切に対応するとしております。

このため、飯舘村産業団地整備事業や農業基盤整備促進事業、飯舘村交流・移住・定住等促進支援事業など、令和８年度以降も引き続き継続していくべき事業等について、相馬地方市町村会、福島県町村会を通じて、地域により復興ステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする福島再生加速化交付金について長期的かつ十分な予算を確保するよう求めてきたところであり、また、村独自に復興大臣や与党東日本大震災復興加速化本部などに対し、機会があるたびに要望

してきたところであります。

次に、ご質問２－５、介護保険制度等の激変緩和措置としての財源補填など総合的な対応策についてであります。３年ごとに高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しが行われ、介護保険料が改正されております。改正の内容につきましては、先にお示しさせていただいておりますが、介護保険料基準額を857円引き下げ、県平均の6,328円とほぼ同額の月額6,300円としたところです。全国的に介護保険に係る費用が増加傾向にあり、保険料も増加傾向にありますが、国・県の交付金等の充当や基金を活用し、急激な増加とならないよう対応してまいります。

また、村では、本年３月に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、飯舘村健康づくり総合計画を策定し、介護予防に力を入れるとともに健康寿命の延伸に向け取り組んでいるところです。

次に、ご質問３－１、原子力損害賠償紛争審査会への要望における村民が不利益とならない正確な賠償事務体制、村民に多大な手間や負担をかけない体制の改善及び個人情報の厳格な管理についての対応についてお答えいたします。

村では、原子力損害賠償紛争審査会へ要望書を提出した以降も引き続き東京電力に対して迅速かつ分かりやすい賠償請求手続、村民個人の状況に沿った対応、個人情報の厳格な管理体制の構築を求めてきたところであります。東京電力の対応状況につきましても定期的に東京電力の職員から報告を受けているところであり、今後も引き続き村民に寄り添った適切な対応を求めてまいります。

次に、ご質問３－２、村民に寄り添った賠償になるよう３つの誓いを厳守し、消滅時効特例法の趣旨を踏まえ、村民の現状をしっかりと把握した上で必要な賠償をするよう求めてきたことについての成果及び見通しについてお答えいたします。

村としては、３つの誓いである、１．最後の一人まで賠償貫徹、２．迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、３．和解仲介案の尊重を厳守し、賠償事務を進めるよう東京電力に求めてきたところです。東京電力からは、これまで同様、引き続き全社を挙げて対応していく旨の回答を得ております。

次に、ご質問４－１、あいの沢整備における再整備基本構想についての本年度の実施計画とハード整備としての設計、事業費の算出結果及び次年度のキャンプ場ハード整備と運営体制、人材教育についてお答えいたします。

本年度においては、当初予算で村民の森あいの沢整備工事として事業費2,179万円を計上しており、あいの沢内の遊歩道修繕、木柵修繕、キャンプ場の階段修繕など老朽化した部分の修繕工事を実施するとともに、利用者からの要望が多くあったWi-Fi通信環境改善工事を実施し、利便性の向上を図ることにより集客増を目指すこととしております。

また、次年度以降においては、財源確保に努め、新たなキャンプエリアの整備や各施設の付加価値向上を図るための事業を実施し、さらなる集客増を目指してまいります。

次に、ご質問５－１、村民のインフラ整備についての１点目、買物、通院などの足の確保と交通網についてお答えいたします。

まず、買物、通院などの足の確保ですが、村独自の交通支援としましては、生活支援ワ

ゴンの運行を行っており、いいたてクリニックへの通院や村内の移動に加え、週に3回（月・水・金）川俣町での買物のための移動支援を行っております。また、村外の介護施設等を利用するため村外在宅サービス等送迎事業を実施し、デイサービスや医療機関への通院を支援しているところです。

さらには、地域お助け合い事業により登録した村民による村内の通院、買物等への送迎も実施されているところです。

次に、村内の公共交通ですが、福島交通株式会社が福島駅と原ノ町駅を結ぶ路線バスを1日6往復しており、村内に17か所の停留所が設けられているところです。

次に、ご質問の5－2、高齢者、障害者などの弱者への対応を福祉行政全般から施策を示せについてお答えいたします。

村では、3月に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成し、村民が住み慣れた地域でいつまでも心身ともに健やかに暮らせるよう、介護、保健福祉、生きがいつくりなど、また、安心して暮らせる日常に向けた対策と各種施策を推進していくこととしております。

また、福祉関連の制度や具体的な支援や助成については、多岐にわたりますので、個別具体的な相談に対しまして都度丁寧に対応しております。あわせて、包括ケアの観点から社会福祉協議会やいいたてクリニック、あがべご訪問看護ステーション、いいたてホーム、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関をはじめ、村外の医療、福祉、介護の関係機関などとも引き続き連携してまいります。今後も、まずは健康福祉課までご相談いただければと考えております。

次に、ご質問5－3、村民生活実態把握の方法と対応策についてお答えいたします。

村では、これまで村内はもとより村民の多くが避難されている地区を中心とした住民懇談会を開催し、村民の避難生活における心配や悩み、要望や提案などをお聞きしてきたところです。また、これまで地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、飯舘村こども計画、健康づくり総合計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画などの策定段階において分野ごとにアンケートを実施しており、個々の生活実態の把握と状況に応じた対応策について検討し、施策展開してきております。

なお、今年度は、これまで方部ごとに実施してまいりました住民懇談会について行政区ごとの開催としてきたところであり、村民が話をしやすい環境をつくることで、これまで以上に村民の皆様のご意見やご要望を伺えるものと考えております。

次に、ご質問6－1、雑誌に掲載された職員全員が社内ベンチャーの経営者みたいな立場で働いてほしいとの発言については、具体的にどのようなことかについてお答えいたします。

この記事は、雑誌側の編集で要約された表現になっておりますが、その趣旨としては、組織全体で地域の声を聞くことに力を入れている取組の具体例として、これまで行ってきたコミュニティ担当制度を強化してきたということを紹介したものです。

なお、震災前から取り組んできたコミュニティ担当制度において、各行政区を担当する職員を従来の2名から5名以上に増やしております。これは、個々が行政区に携わること

で得た経験や課題を村役場全体で共有することで、さらなる地域づくりを推進するためのものです。また、職員一人一人が行政区で活躍することにより、個々の喜びやモチベーションアップにつながり、さらにその取組や経験が各種の計画策定や政策形成、予算編成に反映され、村全体の総合力アップにもつながることを期待する制度として実施しております。

次に、ご質問6-2、雑誌記事の御影石の岩盤の上にある地盤の強さは大きな魅力に映っているとは思っているとは何を思慮してのものかについてお答えいたします。

飯舘村は、御影石の産地として以前より他地域に比べ地盤が強く、地震などの災害に強いことが知られております。このことは、東日本大震災や福島県沖地震による影響を見ても、本村では屋根瓦の落下や屋内設置物の転倒、墓石の倒壊などは相当数あったものの、同じ震度6弱であった他の自治体における住宅等の倒壊、半壊や液状化に比べ建築物本体への影響はほとんど見られなかったことなど、村民の皆様も実感されているものと思われます。

なお、雑誌での記事は、これら強固な地盤や冷涼な気候など、飯舘村の地理・気候的な特徴は、村への進出を検討する企業に対し、防災や生産の観点からも大きな魅力であるとの趣旨であります。

以上となります。

8番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきました。1-1からずっと順を追って再質問をさせていただきます。

長泥地区81.7%、宅地と農地の面積だけの話だということで、長泥地区全体を見たときに、宅地、農地の面積は、そもそもがそんなにないのですが、国有林にしろ民有林にしろ山がほとんどであります。ですから、答弁するときには、農地と宅地にだけ放射性物質が落ちたわけではないので、きちんとした回答を要求しておきます。

次に、村全体の面積の、これも約25%という数字になっております。いつこれほど増えたのか。その後、田の土手やら田の堀なり山々の破線なり、何か全てやって増えたのか、何をもって25%になったのか。まず、これは聞いておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 答弁におけます25%という数字が、いつ何をもってこの数字になったのかということでございますが、これにつきましては、私どもが直接その除染をするわけではありませんので、環境省に現在まで行われた面積について確認をしたところがあります。それによりますと、この答弁にありますように令和6年6月7日時点で、農地、宅地、その他、外縁除染と言われる道路から20メートルとか宅地の林縁部までの20メートルとか、それらを合わせて57.27平方キロメートルという回答を得ておりますので、それに基づいて全面積で割り返した数字でお答えをしているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 回答は分かりました。それでは、環境省に何年度に何%でどこまでやって、その後、どこを追加されて25%という数値が出たのか。きちんと年度ごとに、どこを増やしてみんなが安心できる放射性物質の除去と隔離をしたのか。村民の間でずっと聞いても、あれ以来、どこか新たな除染地域をやったというのはあまり聞いていないので、山

おきまして、栽培しました資源作物については、ソルガム等のそうした資源作物を第2工区の中での実証補助というところで栽培したと承知しておりますが、そのほかの細かいものにつきましては、今こちらで手持ちがないので分からないところであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） よろしく申し上げます。

それでは、2－2についてですけれども、脱炭素村づくり、村長もゼロカーボンの取組、私どももそのことは、大変現実にあった運動だと思っています。そこに環境省から職員を派遣いただいて、台東区からも派遣をいただいていたということで、大変力を入れられてその方々にご努力を願っておりますけれども。この実行計画策定は、いつ頃完成するのか、既にできているのか。前にもらった実行計画ですか、それとこれは違うものだと受け止めて聞くのでありますけれども。公共施設におけるエネルギー使用量の調査をして、それでそのエネルギーの使用量をバイオマスか何からという話か何かの調査全体をしていくということなのか、村民全体のエネルギーを生み出す計画でも策定しているのか分かりませんけれども、どんなことでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまありました実行計画の事務事業編はどんなふうに進めるのかということでもあります。

まず、実行計画の区域施策編につきましては、令和6年3月に出来上がって皆さんにお示ししたところであります。この事務事業編というのは、またそれと二本立てでありますけれども、これは、役場の施設を含め、まず全体的な実行計画の中でもどのように役場が取り組むのかという部分で、村民に強いるものではなくて役場が実際に行っていく、率先して進めていくものは何だというものをつくる事務事業の計画となっております。ですので、村で持っている例えば役場庁舎とか学校とかそういった施設関係でどのぐらいエネルギーが使われているか、その基になっているのは何を使っているのかという部分、例えばガスとか灯油とか、まずそういったものの使用量の調査をしまして、それを今後ゼロカーボンに向けてどのような取組ができるのかというのを検討する、そのための基礎調査を今行っているという状況でございます。村として、役場として、どのように皆さんに率先して進めることができるのかということで行う計画でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 分かりました。公共施設ですから、各地区の集会所は当然入るんですよね。いろんな事業の補助を受けて、復興のために倉庫やいろんなことで施設を村が持って、今、事業を展開しているという、そういう施設は入るのかどうか、もう一回確認します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村で管理している施設ということになります。村で管理して村の会計から支出されている、そういった部分についての調査をする。また、公用車を使ってどのぐらいガソリン代を使用しているか。そういった部分で村が管理している施設についての調査ということになります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） それでは、2－3について伺います。

アクセス道路、これは前々から、高速道路ができる話が出たときから村に要求して、早くアクセス道路の、村としてもこういうところに要望をまとめてきちんと出すべきだと言っていたんですけれども。でも、最近そのことは対応されてこの答弁になっているんでしょうけれども。現状把握と課題共有のため活動を重ねていると。これはどんなことをやられているんですか。

建設課長（高橋栄二君） 相双建設事務所等、建設課において県道浪江国見線の現地踏査を行ってまいりました。115号線からの入り口の端の部分とか、あとは、佐須地区の橋を渡る場所の急カーブとか、あとは草野と宮内と、あと佐須の間にある急カーブの辺とか、あとは綿津見神社の裏の一部掘り割りになっている狭い箇所とか、そういったところの危険箇所と思われる部分を、昨年度、現地踏査をして、まずは課題として共有してきたという内容でございます。

8 番（佐藤八郎君） 今の答弁だと、県道浪江国見線をそのままアクセス道路にするという考え方なのか。私なんかは、ずっとみんなと話しているのは、道の駅とかあの辺に最短距離で来るような道路を敷いたほうが、今度、産業団地もできるし、いろいろ含めてそういう方向かと。県道浪江国見線のあちこちを拡張してアクセス道路という話ではないと思っておりましたが、今の回答だと、どうも違うみたいなんですけれども。放射性物質を村外から飯舘を通過して通る県道は、今、課長が言ったように、どんどん県の金を入れて、国の金を入れて、カーブを直したり、バイパスを造ったりあちこち拡張している。自分らのほうの放射性物質除去をするために運ぶ運搬道路は、この13年間であちこちどんどん直してきたでしょう。このアクセス道路は、私はまた別だと思うんです。きちんと下りてきつと来られるような道路を造るべきじゃないですか。何でそんなややこしいことを言って、あちこちカーブを直したり橋だのと今言っていますけれども。時代は、今、そういうことじゃないと思うんだ。今の私の質問と答弁とちょっとかみ合わないの、答弁しろといっても無理なので、あえてさらに要求しておきます。

副村長（高橋祐一君） アクセス道路ということで議会からもいろいろ要望等もされていたところでありますけれども、当然、村としては、高速から、今回、産業団地という新たな事業の取組によってますますその道路の必要性が高まったというところで、今、協議をしているところであります。

まず、協議の場所としては、やはり福島県または国ということで、今現在、いろんな各種道路の協議会、それも浜通り地区、東北ブロック、全国という形での協議会の総会等が行われておりました。その中に出席をしながら、意見交換という形で、関係機関との意見交換の中で、村としてはこういうアクセス道路が欲しいですという話をしてきたところがあります。特に県の相双建設事務所、いわきの国道事務所長、福島の河川国道事務所長、そういう方と意見交換、現地視察等をしているところであります。

また、放射線的な部分に関しては、やはりこれから事業をどういうふうにして取り組んでいくかということでありますので、村としては、当然、あそこに一本で、バイパス的な形で来るのが一番の希望ではありますけれども、そういう部分を含めてまず今は何ができ

るのかというところでの、さっきの建設課長の答弁の中で建設事務所では、まず関連する浪江国見線の踏査をしてきたというところでございます。ですから、この部分については、今後、どういう形で事業に取り組むか、どこまで事業主体になっていくのか、そういう部分を含めてまだ模索をしているという状況でありますので、要望しながらそういうところを1つずつ取り組んでいきたいと思っているところであります。

8 番（佐藤八郎君） 予算とかどうのこうの話じゃなくて、飯舘村の原発事故によってどれだけの被害を負わせたか。歴史から家族から村民の命も若くして死ぬような状態にしておいたものが、加害者が、そんな県道をあちこち直してアクセス道路なんてふざけた話をしていること自体、私ら被害者の立場に立っていない。この村がどんな目に遭ったんだと。13年間こんな惨めな暮らし、どこに、いまだかつて飯舘出身だと言わないで暮らしている住民がいる。情けない。不幸な被害に遭った村が言いたいことは、きちんとすべきじゃないんですか。何を言っているんだと。飯舘の真ん中にどんと道路を引いてくれと。測量してふるさとを出た方の交通網をいいものにしてくれというのが当たり前でないでしょうか。いや、今努力されているというのは副村長からあったので、それはそれでいいんですけれども。そのぐらいきちんと言すべきだと思うんです。何で私らがこんな目に遭ってふるさとを出たり、いまだかつて遺産相続とかいろいろまくいかない人は、何にもない中で13年苦しんでいるんです。いろんな立場の村民の苦しみをぶつけたらいいんじゃないですか。そんな県道をあちこち直したらアクセス道路なんて、それはそれで、危険なところを改修して勝手に県でやりなさいよ。そのぐらいきちんと独立した自治体として村長は言すべきだと強く要求をしておきます。

村長（杉岡 誠君） 今、議員おただしの中で、村民のじくじたる思いというか、悔しさも含めてそういうところは非常に理解するところでありますが、強く要望すべきだということに関しては、むしろ強く要望しておりますと回答させていただきたいと思います。

あと、賠償とかそういう損害に対する部分の話を前面に出していったほうがいいんじゃないかということがあるかもしれませんが、場合によっては、そうすることによって、では、震災前の状況になればいいですよねという論理にもなりかねないものですから、村としては産業団地構想、人口増加策、これからの村、未来に向かってという部分で絶対に必要なんだということで強く要望させていただいておりますので、その点についてご理解をいただければと思います。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） その点はその点で理解をしますけれども、震災前の社会情勢と13年たった今の情勢は全く違いますから。同じ飯舘村にそのまま住んでいて13年たったのと、避難を繰り返したり戻ったりいろいろした13年は、全く異質なものですから。そのことはきちんと、それも自分で選んで異質なものになった人生ではないんです。そのことはきちんと生かしてもらいたい。それは、当然、原発公社、加害者の国の責任でやるべき当たり前のこと、無理なことを言っているつもりは全くございません。こんな人生を村民にさせた加害者に対して当たり前のことを発言しているところであります。その当たり前を村の村長が当たり前に言っていたいただきたいということであります。

次に、2－4について。第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に支援の在り方を検討して適切に対応するとありますけれども、これは、どんな在り方を検討したりしているのか。生活している中で一番具体的なのは、医療費の問題がありますけれども、もう令和9年度からは、医者にかかるのにお金が必要なんだという覚悟をなさい、覚悟をなさいのお知らせをするのが村の役割なのか。そうではないんだと。10年以上たったからこそ放射線被ばくによる細胞核、体の細胞の破壊されたものが、合併症やいろいろな病気が増えてくるんだという意識の下の話なのか。この支援の在り方、検討というのは、どんな形でどんな項目、どんな方向づけをしようとして検討されているのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） どのような方法で国が検討しているのかということですが、まず、我々の知る範囲では、それぞれ被災の自治体から福島県等を介しまして、例えば子供を持つ世帯の親とか企業、そういった部分からそれぞれの年に数回、聞き取りなどをしながら今のそれぞれ避難なりの状況、そういったものを聞き取っているということとは進められているようであります。

ただ、検討の内容でありますけれども、各方から聞き取りもやっているとありますが、例えば、特に原子力災害被災地域につきましては、事故の収束状況あるいは環境再生に向けた取組、帰還・移住等の促進、生活再建あるいはイノベーション・コースト構想を軸とした産業の集積、また、進められている福島国際研究教育機構の取組の推進、また事業者・農林業者の再建など、そういった項目ごとにそれぞれきちんと対策を練っていると。それぞれの状況をつかみながら、今後、第2期復興・創生期間終了後についてどのようなことで進めるべきかという方針が変更という形で、今回、令和6年3月19日に閣議決定で方針の変更が出されてきたということであります。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 私ども村民のためになる支援の在り方をぜひ検討して、必要には対応していただく、延期もあり、そういう、あくまでも国民主人公の日本国という国ですから。最近、政治情勢は、皆さんもご存じのように国民のお金を政党助成金でもらって使った挙句、今度は税金の還付請求をして、戻して自分の懐に入れるような、そういう国政の政治家がいっぱいいる中での政治の情勢ですから。ただ、飯舘村の役場職員なり村民の生活は、そんなのとは全くかけ離れて、真っすぐ素直に一生懸命生きているわけですから、そのことからして、きちんと私どもの生活が、今後、本当に日本国憲法における25条やいろんな制度の下に生かされるものにするための自治体の役割、責任があるわけですから、ぜひその方向で検討するように強く要求して願いたいと思います。

それでは、2－5に入りますけれども、2－5は先ほど答弁がありました。これを頂いて、今日も朝起きてから読み直してきました。まとめ方なり総論なり各論がいろいろありますけれども、この冊子そのものは、非常にご立派ですばらしいと思っていますけれども。ただ、最近何人かの村民に会ったら、もうパーキンソン認定された、認知症が進んでこういう状態だ、施設に入れたんだ、そういう人がいっぱいいるんですけれども。でも、この中では、そういう人がいっぱい増えるとは書いていないです。計画もないし、計画をする

ものでもないし。ですから、こういうのはこういうので、それは大事でしょうけれども。もちろんこれは、国とか県からまとめると命令が来てつくっていますから金も来ていますけれども。いずれにしろ村民一人一人に今回してよ。村の人口は、もう6,000人でなくて4,000人。一人一人つかんだってすぐの話なんです。役場職員が200人はいないとしても、1人当たりにすれば、2人ずつつかめば400人とか、言えば簡単な話です。ただ、そんな簡単な話じゃないですから。ですけれども、いずれにしろ実態に即応した中でやしないと、多分、介護労働者も含めそういう福祉関係で働く労働者は大変な目に遭っていて。私の知り合いの息子、娘が関わって、もう辞めようかと、もっと楽な仕事がいっぱいあるから、お金も取れるしと言っている方がいっぱいいますけれども。そういうご時世の中で頑張っている人たちに働きやすい楽しい職場とかを提供していくためには、そんなきちんとした計画、これはこれでいいですけども。もっと労働者の立場に立ったり介護を受ける村民の立場に立って、もっと気軽にわくわくどきどき、来年まで生きていてもいいんだと、あと5年も長生きしていいんだと思われるようなことにしないと。それは働く人も含めて、もう辞めるかなと働いているよりは、あしたも行きたいと思う職場にしないと駄目だと。いつもいろいろな人から聞いて、誰が言っていた話じゃなくて。昔はいろいろ言うと、八郎さんに誰があんなことを言ったんだって犯人探しをした行政時代もありましたので。私に手紙をよこした人が騒がれて、あと特別養護老人ホームの中でいじめに遭った人もいますから。犯人探しをしてどうするんだと。実態を見て改善していくのが行政の仕事だとずっと言ってきましたけれども。いずれにしろそういうことです。その辺では、もう少し全体、いろんな団体が定期的に連携されて打合せとかいろいろやっているんでしょうけれども。その在り方というのはどのぐらいの、定例化されているのか、その時々に行われているのか。いろいろ計画を立てても国は勝手に値上げしたり引下げしたり、病院そのものも経営が成り立たなくなったり、いろいろしますから。その辺は、どんな連携した場所、合意形成をされているのか聞いておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今、佐藤議員から介護に関わる部分のこの高齢者計画に基づいた質問をされたと認識しておりますが、この計画につきましても65歳以上の高齢者、対象者が2,000人強いらっしゃるんですが、ここに調査をして作成した計画ということになっております。今の飯館村における介護の状況につきましては、介護事業所がいたて福祉会のいたてホーム、この施設入所のみという形になっております。震災前にあったデイサービス等の事業については、なかなか人材の確保も含めて村内で提供できないという状況から、村外の事業所をお願いをし、そこへの足の確保という形で今事業を展開しているところであります。村の中で介護事業が以前のようにできればいいんですけども、議員おただしのように、なかなかその介護人材の確保が容易な状況ではないということから、再開に向けての動きはあるものの現実に至っていないという状況かと思っております。国で介護職に対する報酬の引上げ等の待遇改善策をしているところでありますけれども、まだまだ少ない、足りないと感じているところです。

それから、村内における地域包括ケアシステムの動向といいますか状況でありますけれども、各介護者あるいは介護が必要な方に対する地域ケア会議という形で関係機関の方々

を招集して、その中でどういう対応をしたらいいかという部分については、村あるいはクリニックの、今、本田先生も関わっていただいているところでもありますけれども、それから社会福祉協議会、それから民生委員、それからいいたて福祉会等々の関係機関からお集まりいただいて個別の対応を協議しているという状況であります。

8 番（佐藤八郎君） 福祉情勢は本当に大変です。大変ですので、健康に注意して頑張ってください。

次に、3－1と2を併せて再質問をしますが、先ほど質問でも言いましたが、自分たちで追加賠償を決めておいて、その追加賠償をきちんとなしなのが東京電力であります。なおかつ自分の賠償について納得しない人が裁判を起こしたり、要望を出したり、ADRに対応したりしている方は、また名簿から抜いて後送りにしているのが東京電力であります。つまり個人の村は、答弁でよく村民個々の問題と投げやりにしていますけれども、個々の問題で頑張るという運動なり正しい請求を、自分としてはこうだと言っている人たちが、今度は向こうが勝手に決めた追加補償・賠償についても、罰則のごとく遅らせて合意に至らないというのが実態としてあります。そのことをきちんと確認されて、被害地域の飯舘村の村長としてこの3つの誓いは何なんだと、全社を挙げて対応するというのは、私が今、発言したことが対応なのかとぜひ聞いていただきたい。

次に、あいの沢の整備事業を今聞きました。私は、あいの沢の水利組合の地権者対応の部落なのでよくいろいろ聞かれるんですけど、何十年前かに設計してつくられたものをあちこち修繕する時代なのかと。全体を考えると時代に合ったものにしていったほうがいいんじゃないかと。修繕して修繕してなんという、修繕する仕事はできるかもしれませんが、もうちょっと違うんじゃないかと。いろんなことがあって今の状況になっているんだから、全体像を見て思考して考えるべきときじゃないかと。これは、今日の答弁でも遊歩道、木柵修繕、キャンプ場の階段改修、老朽化した部分の修繕、これを答弁して、新しいのはWi-Fiの通信環境改善になっている。こういう時代ではないと村民は思っています。いつまでしがみついて新たなものを求めようとしませんか。特に村長が新しくなったんだから、その辺ははっきりしたほうがいいです。これから何年先、修繕し、また壊れたら修繕する。それは、昔はあった。兄貴が着たものを、あちこち縫って弟が着てどうのこうのという時代がありました。そういうときではないんです。もう十年一昔なんていう時代はとっくに過ぎて、今は三年一昔、もしかすると1年ごとに昔になってしまう時代、早い時代になったときに、いつまでこんなことをやって、答弁して、すばらしい答弁ができたのかどうか知りませんが、いずれにしろ、機会を見て全体を考えたときの思考をどうしていくかというのを村づくり推進課というところでやるんでしょうから、ぜひ強く地元民としても要求しておきますし、あそこは村全体の観光拠点ですから、もったいない施設がいっぱい遊んでいます。あれも有効活用を進める方法、野外コンサートでも何でも市町村外の人やりたいときには、貸したり準備を手伝ったりいろいろ。車のどうのこうのは分かりませんが、道の駅があるほど、ああいう事業も貸してやらせるわけですから。いろんなことを、自然を豊かに生かすことを。それと放射性物質の安全確保はまた別の話で、そこは、村はきちんと厳正に守っていると、あそこらは、

飯舘は放射線量が高いんだというところがいっぱいあるんだと思うのがいいんじゃないですか。現実だもの。うそ隠さないんだもの。村が手伝って隠しているようでは問題だと思うので、その辺は、大きな観点で思考を高めていただきたい。

村長（杉岡 誠君） 今、あいの沢整備についてしっかり進めていくことというご趣旨のご質問かと思いますが、後段にご答弁申し上げましたとおり、来年度以降においては財源確保に努めということで、今現在、既にその財源について様々なところと色々な協議をしながら確保に努めているところですので、財源確保ができ次第、整備計画あるいはそういった予算案についてもご審議いただくようにしていきたいと思っております。

それから、修繕ばかりでないだろうという話なんです、例えば3年前にキャンプ場をオープンする際、これはコロナの中でありましたから、もっとちゃんと整備をしていかないと駄目なんじゃないかというお話がある中で、いや、ファンづくりが大事だし、あるいは来ていただいた方の声を聞いての整備が必要だということでテスト的に始まりながら、昨年からは有料化をして進めてきています。実際、1年間に二千数百人ほどがキャンプ場に来ていたり、きこりのお風呂も含めて相当人数が来ているものですから、そういう方々が日常的に来る中で、やはりその修繕をしないとお使いいただけないし、あるいはファンが離れてしまうという部分もありますから、今、直近で必要なものについては、修繕についても適切にやらせていただきますし、あるいはアンケート等でいろんなご要望をいただいたW i - F i 環境の整備ということも、今年度、予算化をさせていただいて、今、検討を進めているというところでありますのでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 被ばく線量は高かった飯舘村けれども、13年たったときに行ってみたら、いや、濃度が高いところは高いとなって、この範囲は安全・安心、国のいう将来的に1ミリシーベルト未満の地域になっているとか、村長のいう放射性物質が13年たってこういう物質になってなくなったもの、あるもの、いろいろあるという話も、それは、なかなか標識を造ってやる話ではないので、それはそれで。やっぱりそういうものを守りながら、例えば福島県が出している原子力防災ガイドブック一つを見たら、放射性原子力災害というのは、放射性物質からの放射線を吸入して被ばくするし、牛も農作物も山も土壤汚染までになるんだと、こういうものを、防災マップを配っているわけです。ここを見ただけでも、危険なんだと書きながら、現実には山だからって86%も除染もしないで。山のやり方なんて国にいっぱい提案がされているのにゼネコンとつながらない、技術は生かされないで、山の除染はやらないほうがいいように加害者が勝手に決めている話ですから、村に発注してくれればいいんです。100年、150年にわたって除染作業が村に仕事として生まれますから。そんなことができないなんていうそんな時代じゃないんです。できないのは、懐に入のお金が少ないからできないのかどうかは分かりませんが。いずれにしろ、防災マップでこれほどきちんと放射線というものと書きながら、飯舘に来たときにどこを見ても何のあれもないという不思議さがあるんです。だから、ヨウ素剤の服用から広域避難についてから、あとは日頃から準備しておくリストから、いっぱい資料が書いてありますけれども。いずれにしろ、あとはやっぱり村民の方が10年目のときにまとめた資料

もいっぱいありますけれども、それから3年たっています。この部分、被ばくのリスクにしたって、自然界、医療被ばく、航空機被ばく、原発事故の被ばく、いろいろやっても被ばくの回避ができるか、メリットがどこにあるのかと。どこに行ったって、確かに医療被ばくは、的確な診断や治療によって必要だ。航空機、飛行機は、時間の短縮によって必要だと。だけれども原発事故によって我々が被ばくしたものは、何のメリットもないです。そこに危険で住めない地域にされただけです。だから、そういうものをきちんと、こんなのは事実なわけだから、そういう村民が何人もおられるということを村長は理解してよ。キャンプ場だって、あの周りは私の山がありますけれども、私の山なんかは何もやっていないです。原発事故が起きて、そのまま山があるんです。だから、土でも何でも取ってきて測ったらすごい。今度、取ってきて村長に届けますか。いいですか。あいの沢の土そのものだって、データなんかすごい線量です。線量計のブザーがびびびとすぐ鳴ります。それが実態なんです。だから、オートキャンプ場、そのぐらいのリスクを持ったオートキャンプ場だと分かるようにしたほうが、私は、安心・安全に来てくれるリピーターにとって飯館村はとても親切だとなるんじゃないかと。

あと、雑誌で発言された内容は、いろいろ誤解を招かないために聞いたので、村長のお話で分かりましたけれども。岩盤の上に核シェルターをつくる話じゃなくて、安心・安全な地盤があって、そういう災害にも遭う率が低いというお話をしただけなの。だから、何か前の村長も、職員全員がベンチャーの経営者みたいに働かないと駄目だみたいな話を昔したんだけど。自分がちゃんと村長の役割、責任を果たしていけなきゃいけないなんて私は言っていましたけれども。いずれにしろ、これは職員一人一人が行政区で活躍する。これは、3人のときと5人に増えたことで、5人に増えたからどうなっていくかを。庁内会議は、私は傍聴したことがないから分かりませんが、どんな論議をされているのか。昔、庁内会議を傍聴させろといったらさせられないといって、庁内会議に意見が出ているのかといったら、ここ2年ぐらい誰も発言したことがないみたいな話がありましたけれども。いずれにしろ分かりませんが、やっぱりそういう時代じゃないんです。そして、よく答弁で、インターネットでホームページで云々と言いますけれども。私は努力すれば開けるのかもしれないけれども、なるべく開きたくないから開かないんだけど。違う勉強をいっぱいしなければならぬから。だから、相馬でも新地でも実際ある看板は、私は写真で持っていますけれども、やっているところがいっぱいあるんです。だから、うんとお金をかけてやれと言ってるんじゃないで、こういうことをやるから国でその費用ぐらいいは出せと。長泥だって自由にどこでも入って歩くとやっているみたいだけれども。だって役場職員が行って、そこからそっちは除染していないところだから入らないでくださいと誰か見回って歩いているんじゃないし、今は自由に入れるんだよね。入っている人から聞いたので。何せあるものはある、悪いものは悪い、影響があるものはある。苦しんで一生懸命働いて頑張っている人は、社会福祉協議会を含めて福祉関係なんかは全く、民間の方もそうだけれども、経営なんてあつぷあつぷでどうやったらいいかぐらいの話。そういう現実をきちんとつかんだ上でぜひご努力をして、議会と行政一体となって村民のために働ければと思います。

以上で終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部、答弁ありませんか。

村長（杉岡 誠君） 総括的なお話になるかもしれませんが、いわゆるそんな時代ではないというご発言が幾つかありましたが、新しい時代の流れに即応するものもあれば、あるいはもともとの部分を大事にしていくものもしっかりあると思っておりますので、その辺は答弁をさせていただいておりますが、そういうことはしっかり村としてもつかみながら、ある方向にだけ引っ張っていくということがないように、世代をしっかり踏まえながらという村政を進めていきたいと思っております。

あと、それから、多々お話がありましたが、長泥の案件の中で自由に出入りできるんじゃないかということで、当然、区域内、公共道路なんかは自由に出入りできますし、施設もそうですが、基本的に例えば民有林、国有林あるいは宅地、農地含めて、これは、それぞれの所有者の所有者権がありますので、私たちは、慣例上、自由に入れるかのごとく思っていますが、そういうものではなくて、やはりそれぞれの権利者の権利の中でその権利を守っていくという立場がありますから、それぞれ権利者の権利を阻害する形で村が一方的に何かするということとはできないということをご答弁申し上げたことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 横山秀人君の発言を許します。

3番（横山秀人君） 議員番号3番 横山秀人です。

ただいまより6月定例会の一般質問を行います。今回の質問の数は7つです。課題解決に向けて議論が深まることを期待し、質問に入ります。

1つ目、村民がわくわくする事業の開催について質問します。

村内の任意団体が主催する会津バスツアー交流会が6月下旬に開催されます。主催者に参加理由を伺ったところ、お友達や皆さんと一緒に出かけること自体が楽しみですとの理由が多かったそうです。これは、第6次総合計画の村の将来像である「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」そのものであります。原発事故により全村避難となりました村民同士がお会いし、話す機会がとても少なくなりました。数年ぶり、十数年ぶりに会ったという場面を何度も見えています。村民再会の場、村民交流の場の一つとして村主催の村民交流バスツアーを開催してはいかがでしょうか。村長の考えを伺います。

2つ目、イベントや行事等の積極的な広報について質問します。

現在、イベントや行事等については、お知らせ版やチラシで広報されています。また、村ホームページや公式LINEでも継続的に広報されています。しかし、村民からは、イベント・行事情報が分かりづらい、情報が少ないとの声を聞きます。村民と話していると、今月何のイベントがあるのか、今からでも参加できるのかと調べたい村民は多く感じます。また、交流センターに車がたくさんあるけれども何の行事かと気になる村民もいらっしやいます。村民の知りたいという要望に応えるためにも、村ホームページと公式LINE

NEのイベント・行事情報はもっと分かりやすくすべきです。また、村主催だけでなく他団体主催のイベントも積極的に広報すべきです。村長の考えを伺います。

3つ目、村民の生涯学習の推進や学び直し等に向けた情報提供について質問します。

村内には様々なサークル、スポーツ団体があり、会員を募集しています。また、専門知識や技術を教えてくださる講師を探しているグループもあります。新しいサークルをつくりたいけれども会員募集の仕方や運営方法等に悩んでいる方もいらっしゃいます。村民の生涯学習の推進や学び直しに向けた情報提供として、まずは3つの取組が必要と感じています。

1点目、会員を募集しているサークルやスポーツ団体等をまとめた一覧の作成と配布。

2点目、教えることができる内容等が記載された講師一覧の作成・配布。これは、村民の人材発掘にもつながります。

3点目、サークルやグループをつくりたい方への相談窓口と支援内容の案内の3つです。これらについて村長の考えを伺います。

4つ目、村内の案内看板の内容確認と撤去、修繕、新設について質問します。

村内の案内看板を見てみますと、役場入り口に閉店したほんの森いいたての看板があります。道路沿いには、看板の一部が欠けたマラソンコースの距離表示板が目に入ります。また、新しい施設や観光名所の看板も道路沿いに簡易的に設置されています。村民だけでなく飯舘村を訪れた方が迷わないように案内看板の内容確認と撤去、修繕、新設が必要です。村長の考えを伺います。

5つ目、村民が村づくりに参加しやすい方法について質問します。

5月から8月にかけて住民懇談会が20行政区各地で開催されます。第6次総合振興計画にある村づくりへの村民参画を実践している事業だと思っています。

しかし、現在も約67%、つまり3人のうち2人の村民が村外に避難している現状では、住民懇談会に参加できない方も多くいらっしゃいます。避難12市町村の中には、懇談会等とは別にまちづくりへの参画方法の一つとして、国・県、自治体と一緒に全世帯にアンケートを実施している事例もあります。今後、20行政区で行われている住民懇談会に参加できない村民に村づくりへの参画をどのような方法で行うのか、村長の考えを伺います。

6つ目、原発事故により全村避難となった当村の特殊事情を踏まえた民有林等の土地管理について質問します。

村民から山林や農地を管理できないので村で買ってくれないか、村に寄附するから受け取ってほしいとの要望を受けます。そのたびに村が必要としていない山林・農地は購入できません、寄附も受け付けていませんと回答していました。

しかし、全国では、所有者が管理できない民有林を購入しているまちが少なくとも2町あることを知りとても驚きました。5月14日の日本農業新聞です。「管理難しい山林 自治体買い取り」、「荒廃に先手 2町で2000ヘクタール」とのタイトル記事です。自治体が入購する理由は、担い手の高齢化や都市への人口流出を背景に山林が荒廃している状況において土砂崩れなどの災害を未然に防ぐ、水源地を守るためとのことの記載がありま

す。

原発事故により約67%の方が村外で暮らしています。その中には、既に住宅を取り壊した方もいらっしゃいます。今後、山林等の管理がより困難になり荒廃が進むことが予想されます。原発事故によって全村避難となった飯舘村です。管理ができない民有林等について、購入も含め、国・県・村にて避難自治体独自の土地管理を検討すべきと考えます。村長の考えを伺います。

最後、7つ目になります。

今後の住民票の在り方に関する避難12市町村の統一した見解と国等への要望について質問します。

福島県内の中核市は、福島市、郡山市、いわき市の3市あります。5月1日現在、その3市に合計1,975人の村民が避難しています。5月23日付の福島民友新聞には、その3市が入っています中核市市長会が、「東京電力福島第一原発事故に伴う長期避難者の住民票の在り方について、改めて方向性を示すよう求める政府への提言を採択し、関係省庁に提言書を提出した」との記事がありました。詳しく読んでみると、主な提言理由は、1点目、避難者を、今回は村民になるわけですが、避難者を受け入れている市町村の税負担の不公平感につながる。2点目、避難者と受入れ市町村の住民との融和の障害になっている。3点目、新たな災害発生時における情報提供や状況把握、支援等に支障を来すなどです。避難者、村民受入れ自治体は、住民票に関する課題について議論し、国に提言をしました。原発事故による避難自治体12市町村においても、私たち避難者の立場から住民票に関する課題について統一した見解や要望を国に提言すべきと考えます。村長の考えを伺います。

以上、7つの質問について、課題解決に向け議論が深まることを期待し、質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。

再開は13時10分とします。

（午前 11 時 46 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1 時 10 分）

村長（杉岡 誠君） 3 番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問 1－1、村民がわくわくする事業の開催についてお答えいたします。

村では、村の再生・振興の現状を村民の皆様知ってもらうため、今年度の事業として村民を対象とした村内1日留学事業の予算措置をしているところです。おただしの村民再会の場合や交流の場としてのバスツアーについては、平成25年から平成27年度の3年間にわたって行っていた村民ふれ愛号のようなものが考えられるところですが、現時点では、まずは、村の状況を居住地の異なる村民の皆様にも知っていただくこと、村の魅力を再発見していただくことにより、生活の拠点として改めて選択していただける取組が必要であると考えております。

なお、村民同士の村外での交流事業としては、健康づくりを兼ねたサロン活動や地域みがきあげ事業による行政区主催の研修事業、村の任意組織による研修等が行われてきており、今後も気心の知れた仲間で行った自主的な研修や交流を進めることで村の再生、振興、発展につなげてまいります。

次に、ご質問２－１、イベントや行事等の積極的な広報についてお答えいたします。

イベントの周知方法については、一昨年前までは、月２回のお知らせ版のみでありましたが、昨年６月より村ホームページでの周知を開始し、また、昨年９月からは、公式ＬＩＮＥでも周知してきたところです。さらに、今年度より村ホームページのイベントカレンダーの充実に努め、村主催のイベントについての情報量をできるだけ多く掲載するよう努めてきたところであり、掲載スタイルにつきましても、関係するチラシなどを添付するなど見やすさも改善してきたところです。イベント情報を含め、村のホームページやＬＩＮＥでの周知方法・周知内容につきましては、これまでも改善を図ってまいりましたが、今後も多くのご意見、ご要望を聞き入れながら、より見やすい、より分かりやすいお知らせに努めてまいります。

なお、これまでも個人や団体が主催するイベント等も掲載してきており、今後も適正な審査の上で掲載の可否を判断してまいります。掲載希望の団体等につきましては、広報担当までご相談をお願いいたします。

次に、ご質問３－１、村民の生涯学習の推進や学び直し等に向けた情報提供についてお答えいたします。

村では、文化芸術、学習、趣味、スポーツ等の生涯学習やスポーツ活動を目的に自主的に運営しているサークル・団体からの依頼、相談を受けた際には、イベントや講座の開催告知や会員募集等の情報を広報お知らせ版やホームページに掲載したり、チラシを広報に同封するなどしております。また、講師の紹介等も行っております。

おただしの３点の具体的なご提案を含めて、担当窓口であります生涯学習課において村民の生涯学習、学びの場、スポーツ等の活動機会の充実に必要な検討、実践を重ねてまいります。

次に、ご質問４－１、村内案内看板等の内容確認と撤去、修繕、新設についてお答えいたします。

村内の案内看板については、今後、より効果的に来村者を案内できるよう、簡易看板等の活用も含めて実態に合った修繕、新設等を進めてまいります。

次に、ご質問５－１、村民が村づくりに参画しやすい方法についてお答えいたします。

今年度の住民懇談会は、これまで主に行政区役員のみで実施してきました行政区ヒアリングを行政区全体での形式とすることで、広く村民の皆様の声を聞く場として開催させていただくものです。

また、行政区ごとの住民懇談会におけるご意見を村の行政課題の整理・改善や、今後の国・県への要望に反映させていくこととしております。

なお、いただいたご意見等については、来年度の完成を目指す第７次総合振興計画にも反映していきたいと考えているところです。

おただしのアンケートであります、村では目的を明確にし、必要な内容について必要な時期にアンケート等を実施してきております。令和4年度には、障がい福祉計画、障がい児福祉計画策定のための聞き取り調査を実施し、令和5年度には、健康づくり総合計画策定のための16歳以上の個人を対象としたアンケートや、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための介護予防、地域ニーズ、在宅介護アンケート調査、子ども・子育て支援事業計画及び飯舘村子ども計画策定のための小学生から高校生まで及び就学前児童から高校生までのお子さんをお持ちの保護者を対象としたアンケートなどを実施してきましたところ です。

なお、第7次総合振興計画につきましては、複数の村民に委員として参画していただく策定委員会を中心に事業評価段階での調査など、その実施方法や内容、時期などを検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問6-1、今後、山林の荒廃が予想される中、管理ができない民有林等について、購入も含め国・県・村にて避難自治体独自の土地管理を検討すべきについてお答えいたします。

民有林等につきましては、事業目的がないものにつきましては、村が購入することは現段階で考えておりません。

なお、村では、これまでふくしま森林再生事業や広葉樹林再生事業等を活用した民有林の森林整備と並行して間伐材の出口ともなる木質バイオマス発電施設の誘致を進めてきており、本年7月の本格稼働を予定している飯舘みらい発電所では、既に除伐材、間伐材の購入が開始されております。

このことにより不採算財産とみなされていた森林に新たな価値が生まれ、一定の経済効果が地権者等に還元される仕組みが整ってきておりますので、今後、こういった現状を広く周知してまいりたいと考えております。

また、森林Jクレジットなど様々な制度について、これまで同様、情報収集に努め、森林政策に活用してまいります。

次に、ご質問7-1、今後の住民票の在り方に関する避難12市町村の統一見解と国等への要望についてお答えいたします。

長期避難者に係る住民登録制度については、原発避難者特例法に基づく措置であります、中核市市長会の提言理由にありますように、避難先自治体での支障がある一方で、飯舘村から避難している住民からは、この制度により認められている区域外就学により避難先での子供同士の交流や避難先住民との融和が図られているという声も聞かれます。原子力発電所事故による災害は、被災自治体間の状況の違いはもとより住民一人一人の間でも復興の状況が異なり、個々の事情により居住地を選択されているものです。

おただしの長期避難者に係る住民登録制度など、原発避難者特例法をはじめ復興特区法や福島特措法に基づく特例措置の継続については、引き続き国等に対して要望してまいります。

以上であります。

3番（横山秀人君）　ただいま答弁をいただいた内容について再質問いたします。

まず最初に、今回、通告書については、詳細に書かせていただきました。それは、質問内容に誤解が生じないようにであります。ただ、残念なことに、質問に対しての回答が明確になっていないところもございました。私の質問が悪かったと反省しております。再度同じような質問をする項目もございますが、よろしく回答をお願いいたします。

まず、質問1、村民がわくわくする事業の開催についてであります。

こちらについては、総合計画の村の将来像「明日が待ち遠しくなるような」という言葉とぴったりの事業が今行われているということがありました。ということを受けて、聞いたところによると、団体自体でやると規模も小さく、福島市からしかバスが出せないという事情があると聞きました。であるのであれば、村でこういうバスツアーを考えてみたらどうですかということであります。ですので、回答としては、そのバスツアーができるのか、それともできないのか、検討するのか、そのような回答をいただいた上でその理由をお聞かせいただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村が主催するバスツアー等ができるのかできないのかという再質問でございます。

先ほど村長から答弁で申し上げましたように、基本的には、気心の知れた仲間、目的意識を持った研修等での、ツアーというのではないですが、そういった研修を行っていただきたいようなことであります。今後、7次総合振興計画等でも検討すべき部分であります。今、村では、それぞれ村民主体となった、村民が主体的に自主的に動く、そういった事業展開を進めていく必要があるということで考えているところであります。これまで同様、行政区、それからそういった任意団体、そういった部分で、特に村でもそういった団体が動ける、動きたいと思える補助事業等もつくっているところでございますので、補助事業あるいは行政区の活動費、そういった部分もつくって制度としてあるわけでありまして、自主的な活動・研修等をぜひ行っていただきたいということで、村では、村が主催になって村民全体を対象にしたツアー的なものは検討していないところであります。

以上です。

3番（横山秀人君） 回答は分かりました。その上で、先ほど社会福祉協議会や村民の団体等に補助金を出しているという形がございましたが、何団体かに確認したところ、こういう事業を行うこと自体がもう大変になってきていると。幾ら補助金があったとしても、それを実施する人がいないとか、準備が大変だということをお聞きします。その意味では、こういう事業というのが、民間頼りだけだとだんだん尻すぼみになってしまうのかという危惧をしております。今後、そのような民間団体等に対して、その現状や課題について聞き取りをする場、その上でどのような補助内容がよいのか、どうやったら継続して行われるのか、そういう検討の場を設ける予定があるのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そういった団体の方の声を聞く場を設けるのかということですが、これまでもですけれども、そういった村で行っている補助事業等に該当するか否か、そういった部分も含めてこういった事業をやりたいんだという相談には、その都度、その内容を聞いて、それに該当する補助とか職員の体制とか、そういったものがないかどうか、あるいは、村で行っていない他団体等で行っている補助事業とかそうい

った部分もありますので、そういった部分も含めて全体的にご相談には乗ってきている状況であります。わざわざ村でこういったことで相談がありますかということを開くんじゃなくて、その都度、そういった声には相談に乗っているところでもありますので、何かそういった事業展開をしたいという団体等があれば、最終的に窓口がどこの課になるかというのは、分からない部分ではありますけれども、まずは、一旦は、村づくり推進課なのかと思っておりますので、村に相談していただければと思います。

以上です。

3 番（横山秀人君）　　すごく頼もしい回答ありがとうございます。

もう一点追加なんですけど、村対団体だけじゃなくて、活動している団体同士が集まっていろんな情報を交流しながら、チラシ等を見ると開催日がダブっていたりとか、内容が似たりとか、そういう事業も多々あります。もったいないということを感じていますので、今回、交流事業を含めるにしても、やはり団体が集まれる場ができればいいと思うんですが、それについてのお考えを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　　なかなかそういった情報を取り入れるというのが難しい部分であります。そういった事業があるときには、その団体単独でということでの支援の方法ということで来た部分でありますので、いろんな組織、団体等がどんな活動を持っているのかというのは、なかなか把握し切れない。ただ、行政区でのみがきあげ事業、そういった部分については、それぞれの行政区がどのような年間計画を立ててやっているかというのは、お互いの情報共有ということでさせていただいておりますので、そんな情報共有の中で、機会があるときにそれぞれが、区長同士とかが、相談というか意見交換をしながら何かお互いに一緒になってできる事業はないかとか、そういった相談はしていただければありがたいかと思っております。

以上です。

3 番（横山秀人君）　　こちらの再質問はこちらで終わります。

続きまして、2 項目めについてであります。

イベントや行事等の積極的な広報についてということですが、先ほども村のホームページをスマホで確認しました。内容は、村主催の行事等が載っていました。残念ながら今日の一般質問の予定は載っていなかったんですけども。村民から見ると、村で行われているいろんな事業がこちらで公開されると、村はいろんなことをやっているんだということが分かるそうです。特に、お知らせ版とかと一緒に入ってきたチラシ、そのときすぐに見るんですけども、その後、どこかに行っちゃって、いつ開催するのかということも確認したいそうなんです。ですので、今、村では頑張っているということの答弁がございましたけれども、まだまだ改善の余地があるのかと思っております。今、答弁の中で、多くの方のご意見やご希望を聞きながらとございますが、その方法がちょっと分かりません。どのような方法で村にお伝えすればよろしいのか再質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　　いろいろな村民の意見の求め方ということでの再質問でございます。

今までもホームページを見やすくする、あるいはLINEでの情報発信ということで努

力はしてきたところでありますが、議員おただしのようにまだまだ使い勝手がというか、見づらいという部分があるという話を聞いております。まず、一旦、LINEによるイタネちゃんのお友達ですか、友達登録をしていただいている方については、LINEから、それぞれどんなふうになればLINEの使い勝手がよくなるのでしょうかということでアンケートを取らせていただいた経過はあります。その中では、新聞を取っていないので、お悔やみ情報が簡単に見られたらいいというご要望等もありました。また、今回、議員の一般質問でおただしいたように、こういったイベントカレンダー、そういった部分も見直すべきというのを今回いただきましたので、こういった部分も改善はしていきたいと考えているところであります。そういったことで、多くの方からLINEの使い方について、こういうものの聞き方としては、やはり電話等でいただくか、役場に来て直接いただくかというのが一番早い、こちらもすぐに対応できるということだと思っておりますので、そういったご意見については、随時、受け付けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。できるだけ多くの方に利用していただける周知方法に努めたいと思ひます。

ただ、いろいろ情報の載せ方でありまふけれども、広報もそうなんですが、やはりいろんな情報がいっぱい詰まり過ぎると、なかなか実際に探したい情報が見つからないということもあります。ですふで、LINEに載せる情報については、できるだけ窓口を簡単に付して、そこから自分で検索しやすい方法にしていく必要があるのかと思ひます。チラシを全てLINE上でポップアップしてしまうと、過去のもふがすごく探すのが大変だということになりますふで、そういった部分についてはしっかり吟味しながら、特に村でお伝えしなければならぬ情報と、あとは、期限が迫っててぎりぎりになったものについては載せる場合もありますが、そういったことでしっかりと内容を確認しながら皆さんが見やすい方法で周知してまいりたいと思ひているところでふす。

以上です。

3番（横山秀人君） 様々なご意見を聞く方法として、LINEで聞くのが一番早いと思ふんですけれども。なかなか出してくださふと言っても集まらないのかと思ふんですけれども。ほかの自治体の中では、飯館の産品を何かプレゼントすると。例えば、応募した方から5名の方に飯館の産品をプレゼントすると。そういうのを、声を聞くきっかけとしてやっている自治体もござふます。それだとやってみようかと思ふ方もいると思ひます。今日は検討のこういう議論の場ですふで、そういう自治体の例もあるふで、まだまだ可能性があるとふますふで、引き続きホームページ、LINEでの公開をよろしくお願ひいたします。

あと、もう一点、掲載希望の団体があれば、言っただければ審査するということこちらの記載があるんですが、こちらについてもう少し詳しくご説明をお願ひいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほども少し申し上げたところでありますが、イベント等で、村としてこれは村民全体的に知らせなければならぬというイベント等、また、村が共催するイベント等、そういったものについては、LINEでの周知等も考えられるのかと思ひているところでありますし、また、本当に時期が迫って、どうしても広報等での配

布等が難しかったとかそういった部分については、LINE上でもお知らせすることが必要なのかということも考えられるわけですが、そういった村が主体的に後援、共催などで進める事業、あとは差し迫った情報で流さなければいけない情報、そういった部分について載せるべきかどうかというのは、しっかり検討しながら周知をしてまいりたいということでもあります。

以上です。

3 番（横山秀人君） こちら、最後の質問をします。

イベント、行事ということだけにこだわらず、例えば、バイオマス発電が間もなく稼働する、その日に今日、稼働ですと。あと、7月1日ですか、きこりの施設が新たにオープンしますとか、そのような情報でもいいと思うんです。本当に飯舘村の様々な今日の情報を村のホームページで公開いただきたいと思っております。

以上でこちらの再質問を終わります。

続きまして、3 番、村の生涯学習の推進や学び直し等に向けた情報提供について質問いたします。

避難自治体に住んでいますと、避難自治体の広報等が届きます。その中の広報物と村の広報物を比較して見たときに、生涯学習に関しての情報が当村は少ないのかと感じました。それで、答弁の中では、依頼や相談を受けたらと受け身的な感じがするんですけども、これは、積極的に村から情報収集をして、それを広報して、そして村民の生涯活動が活発になる仕組みをつくっていくべきなのかなと思っております。こちらについて再度質問をいたします。

生涯学習課長（山田敬行君） 議員おただしの意見は、答弁にもありましたとおり、今までは個別の相談を受けて開催告知、イベントの案内等をしておりました。ご指摘にありますとおり、今まで会員募集も一元化にまとめて募集していますとか、そういった工夫もできるのかと思いますので、団体、サークルの声を聞きながらその辺の情報の提供の拡充等を図ってまいりたいと考えております。

3 番（横山秀人君） いろんな検討をする際に、ある程度の時期が分かれば、様々な団体も準備等ができるのかと思います。今のこの検討に関しては、この年内に可能であれば実施する、検討するということの認識でよろしいでしょうか。再度質問をいたします。

生涯学習課長（山田敬行君） ご指摘の部分につきましては、団体の声、集まる機会もある程度制限される中でありますが、団体等と、サークル等と連絡を取りながらこういった情報がいいのか、それも踏まえて、年内を目指して拡充を図ってまいりたいと考えております。

3 番（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、質問4、村内案内看板等の内容確認と撤去、修繕、新設について、こちらについて再質問いたします。

こちらについての答弁を確認しますと、村内の案内看板については、今後、より効果的に来村者を案内できるよう簡易看板等の活用も含めて実態に合った修繕、新設等を進めてまいりますと、この2行で、2行というか、これで終わっております。本当に短い答弁であります。

今回この質問をしたのは、令和5年6月の一般質問にて同じような質問をしました。そのときに必要な見直しを行っていくと村長より回答がありましたし、また、担当課よりも現状を確認しますと回答がありました。1年待ちました。1年待ってもほんの森の看板はあるし、壊れたマラソンコースの看板もそのまま、この現状に正直怒っての質問であります。そうしたら、この簡単な、去年と同じような回答ということであります。

一般質問をする際には、何かしらの理由なりがあります。去年の6月に一般質問をしたときは、村民からの要望でした。石のモニュメントの案内板が汚れていると、村の入り口だから何とかきれいにしてほしいということでありました。そのときは、村の回答は、それは味だと。これは、自然現象であるので掃除等はしませんという回答をいただきました。それは、村の考えですので納得しました。ただ、誤った看板、また、危ない看板、それについては対応を依頼しました。これについて詳しく状況を確認していきたいんですけども。まず、村では、今、誤った看板が幾つあって、また、危険な看板が幾つあって、それがどこにあるのか、地図上できちんと把握しているのかどうか確認いたします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後1時38分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後1時39分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど再質問がありました誤った看板、それから危険な看板の状況把握を地図上できちんとしているかということではありますが、そこまでの確認はできておりません。

以上でございます。

3番（横山秀人君） 1年たっています。現状が変わらずということであります。これ以上、どうしてかというのはお聞きしません。であるならば、今後、どのようなスケジュールやどのような組織体制・検討体制で進めるのか、それを伺います。

村長（杉岡 誠君） 看板の見直し等については、必要なものを進めると私も答弁した記憶がございますので、その姿勢は変わらないところですが、今年度の予算を見ていただいてもお分かりのとおり、140億円を超す予算規模の中で優先順位というものを決めながらやっているところです。確かに村民目線あるいは議員の皆様の目線からして、通常目に入るもの、これはどうなんだということはあるかもしれませんが、なかなかそれを直接的にできるところまではまだ来ていないのかと思っています。例えば、ほんの森については、確かに廃業といいますか、閉店しているのというお話がありましたが、実際、ほんの森そのものの事業を持っている飯舘村振興公社の中でまだ事業そのものを昨年の段階では廃止をしていなかったという経過がありますので、その点について、先般、理事会とかで協議をして、これからいよいよほんの森の整理ということになりますので、見た目に閉業しているということと実態上なっているかということの違いも踏まえてそういう看板が残っていたとお見込みいただければありがたいと思います。

ただ、交流人口が非常に大事だと言っている村でありますから、必要な見直しについては今後させていただきたいと思えます。そう言ったからといって、全てが一遍に同時並行ではできませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思うところであります。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 昨年、事故防止案内看板が例えば誤っているとか、ちょっと見つかったとか、村外から来る交流人口が増えれば増えるほど村内を通る車が多くなるというので、事故防止の意味も含めてその案内看板の確認が必要ではないかということで提案させていただきました。もちろんそのときの回答は、予算がかかることですからすぐはできないと。ただ、様々な補助事業等を利用しながら検討していきたいという回答でありました。ただ、補助事業を採す上でも、どれだけの個数があってどれだけの更新なり撤去なりという調査をしておかなければ、補助事業も採せないし、すぐ乗ることもできません。ですので、今後、このような質問がまた来年起こらないように、ぜひ事故防止の観点も含めて優先度を上げていただいて、この看板についての検討をいただきたいと思えます。

では、これも再度質問をいたします。

村長（杉岡 誠君） ご指摘のとおりかと思うところがありますけれども、今まで行政区ヒアリングをする中で、実は、村に設置した看板についてのご質問は、たしか1行政区1回だったかと思えます。マラソンコースについては、そういう事業として再開するのではないのかというお話がありましたが、なかなか行政区側の毎年やっている行政区ヒアリングの目線の中でも、看板というお話がそれほど強く出てきたことがなかったという経過がありますので、優先順位といいますか、ほかの事業との兼ね合いの中で、今直すべきか、あるいは様々な整備が、例えば産業団地とかハシドラッグが入る商業施設とか、そういうものができるタイミングに合わせてやるとか、そういうことを検討しなければならないと思えますので。先ほど申し上げたとおり一遍にはできないかと思えますが、なお、交流人口を大事にする中で必要なものについては検討して、できるものから実施していきたいと考えます。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 分かりました。先ほどほんの森の看板の件がありましたけれども、公社では残っているということであります。先日、生涯学習課から草野小学校の旧体育館に絵本があると。それについて、有効利用するのにビレッジハウスに持ってくることも検討しているということでありました。ほんの森開設当時に携わった者としては、ほんの森いいたての名前は消したくないです。であるのであれば、本があるところがほんの森いいたてになればいいと思って、あの看板が継続できればいいと思っております。これは要望でありますので、回答は結構です。

続きまして、5つ目の質問であります。村民が村づくりに参画しやすい方法についての再質問をいたします。

ここは、答弁を聞いたときに、質問に対しての回答になっていないと思っております。私が聞いたのは、20行政区で住民懇談会を行うことはすごくいいことですねと、そうお聞きしました。でも76%、3分の2の方が村外に住んでいるので、じゃあそこに参加できな

い方のご意見なり要望は、どのような方法で集めますかと。この質問の文面でいけば、参加できない村民に村づくりへの参画をどのような方法で行いますかという質問であります。ですので、参加できない方にはこのような事業、このようなフォローをしていきますという回答が来るのかと思うんですけれども、ちょっと違う内容の答弁でありました。回答と答弁が混ざっていますけれども、答弁でありました。再度質問いたします。行政懇談会に参加できない方に関してどのような参画を行っていくのか、回答を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 住民懇談会に参加できない方、遠方の方とかそういった方も結構いらっしゃるということかと思えます。基本的には、今まで行政区の懇談会・役員会を中心にやってきたものを、そういう形にしてきたということでもあります。行政区の中、住民同士、区長とか組長、班長、それぞれでそういったつながりは今でも続いているのかと思いますので、行政区あるいは組を通してそういった要望等を聞き入れてもらうというのも一つの手かと思っておりますし。また、直接村に要望、問合せ、そういった部分を電話等であっても、それは受けられるのかと思っているところであります。

なお、今まで特にいろんな計画をやってくる中で、パブリックコメントの時期もせっば詰まったというか、迫ってからの実施という部分もあって、それは反省点として受け止めているところでありますので。今般の7次総合振興計画に向けては、十分なパブリックコメントの時間を取って行いたいと考えているところでありますので。そういったところで、例えばウェブ等ですか、ホームページ等で周知をしながらの収集ということも考えているところでありますが、何らかの方法でそういった部分についてはしっかりと声を聞いていく機会を設けたいと思っているところであります。

以上です。

3番（横山秀人君） このような質問は、過去にも何度か行ったことがあります。もちろんそのときも同様な形で様々な方法で意見を聞いていくということでありましたが。今回、改めて住民懇談会を行うということであれば、その当日の資料があるはずだと思います。ある程度、村から伝えたいことを資料にしてまとめて、そして住民懇談会に参加した方からご意見をいただくと。これは、我が家で見ると多分私は参加しない。妻も参加しない。子供も成人していますけれども参加しない。多分、父か母かと。世帯の誰かしらが、1人とかが参加することになるのかと思っております。今回、住民懇談会を20行政区でやるということは、本当に村民の一握りのご意見、ご要望なのかと思います。それは、我が家で考えた場合、そう感じております。一つの提案として、住民懇談会に提出した資料を各世帯に送って、今回こういう形で住民懇談会を行いましたと。参加できない方にもちゃんと資料を送りますと。そして、この回答用紙にいろんな意見・要望等を書いて送ってくださいと。そのことが今後の村の様々な施策の参考となりますという形で、この住民懇談会を機会に、一気に村の声を集めてはいかがでしょうか。これについての回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） 具体的なお提案があったところですが、根本的に住民懇談会は、直接お顔を見ながら、あるいは話しやすい雰囲気で開催をしたいということの趣旨で開催しておりますので、そこに参加できない方について、例えば紙1枚あるいは資料を送ってどうですかというのは、なかなかこちらの趣旨とすると違うかと思えます。ですので、例えば去

年もやりましたが、実際に懇談会にいらっしゃっても発言をなさらない方はいらっしゃるので、そういう方にアンケートを置いて、自由記載をしながらお声をお寄せくださいということも去年やりましたので、そんな取組もあるかと思いますし。先ほど課長が答弁申し上げたとおり、地区のいろんなつながりがありますので、例えばご家庭でどなたかが出るんであれば、その方にいろんな意見をつないでいただくということもあると思います。ちなみに住民懇談会は村で資料を用意しますが、その資料の説明会ではございませんので、資料はある程度、私が挨拶の中で最初10分程度簡単に説明しますが、それを基にしながらも自由な意見あるいはご提案ということをしていただきたいと思います。あるいは要望ということで結構ですけれども、いただきたいということで、かなり広範にわたってのご意見を聞く場にさせていただいておりますので、いろんな形で代表の方しか出られないということであれば、その方に頼むということも一つ家族の中等であっていいんじゃないかと思うところです。

なお、今回の答弁の後段のほうに、なお、第7次総合振興計画につきましては、複数の村民に委員として参画していただく策定委員会を中心に事業評価段階での調査など、その実施方法や内容、時期などを検討してまいりたいと考えておりますと申し上げておりますので、策定委員会においてアンケートをどのようにするか、あるいは調査をどのようにするかという議論をいただきながらそれに基づいて実施をしていきたいというのが村の答弁でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

3番（横山秀人君） 今、村長のお話のあった、世帯の中で家族の代表へということは、もちろんそれがうまくできるご家族もあれば、避難が分かれていてなかなかできないとか、そういうのもあると思います。今、冷静に考えてみてそれができるかと思うと、なかなか難しい家庭のほうが多いのかと思っております。第7次総という言葉が出てきますけれども、これは先のことであり、今どういうことに困っているとか、どういう意見がということではないです。7次総に関しては、このスケジュールも内容も、どういう意見方法かもまだ決まっていないと聞いております。であるのであれば、今回、この住民懇談会をやるわけですから、先ほど村長の資料が10分程度だということであれば、ある程度、簡潔な資料だと思うんです。冊子がたくさんあるのとは違うのかと。ですので、そういうものを皆さんに送った上で、10大ニュースのような形で、何か書きやすい感じで、ご意見、ご提案、お悩みという形はこの返信用封筒で送ってくださいと。そういう形であれば、この答弁の中の村の課題整理とか改善や、今後、国等への要望に反映させていくということであれば、多くの意見が集まるのかと。そうすると、先ほど佐藤議員がおっしゃいましたけれども、そういう土台がきちんとしたデータを基に国等により要望できるのかと思います。やるやらないとなってしまうと、ここで多分やらない、できないという形になってしまうんでしょうけれども、まず検討するとか、参加できない人のご意見等をどうやって聞くかということを課内・庁内等でまず検討をしていただきたいと思いますと思うのですが、それについて回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） これも先ほどの答弁の中で申し上げましたが、村では目的を明確にし、

必要な内容について必要な時期にアンケート等を実施してきていますし、これからも実施していくということですので、全てのアンケートをしないとかなるとか、そういう話ではないということでご理解いただきたいと思います。

それから、アンケートというのは、自由記載方式というのが非常にいいように見えるかもしれませんが、実際は、行政的には、クロス集計とかを含めてある目的のための統計的な情報を取らないと、例えばお1人の意見だけということになりかねないものですから、一般的なアンケートといっても、調査項目が明確になる中でプラス自由意見というのが普通のアンケートかと思います。ですので、こちらから一方的に資料を送って、その内容は、実は、一般的なお知らせ版あるいは行政区総会の資料などで周知していたものも含めて入っておりますから、それについて2度、3度周知しながらまた聞くとなると、村の趣旨は何なんだと、何を聞きたいんだという話になりますので、今回は、面談の中で顔を合わせながらということとさせていただきますところですよ。

7次総の中では、当然、村民の多くの方々のご意見を取り入れなければ総合振興計画になりませんから、それは、策定委員会での考え方を踏まえて調査等が実施されるんだろうと期待するところであります。

それから、もう一つ大事なことです、今、日本の世の中は、直接民主制ではないです。間接民主制ということになっておりますので、そのこととして議員の皆様がいらっしゃる、あるいは、村としては行政区長をお願いしたりということで、直接の声が届けられない方々も間接の中で届けられるようにというその民主主義が考えてきた制度の中で今は運用されておりますので、村としても全員の声が聞ければそれはいいかもしれませんが、なかなか難しい、人数が少ないとしても難しい。その中で、いかにより集約的な意見を踏まえながら国・県に様々な提示、要請ができるかということをお考えしておりますので、その点についてご理解をいただければありがたいと思います。

以上であります。

3番（横山秀人君） 昨年、一昨年、住民懇談会を福島市、南相馬市、あと飯舘村内で全てに参加しました。やはり対面であれば、すぐ聞けますので質問をする方もいらっしゃいますが、村長がおっしゃるとおり、なかなかその場で質問できない人はアンケートで答えているということだと思います。住民懇談会は、一日、本当に限られた2時間という中であります。そこに参加したくても参加できない村民はいらっしゃいます。一つの意見が全てにおいて優先的にということは私も思っておりませんし、ただ、話したい人は、やはり村民はいらっしゃいます。そういう方のきっかけとして、ご自宅にこういう住民懇談会をやりましたので何かご意見があればという形で、このタイミングで聞くこと自体は、十分に試す価値はあると思います。

もう一点、間接民主主義ですので、私たち議員がもちろん村民の声を聞いて様々な質問、提案等を行うのがこの場でありますからこのように行っていますが、実は、私たち議員の中で話になるのは、なかなか村民にお会いすることができない。これの理由に、一つは、どこに住んでいるか分からない。住所もちろん個人情報ですので分かりません。聞いても、足で稼ぐといっても限界があります。ですので私たち議員も、村全体の村民がどのよ

うなことを思っているのかというのを実は知りたいという気持ちが多いです。今回、住民懇談会がありますので、それも20行政区でやるわけですから、ちょうど今がタイミングだと思うんです。簡単な質問でもいいと思います。ただ、今現状をどうぞ話したい方は聞かせてくださいという目的でも十分だと思うんです。その結果を村と議会が共有して、様々な政策なり要望活動なりにつながっていくのかと思います。いかがでしょうか。検討する価値はありますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） そのアンケートの検討をというご質問かと思いますが、それは、先ほど来申し上げているとおり、目的を持って、明確にして、必要な内容について必要な時期で実施するという事で今までもやってきていますので、アンケートを全くやらないと言っているわけでもないですし、いかなるアンケートも全てやると言っているわけではないことですから、必要なものについてやるということは、今後もさせていただきます。

ただ、今回やっている住民懇談会の趣旨というものが、顔を合わせる中で自由な意見を話しやすいように、あるいは行政懇談会ということをやったときにどれぐらい意見が出てくるかということ、実はチャレンジをしながらやっている部分もありますので。今、議員おただしのとおり、例えば若い方の出席が少ないという状況が見えてくれば、そういう方々に対するアクセスの方法はどうしたらいいのかということを考えたり、次のステップにつながるんだと思いますが。今、懇談会が、3行政区が終わった状態だと思いますが、もう少し重ねさせていただきながら必要なことは検討させていただきたいと思います。

ちなみに7次総については、村全体の計画でありますから、ここで意見を集約するというのは非常に大きな部分だと思いますので、それについて策定委員会の意見を聞きながら検討していくとご答弁申し上げたところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） この件に関しては、前もなかなか平行線のままといったことを覚えております。ただ、せっかくLINEとかいろんな意見を聞ける場も出てきました。住民懇談会が一つの意見を聞くきっかけになり得るのかと思いましたが、今回、提案させていただきました。こちらについては村の方針もありますので、また、村民からお話を聞きながら、改めて必要な場合は再度提案させていただきます。

続きまして、6項目め、原発事故により全村避難となった当村の特殊事情を踏まえた民有林等の土地管理について再質問いたします。

今回、これも質問と回答が少しずれているのかと。すみません。私の質問をもう少し詳しく書けばよかったのかと思うんですけれども。私の質問の趣旨は、実は、ほかの全国で見ると、荒廃を防ぐとか、水源地を守るとか、土砂崩れなどの災害を未然に防ぐとか、そういう理由で民有林を買っている自治体があるということを知った上で、今、避難していて村には家もないと。なかなか来ることもない。もう土地の管理ができない。正直言うと、管理ができない土地、作付できない土地にどうして税金を払わなくちゃいけないのかと、そういう声も聞きます。可能であれば早く手放したいと。相続のときにそうお話しする方もいらっしやいます。それは、今回の原発事故があったからゆえに、その大きな理由が原発事故だと思います。ですので、この原発事故によって全村避難になった飯舘村におい

て、この管理できないという土地をどうしたらいいかと。それを国・県・村で検討してはどうですかという質問です。それについて再度回答を求めます。

産業振興課長（三瓶 真君） 活用が図られない山林について、その活用について検討したらどうかという趣旨の質問だということでもあります。

まず、全国的に土地を管理しているという自治体につきましては、私どもも若干調べてみたところであります。こちらのところにつきましては、そうした放置された山林において現実に災害が起こってしまっていて犠牲者も出たということで、まさに喫緊の課題でそうした状況があったものですから、自治体として山林の購入に踏み切ったということが書いてあったかと記憶しております。

村の場合でありますけれども、まず、そうした災害防止の観点からということと考えますと、答弁の中でもありますように、現段階では、その目的がないものについてというお答えをいたしました。やはりこれからの管理の手法や目的が定まっていなくてそうした土地をお譲りいただいたとしても、やはり同じように未然に災害等を防ぐということがなかなか難しいし、健全に管理することも難しいということがあったので今は考えていないというお答えをしたところでもあります。

今後の検討はするのかもしれないのかという部分でありますけれども、これも答弁の中にありますように、今、村としては、ふくしま森林再生事業をはじめとする森林整備事業において山林の整備をしております。これによって山林の持つ価値といいますか、多面的機能の維持のほかに、ある程度、答弁にもありますように、経済的な還元もあるということでその価値というものが生まれておりますので、そうしたものを所有者の方々が認識していただいた上でそういった検討をいただく必要があるだろうということで、今回はそうしたお答えをしたところでもあります。

もう一方、村側といたしましてであります。今現状では、そうした森林整備を進めたいと考えているところでもありますけれども、現在、国におきましては、森林経営管理制度といった、いわゆる今の農地中間管理事業の森林版のような制度が令和2年に林野庁から出されているところであります。ただ、この制度につきましても、いろいろ詳細や課題もあると聞いておりまして、まだ全国でも実施例が少ないということもございますので、検討するとすれば、こうした制度をより詳しく理解した上で今後どうしていくかの検討が必要かと思っております。

以上です。

3 番（横山秀人君） 村民から中間管理事業に該当しない農地はどうすればいいんだということと、誰も借りてくれない、自分もできないというお話がございます。そこは、木をバイオマスで売れるかといったらできないわけでありまして。あと、もう管理できないという方は、バイオマス発電のお話をします。実は、この山は、今後バイオマス発電の燃料になって、そして幾らかでも売れる価値がありますというお話も同じようにします。それは村が進めているからです。けれども、管理したくないと思った方は、そんなことは、もう今すぐでも手放したいんだという方がいます。ですので、本当に村の思っているところ以外に土地を手放したいというところがあるという現実、そういった場合に、最後の最後でそう

いう土地をどうしようかというのではなくて、今、村単独じゃなくて、国・県・村で、私もすぐ提案もできません。どういう方法がいいのか。無償で譲り受けたほうがいいのか。何か基金を設立して安価に購入するのか。どういう方法か分かりませんが。ただ、検討をしていかなければ、最後の最後に遊休農地がたくさん残ってしまうんじゃないかと危惧しております。今回、2つのまちが買っているという事実を知ったので、ぜひ検討をスタートしてはどうかという質問でありましたが、今の説明も含めて再度答弁をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今、課長から森林経営管理制度などの勉強を進めるという話をさせていただきましたので、そういった国で持っている制度なんかを農地中間管理事業と同じように山林に関しての制度についても学んでいきたいという姿勢を担当課として持っていますので、そういう指示をさせていただいているところです。

農地に関しては、おっしゃるとおり、農地中間管理事業があっても担い手側で借りないと、一時的に借りない、あるいは2回目、3回目になってからやっと借りるとかいろんな事例がありまして。あるいは、村の全村的な農用地全てを借り受けるというところまで担い手をまだ見つけ切れれておりませんので。そういったことを踏まえて、例えば飯舘村振興公社が200ヘクタール以上の農地集積を目指して今様々な動きをして、少なくとも担い手の一人としてやっていくという姿勢を示しているところです。これは、農用地を使うことによって経営が成り立つ、国の交付金も活用しながらですけども、作付をすることで農地の維持管理もされるし、あるいは経営が回るという、そういうことで今、集積をしているところがありますので。山林に関しては、今まで不採算部門といいますか、森林が汚染されたのでという中で、なかなかお金にもならないんじゃないかという話があった中で、課長が申し上げたとおりの新しい価値が生まれている。そこにお金落ちる仕組みができてきましたので、その次のステップの中で、今おっしゃったような、例えばその売買関係、そういったことについてもどうなのかということが議論として出てくるのかと思っています。私が知る限りでも、村内で森林を買いたいという人は何人かいらっしゃると知っておりますので、何というんでしょうか、いきなり村に買ってくれという話ではなくて、そういう民々の中での動きというのはあり得るだろうと。ただ、景観条例をつくった経過もありますけれども、様々な開発行為あるいはいろんな廃棄物が捨てられる状況にはしたくないというのが村民の強い思いですし、村としてもそこは責任を持っておりますので、そうならない制度というものをしっかり村としても学んで住民の皆様に、あるいは地権者の皆様に周知をしながらやっていきたいと考えております。

それから、もう一つ、私としてもその森林問題については非常に大きな部分、価値を産んだといってもなかなか時間がかかりますので、それについていろんな活用方法は、実は、私自身が学んでいかなきゃいけないところがあったり、あるいはこういうものがあるんじゃないかということで考えはありますが、おただしのとおり、国・県と一緒に検討するということは、今の段階では、村はできていませんので、今後そういうチャンネルがあるかを含めて様々な情報収集に努めたいと思います。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 村長から詳しい答弁をありがとうございます。

今のお話を確認いたしますと、村の遊休地対策とかに関しては、前向きな、すごく様々な事業を使って実施されていくのかと感じました。引き続きこの施策の検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、最後、第7項目めについて再質問をいたします。今後の住民票の在り方に関した避難12市町村の統一見解と国等への要望についてであります。

こちらについても、その質問と回答がちょっと食い違っているというか合わなかったものがありましたので、再度質問をいたします。

避難を受け入れている自治体においては、今のような住民票の制度が、課題があると。ですので、国で再度考えてくださいという提言をしたと。これは、避難者を受け入れている自治体です。であるのであれば、片方はもう検討が始まったと。国まで提案していると。じゃあこの避難12市町村、こちら避難をしているところも12市町村まとまってこの統一見解なり要望を検討しなければならないんじゃないですかということでの質問であります。ですので、この12市町村でそのような検討を行う場があるのかどうか。まず課題になっているのかどうか。検討する場があるのかどうか。そちらについて質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、12市町村でそういったいわゆる住民登録制、そういった部分の課題として上がっているのか。また、そういった話す機会があるのかということであります。

基本的には、こういったいわゆる二重住民票と呼ばれることもありますが、そういった部分については、被災12市町村ではなくて、県内外の関係する全ての自治体に関わる部分であります。お世話になっているというのは、村の立場もありますし、受入れの立場もあるところです。まず、そういったところで、今までも原発避難者特例法、そういった部分で、村としてもそれに基づいてそれぞれの事情に合った対応なりも必要でありますし、村の政策的な部分も、そういった部分では、今までと同じようにそういった法の中できちんとしていくようにということで要望を続けてきたところではありますが、先ほどの村長答弁にもありますように、自治体間での状況、それぞれも違っておりますし、そういった法がきちんと整備されている中でありますので、村としては、その法にのっとってきちんと今後も続けていただきたいという部分は、要求を続けてきたということであります。これが12市町村の議題として上げるべきかどうかという部分は、今までは多分にしてそういった議論、そういった検討事項ということには上がってこなかったのではないかと考えておりますし、今後も基本的には、国がそういった法をきちんと整備する中で行ってきた部分でありますので、それにのっとってやっていただきたいというのが村の姿勢でありますし、実際、12市町村でまとまっての考えで法を今後どうすべきだとか、そういったことではないのかと考えております。

まずは、そういった部分、被災者の状況等については、国あるいは県が状況をきちんと把握をして、その中で法整備についてはどうすべきかというのを検討してもらうということが必要かと思っているところでありますので、12市町村がまとまってという動き、そういったものについては、ちょっと違うのかと村としては思っているところであります。

3 番（横山秀人君） 中核市市長会が国に提出した提言書の中にちょっと一文気になるところがあったので読んでみますと、避難者への適切な行政サービス提供の観点などから避難を余儀なくされている長期避難者の心情に最大限配慮しつつ、ここからになります、帰還する意思のない長期避難者などについては、居住地の帰属の在り方等について改めて方向性を示し、課題解決に努めることと記載があります。つまり、もう帰らないという形で決めた避難者については、住民票をちゃんと考えてくれということが中核市市長会からの提案であります。今、飯舘村が第6次総の後期計画で、初めて人口目標を立てたということがあります。あの人口目標は、今のような状態、つまり、戻る意思がなくても飯舘村に住民票を置きたいという方も入っています。この中核市がまとまって提言した内容が、国がそうだという方向に移ってしまうと、もう飯舘村の人口自体が一気に数字上減ってしまう可能性があります。これをもう中核市はやっています。中核市市長会、さっき言いました福島市、郡山市、いわき市、市長会の代表は福島市長です。このような形で提言しています。そうなったときに、片方ではまとまってやっているのに、この避難12市町村はそれぞれ単独でやっていていいもんだろうか。片方は、もう積極的に住民票についての議論がされていると。今、答弁をお聞きしましたけれども、12市町村でそういう話題はないんだと。すごく課題に対しての認識度、スピード感が全く違う感じがします。その危惧をしたので今回この質問にいたしました。

先に一つ確認したいんですけども、12市町村が集まって何かの課題について検討する場というのはあるのでしょうか。もしあるのであれば、年に何回ぐらいあるのか教えていただけますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） コロナ禍でもありましたが、私は、少なくともこの3年数か月の中で、被災12市町村という形で集まったことはなかったかと思います。ただ、イノベーション・コースト構想の分科会とか、別の例えば森林関係とか、国道399号線の関係とかということで関係する自治体が集まって、場合によっては12市町村がいる、あるいは福島県町村会の総会のように全町村が集まっている中であることはありますが、12市町村だけで集まるということは、私の記憶の中にはなかったかと思います。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 住民票をどこに置くかによって飯舘村の村づくりが大きく変わっていくのかと感じています。一村が国に要望するとかではなくて、ぜひ避難12市町村の共通の課題ということで村長から提案いただいて議論いただければと思います。

村長（杉岡 誠君） 今しがた、12市町村として集まる機会は私として記憶にないというお話を申し上げましたが、実は、福島県町村会としては、この12市町村の意向を相当に酌んで、今までの国・県要望とは別立てで復興に関する要望書というのを取りまとめているので、12市町村の意向は、相当程度別立てのものとして特別決議という形で福島県町村会でもしておりますから、相当まとまっているものであります。

ただ、この制度に関しては、ご答弁の中で申し上げましたが、原発避難者特例法とか福島特措法、法定で既に法の中に盛り込まれている以上は、例えば、それが改正するという動きがあったときには、必ず被災地に対して照会があつてしかるべきだと思いますし、そ

の取りまとめとして県が動くということも、これまでもありましたので、そういうことをつかまえながらおっしゃったようなことがあれば、議論になるのかなと思います。中核市3市は、非常に大きい部分がありますけれども、しかし、その中核市のお話だけを国が入れて、被災12市町村に全く何の問合せもないままに物事が変わっていくということは想定しておりませんので、この辺は、県にも情報収集を共有しながら、今後、必要な対応をしていきたいと考えております。

以上であります。

3番（横山秀人君） 県の町村会の国等への要望書も読ませていただきました。すごく避難自治体に対しての詳しい要望が、別項目というか、形であると認識しましたが、今回の住民票に関してのところについては、項目立ても内容等もございませんでしたので、また一つの議論として町村会等に提案いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部から答弁はありませんか。

これで横山秀人君の一般質問を終わります。

続いて、2番 花井 茂君の発言を許します。

2番（花井 茂君） 議員番号2番 花井 茂です。

令和6年第4回飯舘村議会定例会において一般質問をいたします。

この4月に開催されました民間の有識者グループ、人口戦略会議のシンポジウムで2050年までに全国で744の自治体が人口減少により消滅可能性があり、福島県内では、浜通りの13市町村を除く県内46市町村のうち33市町村に消滅可能性がある」とされた報告書が公表されました。今後、革命的な少子化対策をはじめ人口減少対策が行われたとしても、この先30年程度は、人口減少社会を生きる時代と言われています。

しかし、人口減少社会を悲観的にばかり捉えるのではなく、プラスの視点で見ることもありだと思います。例えば、人口が減れば、一人一人の機会、いわゆるチャンスが増え、人の数が減っても、今の仕事の量を機械化やデジタルAI技術などの導入で維持できれば1人当たりの給与は増えていくと考えられます。村政に携わる一人として、刷り込まれたイメージや前例主義などにとらわれない視点を持つことも大切だと思う今日この頃です。

それでは、通告いたしました3項目4点について質問をいたします。

1項目めは、行政のデジタル化についてであります。

1点目は、デジタル技術を用いて住民の利便性を向上させ、業務効率化による行政サービスの向上を目的に国が推し進めている自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画の目標をどのように捉えているのか。また、このDX推進計画の中にある自治体の重点取組事項について本村においての進捗状況を伺います。

2点目は、この自治体DX推進により村民への住民サービスがどのように変わっていくのか。また、庁内事務の業務効率化や行政サービス向上につながっていくのかの具体的な例を伺います。

2項目めは、自主財源確保についてであります。

令和7年度をもって終了する第2期復興・創生期間以降の本村における財政の見通し

と、今後は、自主財源確保のためにあらゆる可能性を排除せずに追求すべきと考えますが、どのような施策があるのかを伺います。

3項目めは、村政運営についてであります。

杉岡村政の4年間の総括と今後の考えを伺うものであります。

以上、村長の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 2番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、国が推し進めている自治体DX推進計画の重点取組事項について、本村においてどの程度の進捗状況にあるのかについてお答えいたします。

村役場のデジタル化の取組は、古くは役場業務へのパソコンの導入から始まり、村内拠点間の光ファイバーによるネットワーク化やL G W A Nによる自治体間のネットワーク化とそれに伴うシステム化が主でありましたが、近年の自治体DXは、国民のほとんどがインターネットにアクセスできるパソコンやタブレット端末、携帯端末を持つようになったことから、個々の住民側からのアクセスに対応するための行政サービスのさらなるシステム化と効率化を目的としており、時代の変化に対応するために不断の改善を図ってきております。

近年の具体的な取組としては、自治体情報システムの標準化・共通化について、全18業務のうち今年度は17の業務システム改修を進めており、令和7年度中に健康管理業務を改修することにより全業務に対応することとしております。今後も村情報化推進委員会を中心に自治体DXを推進してまいります。

次に、ご質問1-2、自治体DX推進により住民サービスや庁内事務がどのように変わるのかについてお答えいたします。

まず、住民サービスについては、具体的な取組としてマイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化や住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付を実施しており、これらは、住民の皆様が役場に足を運ぶことなく、また、役場の開庁時間外でも申請取得が可能となっております。このほか、今年3月から戸籍証明書の広域交付が、さらには村でも昨年度から税金の電子納付を開始するなど、順次、住民の利便性向上につながる取組を進めてきております。また、庁内においても、今後、自治体情報システムの全国標準化に伴ってのさらなる事務の効率化や業務のペーパーレス化などが必要であると考えております。本村では、これまでの対面での業務も大切にしつつ、住民福祉の向上につながる自治体DXに取り組んでまいります。

次に、ご質問2-1、第2期復興・創生期間以降の財政の見通しと自主財源の確保の施策についてお答えいたします。

初めに、第2期復興・創生期間以降の交付金等事業につきましては、これまでもあらゆる機会を通して国・県に対して事業の継続を要望してきております。

また、村財源の根幹となる普通交付税についても、人口激減緩和措置などの特例措置の継続を要望してきており、今後も引き続き要請活動に尽力してまいります。

次に、自主財源の確保の施策についてですが、第6次総合振興計画後期計画に基づき、なりわい人口の増加と住基人口の減少を緩やかにするため、村の農林畜産業や商工業の振

興と併せて新たな企業の誘致や新たな産業の創出による雇用の拡大を進めるほか、移住・定住の促進、観光拠点の整備など、交流人口、関係人口の増加を図ることで地域経済活動の活性化を促し、個人、法人による税収等の増加を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、ご質問３－１、杉岡村政の４年間の総括と今後の考えを伺うについてお答えいたします。

私が村民の皆様の負託を受けて村長に就任してから間もなく３年８か月となります。この間、飯舘村は、震災後の復興・創生、私自身の言葉で申し上げれば、再生と発展に集中した取組を実施してきました。

また、就任直後から本年、令和６年３月末までの約３年５か月については、震災復興・創生関連事業と並行して新型コロナウイルス感染症への緊急的かつ集中的な対策に取り組み、避難先自治体との連携協力による村外ワクチン接種及び村民の皆様、村内就業者等を対象とした村内ワクチン接種という可能な限り選択肢の広い接種体制を構築いたしました。

また、村独自の新型コロナウイルス感染予防衛生資材等購入給付金のほか、燃料高騰、物価高騰など社会情勢の急変にも即応した各種の特別給付金や飯舘村生活応援商品券事業などを実施してきたほか、お住まいの場所、就学先の別によらない子育て応援支援制度や赤ちゃん誕生祝い金を創設するなど、村の内外の隔てのない施策を展開してきました。

なお、私自身が提示した５つの政策に基づいて申し上げますと、政策の１つ目、「生きがいと生業の力強い再生と発展」には、最も力を入れてきました。就任当初から村の力強い再生と発展には、なりわいづくりが必要不可欠であると申し上げてまいりましたが、本年３月から旧草野小学校ほかでＣＲＳスポーツ工業株式会社が操業を開始したのをはじめとして、７月には蕨平地区で木質バイオマス発電所が、令和７年春には旧Ａコープ、ミートプラザ跡地で株式会社ハシドラッグが、同時期には長泥地区で資源活用型堆肥製造施設がそれぞれ操業を開始、またはその予定をしているところであります。さらには、深谷地区、小宮地区での産業団地構想も現在進行形であり、村の歴史の中になかった規模、スピードでの産業創生、企業誘致、そして雇用創出が進んでおります。

また、村民の皆様や地域おこし協力隊員、新たに移住された方々により、この３年８か月で７店舗が立ち上がり、なお現在、準備を進めている方々がおられます。

また、令和元年度以降の地域ごとの担い手育成や農業法人化に加えて、令和３年度からは、飯舘村振興公社による全村的な農地利用集積を進め、若手村民が主体的に取り組む雇用型農業体系を構築し、昨年には、農林水産副大臣に視察いただいたところであります。

なお、農地中間管理事業や基盤整備事業等による農畜産業振興はもとより、木質バイオマス発電誘致による林業の一大産業化、村の防犯・防災にもつながる村独自の商工業振興も過去にはない速度、規模で実施してまいりました。

また、並行して魅力向上発信事業や各種ＰＲ事業を展開してきたことにより、村外での飯舘産農畜産物加工品の利用販売が増えてきております。

政策の２つ目、「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり」では、新型コロナ

ワクチン接種と並行して訪問診療や商福連携健康づくり、人材確保など、将来を見据えた独自の施策を進めてきました。訪問診療については、令和4年から村が直接雇用する本田先生に月当たり最大で延べ80件以上の訪問診療を実施していただいております、村内居住者の高齢化率が60%に達しようとする状況にあって、診療所の充実はもちろんですが、クリニックにお越しになれない高齢者や要介護者の方々にとっても、より安心な医療体制を構築してきました。

また、商業と福祉の連携、いわゆる商福連携の取組として、移動スーパーとくし丸やセブンあんしんお届け便による見守りを兼ねた訪問販売体制を推進してきたのも高齢化を見据えた施策の一環です。

また、健康づくりについては、令和3年から村外3か所でのお茶飲み場、集いの場を、村内8か所での地域サロンと同様に健康づくりの場として支援を実施してきたほか、パークゴルフ場の利用促進により村民やご利用の皆様の自主的な健康づくりを進めてきており、健康寿命を伸ばす施策を部署横断的に実現してきました。

また、福島県立医科大学との連携協定に基づく医学生の村内研修や相馬看護専門学校との連携なども、村内のにぎわい創出はもとより将来の医療・看護・介護人材の確保を視野に入れた取組でもあります。

政策の3つ目、「情報通信技術（ICT）による新たなふるさとづくり」では、光ファイバー網を活用した携帯電話不通話地域の解消策の検討や、マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付、村公式LINEアプリの新設などを進めてきました。全村避難がきっかけとなって村民の全世代の皆様が携帯電話やスマートフォンを持つようになり、固定電話を持たない家庭も増えていることから不通話地域の解消が急務ですが、なお実現には至っておらず、現在進行形で取組を進めております。

一方で、マイナンバーカードの普及を進め、今年4月から住民票、印鑑登録証明書については、祝祭日時間外でも全国のコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付を開始しました。

また、プッシュ型での通知により災害や気象情報の発信にも活用できる村公式LINEアプリを新設・公開するなど、さきのご質問にもお答えしたとおり住民福祉の向上に資するための自治体DXを推進しております。

政策の4つ目、「ふるさと資源のフル活用」では、20行政区での「みがき上げよう！ふるさと補助金」や「ふるさと担い手わくわく補助金」などにより多様な実施主体による創意工夫にあふれた取組を推進するとともに、フリーミッション型やパートナーシップ型など村独自の地域おこし協力隊制度を創設し運用してきたほか、いいたて移住サポートセンターの開設や新規就農者技術習得管理施設の整備、あいの沢キャンプ場の整備など、各種ツアー、PR事業を含めて交流・移住・定住につながる施策を展開してきました。

なお、「みがき上げよう！ふるさと補助金」については、令和8年度以降も継続してほしいとの行政区からのお声もお聞きしており、地域の意欲、活力の増進にも寄与する取組となってきたと実感しております。

また、わくわく補助金については、このたびの議会にも補正予算案を上程しております

が、まさしくふるさと飯舘村を愛し、楽しみ、その喜びを共にするふるさとへの担い手の創意工夫が年々大きく花開いていっており、個々が輝くふるさとづくりにつながっております。

これらの飯舘村の魅力、ふるさとへの資源をフル活用する施策により、地域おこし協力隊や卒業生により新たに2店舗が創業して経済効果のある交流人口の増加を生んでいるほか、令和5年度末までの3年間で新たに65人、44世帯の移住・定住が実現しております。

政策の5つ目、「生き生きとした学びの場を育む」では、故遠藤 哲教育長の薫陶もあり、いいいて希望の里学園、まていの里のこども園において、充実した個と向き合う教育環境が構築されてきております。

先駆的なICT教育といいいて学によりふるさと飯舘村の過去、現在、未来を学び、想像する生徒の姿は、全ての世代、村民に希望と喜びを想起させるものとなっております。

また、令和5年度からは、村独自の施策として小学校入学時10万円、中学校入学時10万円、高等学校入学時20万円を支給する子育て応援支援金と、お子様が誕生したときに20万円を支給する赤ちゃん誕生祝い金の制度を新設したほか、奨学金返還免除制度の対象職業を村内の全職種に拡大し、新たに奨学金返還支援事業補助金を制度化し、飯舘村内で就業・起業する方の奨学金を免除または補助する制度を新設しました。

子供たちには自ら望む進路を歩んでいただきたいと思います。なお、村として、子供たちが大人になったときに飯舘村をなりわいの場として、また、生活の場として、そして、子育ての場として選択いただけるようにとの考えから施策を展開してきており、一例を挙げれば、今年度、震災時の小学校2年生だった方々や、いいいて希望の里学園卒業生の村内就業が実現するなど、既に村内各地での次世代の動きにつながってきております。

なお、これら5つの政策を推進するに当たって、「次世代・継承」、「なりわい」、「10年後を見据える」、「帰還困難区域」という4つの力点を設けましたが、昨年5月の長泥地区特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示解除を含めて、全ての力点を着実に現実のものとしてきております。

さらには、現在、人口減少、少子高齢化が大きな社会的問題として広く認知されるに至っておりますが、本村においては、6年間に及ぶ全村避難によって、より早い段階からこの課題に直面してきております。

このことを踏まえて、村として初めて人口増加策を、計画全体を横断する共通重点項目として第6次総合振興計画後期計画に位置づけました。また、具体的になりわい人口と住基人口について人口減少の動態予測を踏まえた増加目標値を設定し、その取組を進めております。

以上、これまでの取組の一端について申し上げましたが、その成果のいずれもが多くの村民の皆様のご理解とご協力があったものであり、また、職員各位の不断の努力と挑戦、そして熱意が具現化したものであることを強調させていただきたいと思っております。

私の姿勢は、有り難しとおかげさまの念に基づいております。現在のふるさと飯舘村につながる先人の方々の不屈の努力と営みは、決して当たり前のもではなく、まさしく有り難きものであり、その一つ一つを大切に、自らの全力を尽くすことこそが、おかげさま

のご恩返しになることと考えております。

過去に学び、現在を知り、未来を描く。この実践たる村民の今を支えることと、村の将来への布石を打つことこそが、私に期待されているものと考えております。

国の定める復興・創生第2期の終期を来年度に控えてなお、飯舘村の再生と発展は道半ばです。今後、さらに国や県にこの現状を正しく主張し、必要な制度、予算を得ていかなければなりません。そのためには、この3年8か月にあって、新たに構築してきた相馬地方、双葉地方、ふくしま田園中枢都市圏、福島県町村会の各自治体との信頼・協力関係を最大限に生かしていく必要があります。

この4年間の総まとめとして怠りなく村長としての務めを果たしてまいります。

なお、私、杉岡 誠は、村政2期目、次の4年間においてこれまでの政策をさらに深め、将来にわたって飯舘村が飯舘村として発展し続けるために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（花井 茂君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1 項目めの行政デジタル化について再質問をさせていただきます。

D Xデジタル推進計画の中で重点取組事項が5つほどあるんですけれども、自治体の情報システムの標準化・共通化は、取組事項の柱だと思います。本村においては、かなり加速化されている状況であるようなので、加速をさらに進めていっていただきたいと思います。

次に、この答弁書の中に村情報化推進委員会というのがあるんですけれども、この中には、デジタル化に精通した人材というのがいらっしゃるのか。先日、磐梯町の町長と、あと磐梯町のD Xアドバイザーのような方のオンラインセミナーに参加したんですけれども、磐梯町は、このD X推進に特化した、かなり前に進んでいる自治体と思いました。なので、飯舘村においてもそういったアドバイザーとかがいるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村情報化推進委員会のメンバー、その体制はどうなっているのかという再質問でございます。

今ほどありましたアドバイザー的な方は、特には来ていただいております。体制としましては、村の職員が、それぞれ各課全てではないんですが、各課の中から数名選出をして、その中で、今までですと、その中でもそういったI C Tを特に分かっている、そういった仕事に、業務に就いている方を中心に選出してもらってきたということでありました。

ただ、今般のD Xの部分につきましては、国でも精力的に進めている部分であって、なかなか複雑化してきているという部分もあります。今、アドバイザーは考えておりませんでしたが、そういった推進委員会、または、各係ごとにそういったたける方を配置して、今後、アドバイザーとかそういった部分の専門家の方を呼んで勉強会などをしながら、しっかりと対応できるようにということで考えているところであります。

なお、先ほどの答弁でありましたが、台東区からもゼロカーボン、D X推進について精力的に動いていただける職員を派遣いただいておりますので、そういった方を通じて専門

的な方、講師等を見つけていただいて、さらに村民の、職員のそういった能力も高めてまいりたいと思っていますところであります。

以上です。

2 番（花井 茂君） このデジタルについては専門性があるので、そういった専門家がいなくなかなか進んでいかないという面もあるのかと思いますので、今後、そういった精通したアドバイザーのような方に参加していただいて、どんどんデジタル化を進めていただきたいと思います。

続いて、現在、オンライン化により住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付が行われているんですけども、これは半年ぐらいたっているのかと。半年もたっていないんです。現在どのような実績、どのような状況にあるのかお伺いします。

住民課長（荒 真一郎君） 本年4月1日より開始しました住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付でありますけれども、4月、5月の交付実績についてお話ししますと、まず住民票です。窓口交付とコンビニ交付を合わせた合計の交付は271件、うちコンビニ交付は55件、約2割となっております。次に、印鑑登録証明書につきましては、窓口、コンビニ交付合わせまして299件、うちコンビニ交付が47件で約16%の交付実績となっております。

以上です。

2 番（花井 茂君） 2割、16%の交付率だということなんですけれども、村として大体想定内なのか、もっとコンビニ交付を進めていきたいという感じなのかお伺いします。

住民課長（荒 真一郎君） サービスを開始してまだ2か月でございますので、今後どうかというのはこれからになると思いますが。ただ、マイナンバーカードをお持ちで、コンビニで端末が操作できる方は、それなりに取得していただいているかと思っております。

ただ、一方、このマイナンバーのコンビニ交付に対応していない証明書、戸籍なんかを取得する際は、これまでどおり役場の窓口にお越しいただく必要がありますので、その際、一緒に住民票、印鑑登録証明書を取られる方はおられるという状況にあります。

2 番（花井 茂君） 今後、さらに交付率を上げていくためには、コンビニのコピー機の前に行って操作しようと思っても、なかなか大変なのかと。コピーしに行っても、どうやるんだろうと最初から思ってしまうぐらいなので。これは、相馬市の公式ユーチューブチャンネルで上がっていたんですけども、村にもユーチューブ、あれは公式ユーチューブチャンネルなのか、どうなのか。質問項目にはないんですけども、あのユーチューブというのは公式なのかお聞かせください。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後2時48分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後2時50分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村から発信しているユーチューブであります。全て流しているものについては、公式チャンネルより流しているものでございます。

以上です。

2 番（花井 茂君） 公式チャンネルということであれば、相馬市でもアップされているように、その操作方法についてユーチューブで職員の方が画面を映しながら手順を一つ一つ説明した動画がアップされていました。あれがあれば、コピー機の前に行って簡単にできそうな感じでした。1分30秒ぐらいの動画だったと思うので、それが交付の利活用の向上につながれば窓口負担も軽減されると思いますし、ぜひ検討していただければと思います。

次に、このDX推進に欠かせない、いろいろオンラインでやっていくものなんだろうと思うんですけれども。最近、税金の税収の先月5月は自動車税、固定資産税、これが、e L-Q Rというもので電子的に納付ができるというものが昨年からは始まったと答弁書にあったんですけれども。今年初めて気がついて電子納付をしたんですけれども。今月の村県民税にはe L-Q Rがついていなかったんですけれども、これは、今後どういう状況になっていくのか伺います。

住民課長（荒 真一郎君） 税金のe L-Q Rコードによる電子納付については、令和5年度、昨年度から軽自動車税と固定資産税で導入をしております。今年度予算でさらに進めまして、来年度からは村県民税の普通徴収、それから国民健康保険税がこのe L-Q Rコードにより電子納付ができる予定となっております。

以上です。

2 番（花井 茂君） このe L-Q Rでのe L T A X、これはすごく便利なので、金融機関にも行かず、コンビニも行かず、自宅でスマホで納付ができるというものなので、これは今年初めて知ったので、ぜひ皆さんが利用できるように広報していただきたいと思います。

次に、このDXの推進によって庁内の業務が効率化されて、通常の業務の労務時間などが圧縮される見通しというのがあるんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 業務の効率化、特に時間的なものについて特段集計をしているわけではないので、つまびらかなことはお話しできないのかと思いますが、予想としては、当然、効率化を想定したDXなんだという捉え方をしているところですが。昔、パソコンが入ったり、あるいはメールが通常の業務で使えるようになったときに、私は、当然これは、非常によくなると職員時代に思いましたが、逆に業務が増えたと。今は、紙文書と同時にメールも相当数来て、その両方をチェックしながらどっちで回答するのかということを職員は常々考えながら、あるいは、メールで来ると1週間以内あるいは3日以内に回答しろとか、いろんなものがある中で、逆に便利さというのは、業務をむしろ増やすという方向も片やあるかと思いますので、むしろそういった実態を私たちはしっかり国や県に上げていくことによって本来のDXの方向性、要は住民福祉の向上、住民の利便性を上げるためにするんだからということでの議論あるいは提言ということができていくんじゃないかと思っています。

以上であります。

2 番（花井 茂君） せっかくこのDX推進計画を国で推し進めているので、通常の業務の労務時間が圧縮されなければ、なかなか意味がなくなってくるのかと思うんですけれども。その中でそういった労務時間が圧縮されれば、その空いた時間で、デジタルについては、

高齢者はなかなか苦手な面があるのかと思います。そういったところで村としても、ふれ愛館にデジタル教室のようなものを昨年もやっていたようなんですけれども。今後は、今、行政懇談会も執行部から出向いていく状況にはなってきたので、そういったデジタル教室なんかも、いわゆるデジタル弱者という言葉はよくないのかもしれませんが、手助けが必要な方にデジタルのよさを分かってもらい、それをどんどん利活用していただいて、飯舘村は面積が広くて、できるだけオンラインでいろんなことが進められれば利便性を活用できるのかと思います。今後は、人工知能、AIなどもそういう業務に入ってくるのかと思いますけれども。そういったもののリスクもあるのかと思いますけれども、そういうところに自治体として乗り遅れずにどんどん業務の効率化を目指し、村民へのサービス向上に努めていっていただきたいと思います。

次に、自主財源について何点か再質問をさせていただきます。

村は、依存財源中心であるんだろうと思います。これは、地方自治体全てがそういった状況にあるのかと思います。震災後、いろんな特例の財源が入ってきたようで、かなり大きな一般会計当初予算にもなっているんですけれども。これは、復興政策を振り返る復興庁の有識者会議なんかでも地方負担がゼロだったために事業が過大になってしまったということで、これは一定の引締めが必要だという議論が交わされているという報道を見ました。なので、今後の令和8年度から第2期復興・創生期間が終わった後の予算編成には、一定の影響が出てくるのかと考えられるので、そこで求められるのは、自治体が自主財源を増やす取組が必要なのかと思います。それで、先ほどの答弁書にも人口の減少を最大限緩やかにしていくとかそういった答弁なんですけれども。この人口減少は、もうどうにも止まらない現状、これは日本全国、今後、人口動態の予測ではどんどん減っていくのが目に見えているので、そういった人口動態に左右されない自主財源の確保というのを目指していくべきなのかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 実は、人口というのは、特に国庁の国勢調査による人口というのが普通交付税に非常に大きく寄与しますので、各自治体が人口ということを非常に増やす、やっきになってやるということがあります。ただ、おっしゃるとおり、今、社会情勢の中で、絶対的な人口減少社会が来ているということがありますので、これは一朝一夕に、例えば移住の方々あるいは村民の方の帰還があったとしても、全体の人口として急増するということは想定できない。ですので、住基人口の減少カーブを緩やかにするという中でのお話をさせていただいているところです。

ただ、それに加えて、そういう状況を考えながら、実は、企業誘致ということをしてきているのは、企業というのは必ず投資ということがあり、あるいは雇用ということがありますので、それによる税源確保ということができたらという考えの中で企業誘致ということを大きく進めておりますし。あるいは産業創生、今までの昔の農業とは違って、しっかり1人が生活できる、子育てができる、そんな収入になる農業体系というものを目指して今まで進めてきたというのがありますから、まずは、その経済活動がしっかり回る自治体運営ということが非常に大事だと考えております。そのためになりわいという言葉で申し上げておりますけれども、経済活動がとにかく回る、あるいは民間の投資が入るよ

うな、そういう自治体経営になるように、今、大きなかじを切ってその実績が出てきているところでありますので、さらに前に向かって推進していきたいと考えているところであります。

以上であります。

2 番（花井 茂君） 人口に左右されないそういった自主財源確保については、今行われているものでふるさと納税というものは、もう最たるものなのかと思いますけれども。企業版ふるさと納税というのものもあるらしく、それは返礼品が要らず、民間と共同でいろんな施策をしながら、それによって税収を得る仕組みだったと聞いたんですけれども。残念ながらそれは令和6年で一旦終了ということらしいんですけれども。これの経緯を見ると、前回も一旦終了を迎えて、また延長になって令和6年度までになっているみたいなので、それでかなり利活用している自治体からは存続の要望が出ているということなので、もしこれが延長になった場合には、村としてぜひトライしていただきたいと思います。

あと、いろんなものがあるんですけれども、ネーミングライツとか、今年、伊達市が野球場をネーミングライツで、年間50万円で5年間、金額としてはどうなのかというのものもあるのかと思いますけれども。でも、そろそろそういった自主財源確保のために姿勢は見せていかなくてはいけない時期になってきているのかと思います。今後、財源として、財政として大変になってくる時期を迎えられると思うんですけれども、そこでいろんなものを達成するには、コスト管理とか投資効率みたいなものを、そういった経営の発想というのは、こういう自治体にはそぐわないのか、それを取り入れていくべきなのか。どういう考えを持っているかお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 企業版ふるさと納税の話を具体的にいただきましたので、それと関連してご答弁申し上げたいと思いますが。たしか2年前、令和4年度かと思いますが、村として企業版ふるさと納税が受けられるようにということで、それに必要な計画は既に立ててありまして、承認は受けているところです。企業版ふるさと納税は、企業の税額控除に使える寄附というものと、あるいは人材を派遣いただいて、企業様から寄附をいただいた財源を人材に充てながらという、そういう人材派遣にも使えるといいますか、そういう制度だと承知しているところです。村としては、制度に乗るために計画はつくったものの、正直申し上げますと、コロナ禍における様々な付加的な業務があったことと、今の復興・創生関連事業も相当手を広げている部分がありますので、なかなかそこに行き着かなかった、あるいは、ふるさと納税をしていただけた企業様ということの募集まで行き着かなかったという経過がありますので、おっしゃるとおり今回延長となれば、先ほどのDX人材なんかも含めて企業版ふるさと納税の制度が活用できたと思うところです。

なお、村として経営観念といいますか、それは非常に大事なことで、村自身がもうかるというよりは、村が村民の方々、あるいは地域の企業の方々、産業にお金が回るように様々な布石を打っていくというのが自治体の経営なんだと思いますので、そのために、経済が回るように交付金を効果的に活用するということで。例えば、都心部だといろんな道路関係とか、いろんな団地化といいますか、そういうことの整備をするために自治体が動いたりするのは、その流通ができることによってそこに企業が入ってきたり、家ができた

り、あるいは住民の生活が非常に向上したりというための投資というのを、インフラ整備をやってきておりますので。この飯舘村においても、先ほど前段の議員に答弁申し上げましたが、国道399号線とかアクセス道路とか、そういう今まで村ではあまり強くではないんですが、あまりはっきりとしてこなかった道路関係についても、相当力を入れて今要請をしてきているのは、そういう自治体経営、これは村民の方々、企業の方々、産業にしっかりお金が回る仕組みをつくるための投資として国に要請をしているところでありますので、ご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

2 番（花井 茂君） 今後、地方交付税等の歳入減少は必然なんだろうと思いますので、自主財源確保については、あらゆる可能性を排除せずに追求していただきたいと思います。

次に、村政運営について何点か再質問をさせていただきます。

今、村長から答弁書で5つの公約についての自己評価を見せていただいたんですけども。これは、再質問で一つ一つ聞こうかと思ったんですけども、丁寧に書いてあったのでそれは省かせていただきます。この5つの公約を掲げて杉岡村政をスタートさせ、公約実現に向け、村の再生と発展を目指し村政運営を進めてきたものと理解していますけれども。この4年間の実績として、村長自身、先ほど実績として答弁書ではあったんですけども、今後、村が抱える喫緊の、喫緊でなくてもいいんですけども、村がこの飯舘村として、今後、一番の重点課題というもの、そういったものがあればお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 村のということであれば、6次総に明言をさせていただきましたが、人口増加策ということになるかと思いますが、先ほど答弁申し上げたように経済活動を活性化させていくということが自治体の最低限の要件でありますし、しっかり力を入れていくべきことと思います。

ただ、私個人的には、これは、村のというよりも個人的に思いますが、やはりそこにふるさとの担い手という言葉を使っていますが、自分たちがこのふるさとをさらに活性化させていく。自分たちが子や孫のために、まだ見ぬ子や孫のためにもこの村をしっかりと元気にしていくんだという、そういう意欲というものが非常に大事だと思っております。これは、いかにお金をかけようとも、政策をしようとも、なかなか得られないことかもしれませんが、先駆的にそういう意欲を見せながら活動されている方が村の中にいらっしゃる。あるいは、村外から移住してきた方もいるし、村外からの交流人口としてでもその意欲を見せてくださっている方がいらっしゃいますので、そういう方々の姿をさらに広げながら、いろんなことに伝播させながら、村民の方々にももう一度、もう一度といいますか、希望を持つといいますか、姿勢を持ちながら、希望を持ちながらというのは、実は職員に訓示として申し上げているんですが、村民の方々にもその希望ということ、あるいは意欲ということをお持ちいただけるような、そんな村政がこれからさらに重要になってくるかと思っています。

以上であります。

2 番（花井 茂君） 希望と意欲は大切だし、今後の村政を運営していく中でも、そういった

ものをしっかりと持って進んでいっていただきたいと思います。

まず、杉岡村政がスタートし、間もなくコロナ禍となって大変ご苦労されたのかと思います。しかし、ここに来て悲願である商業施設の誘致や産業団地構想等の整備など、いろんな実績をもろもろ積み重ねてきたところだと思います。

村長は、この秋に任期満了を迎えるわけです。そこで、その任期満了に伴って10月の村長選挙についての村長の率直な意見をお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 先ほどもご答弁の中で最後のほうに申し上げましたが、この4年間で積み重ねてきたもの、これは村民の皆様のご理解、ご協力、それから職員の不断努力、それから挑戦、そしてその意欲の表れとして今あることですが、なお、この4年間でしっかり務め上げる中で、次の4年間に向かってしっかり努めたいと思っておりますので、次の村長選挙についてもしっかりと私として、村政を担う覚悟を持って臨んでいきたいと考えております。

以上であります。

2番（花井 茂君） 村長の覚悟を持って臨んでいきたいという言葉、重みがある言葉だと思います。

最後に、飯舘村、課題は山積みだと思いますけれども、未来に向けて何か一つ明るい兆しがあるのかと思います。そこで、村長として今現在も見えている未来に向けた明るい兆しが何か一つあれば、その答弁をいただいて私の一般質問を終わりたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 明るい兆しというのは、なかなかそれぞれの方々によって違うかもしれませんが、私は、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、あの震災のときの子供たちが今や大人になって、自分たちがこのふるさと飯舘村を担う、あるいはここで働きながら自分の生活を考え、将来の子育てを考えていくという、そういうスパンに至っている、あるいはその姿が見えてきているということが非常に大きな光だと思っています。この間、いたてホームでも、3年前に採用した職員が、あのときは二十数歳だったと思いますが、入居された方々、100歳の方々もみんな庭に集まりながらその方が結婚式を挙げました。久々に見た、みんなは俺の孫よりももっと若いんだべと、ひ孫なんだべというぐらいな心持ちで年齢を重ねていってくださった方々、この村を築き上げてくださった方々にも若い力、次世代が輝いていくということは非常に大きなことだと思いますので、それが本当に大きな兆し、希望だと思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

再開は15時30分とします。

（午後3時11分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後3時30分）

議長（高橋孝雄君） 続いて、4番 佐藤眞弘君の発言を許します。

4番（佐藤眞弘君） 議席番号4番 佐藤眞弘です。

令和6年6月第4回定例会の一般質問をさせていただきます。

初めは、希望の里学園の令和6年度教育施策について伺います。

震災から13年以上が経過し、村の復興も確実に進み、子供たちの教育環境も大きく変化しました。しかしながら、先が見通せない変化の激しい社会や増え続ける様々な課題に柔軟に対応するためにも、前教育長は、「竹のようにしなやかに、すくすくと」とし、園や学校が教育目標の具現化を目指す教育活動の推進のよりどころとするために学校教育指導の重点を示しました。教育長不在の中、どのような重点目標、重点施策に取り組むのか伺います。

また、社会生活をする上で大切な金融について。

貯蓄から投資の時代になっています。金融構造も非常に複雑になってきています。最近では、ICTの発達によるF i n T e c hと呼ばれるI o T、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスの提供があります。金融商品も株式投資、投資信託、為替相場、海外投資、F X、仮想通貨など、新しい金融商品がパソコンあるいは携帯で取引できる時代となりました。便利さと引換えに様々なトラブルや犯罪に巻き込まれるケースもございます。ぜひ金融教育の充実を図り、金融トラブルに巻き込まれない金融教育を実施していただきたいと思います。

また、次に、薬物乱用への取組について伺います。

中学生以上、希望の里学園ですと後期生、これは学習指導要領で年に1回、それから、前期生の小学校は約8割、文部科学省のデータですと小学生の8割で薬物乱用防止の教育がされていると理解していますが、希望の里学園での薬物乱用防止の取組について伺います。

最後です。自治体職員の不祥事防止策について村の取組を伺いたいと思います。

去年は、県の一般職員と教員が8人逮捕されています。内訳は、収賄、未成年者への強制性交未遂、釣銭の窃盗、盗撮と多種多様です。教員のほうは全員性犯罪です。そのほかにも田村市の職員が都内の商業施設で盗撮、古殿町の職員が130万円の横領、会津若松の職員は交付金の詐欺事件で児童扶養手当を960万円だまし取るという事件が発生しております。また、最近では、石川町で町長による贈収賄事件が報道されております。飯舘村では発生していませんが、これは、ふだんからの取組が大変重要と考えます。その取組について伺いたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤眞弘議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1－1、今年度取り組む重要施策について伺うについてお答えいたします。

村では、教育目標を「竹のようにしなやかに、すくすくと」と掲げ、重点目標を「生きる力を育む」とし、知・徳・体の3つの柱を基本として幼保小中一貫した学びを推進しております。

今年度においても学校教育指導の重点を作成し、次の5点を重点施策として取り組むこ

ととしております。1点目はいいたて学の発展、2点目は算数・数学の充実、3点目はICT機器の活用、4点目は読書活動の推進、5点目は教育研修の充実であります。

次に、ご質問1－2、金融教育の取組について伺うについてお答えいたします。

金融教育の取組については、2022年4月から学習指導要領の改訂によって義務化されており、社会や技術家庭の授業において学習しております。また、税務署職員を講師に迎え、毎年、租税教室も実施しております。

次に、ご質問1－3、薬物乱用防止の取組について伺うについてお答えいたします。

薬物乱用防止の取組については、学習指導要領に沿って6年、8年の保健体育の授業で指導を実施し、毎年、保健所職員を講師として薬物乱用防止教室を開催しております。

次に、ご質問2－1、多発する自治体職員の不祥事を発生させない対策についてお答えいたします。

全国的に公務員の不祥事は、報道関係等で目にするところであります。村では職員の採用時に総務課長より研修内で不祥事防止について講話し、その重大性について強く伝えており、職員全体については、庁議等で不祥事防止について共有するとともに、課長を通じて各課員にも不祥事を起こすことのないように指示しているところです。

また、福島自治研修センターに経験年数に応じた各種研修にて不祥事防止のための講義も受講させております。

なお、ゴールデンウィーク、お盆、正月等に向けては、必ず直近で綱紀粛正について職員周知しているところであり、今後も不祥事防止に努めてまいります。

以上であります。

4番（佐藤眞弘君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、学力、教育目標の関係ですけれども。今年度もあるかと思えますけれども、福島県の学力調査、それから全国学力調査、これは、2つとも多分6年生と後期生であると思えますけれども、この結果を公表する予定があるかどうかお聞きします。

教育課長（高橋政彦君） 学力調査の公表の件ですが、例年、毎年、県・国の学力調査が行われるわけですが、全体としての結果というのは、大きな枠でしか発表しておりません。といいますのは、あまりにも少人数でございますので点数の格差があるということと、個別・個人が特定されてしまうという懸念もございますので、個々の発表はせず、大きな枠組みでの公表としております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 次に、いいたて学の関係で教員研修を毎年やっているかと思えますけれども、これはふるさと学習、要するに子供たちに、飯舘村におけるふるさと学習、私は、今、これが一番大事かと思っています。ですが、学校の先生方は、ほとんどが村外から来ていますので、先生方の飯舘村に対する見識といいますか、飯舘村をどれぐらい知っているかということが一番大事になると思いますので、毎年、村内巡りとかをやっているわけですけれども、今年の教員研修をどのような方法でやるのかをお尋ねいたします。

教育課長（高橋政彦君） ふるさと学習に関する教員の研修でございますが、今年度は、7月31日に全教員を対象としたふるさと学習を含む飯舘村の研修を行う予定になってござい

ます。続きまして8月1日には、転入教職員の村内巡りを実施する予定となっております。

以上です。

- 4 番（佐藤眞弘君） それでは、次に、薬物乱用に関してです。この薬物乱用防止教室といいますが、薬物乱用についての授業というのは、多分ここにいる人たちといいますが、私も含めてほとんど日本の学校教育の中ではされてこなかったという経緯がありまして。現在、検挙されている18歳から20代の若者が、特に大麻の危険性とか有害性についてほとんど認識がないと答えているんです。子供たちにやっぱりしっかり薬物の危険さ、それから体に及ぼすいろんな弊害を教えていかないと、18歳、大学生になったりすると、自分の近くにある薬物が断り切れなくてそれにはまってしまうということがありますので、やはり小さいときから薬物の教室というのはやっていかないと大変なことになると私は感じております。

私が教育委員会のときに昔アンケートを取ったことがあります、たばこを吸ったことがあるかというアンケートに対して、幼稚園のときに初めて吸ったという答えがありました。これは、親が吸っているの、それを見ていたずら半分で吸ったんでしょうけれども。世界中の人類を汚染しているのは、たばことアルコールです。これは、間違いなく薬物でありますので、20歳以上になったらいいですとはなっていますけれども、そういったところもしっかりと教えていかないと、一回、興味本位でやってしまうと脳細胞が破壊されてしまいますので、そういう危険性がありますので、ぜひこれは継続してやっていただきたいと思います。

それでは、次の最後の不祥事件についての再質問をしたいと思います。

総務課長が不在の中で大変申し訳ないんですけども、まず、飯舘村においてコンプライアンスの研修またはコンプライアンスプログラム等について作成されているかどうか伺いたいと思います。

- 副村長（高橋祐一君） コンプライアンスの研修ということですが、答弁にもありますように新採用職員の研修、そういう部分の中でもコンプライアンスの部分についての研修をしているところであります。

また、村では、これは、令和2年2月に更新してありますけれども、飯舘村職員不祥事防止のための行動指針というものをつくっております。そういう中で不祥事の背景等、あとコンプライアンスの取組、そういうものを細かく表示をしながら進めてきているというところでございます。ですから、村としましては、やはり一つの大きな事件が起きるということは、その前に幾つかの軽微なものがあって、その前には数多くのもっと軽微な案件があるということを捉えて、その前に、小さい時期にちゃんとしっかり抑えていくという取組をしているところでございます。

- 4 番（佐藤眞弘君） 次に、この相双地区の広域消防でもありましたが、ハラスメント、これもうろんなところで起きております。また、セクハラ、パワハラ、カスハラ、モラハラと、いろんなハラスメントがございます。このハラスメント研修はどのようにされているか、お尋ねいたします。

副村長（高橋祐一君） ハラスメントの研修ということですが、やはり現在という中では、ハラスメントの定義という部分もしっかり知っておかなくちゃいけないということで、村としまして、近年、ハラスメントの講習を、職員向けと、あと管理者向けに分けながら講習をしております。講習の方については、外部の講習、専門者の講習という形でやってきておりますが、ただ、まだまだ時間の制約なり仕事で全員が参加できる状況ではございませんので、引き続きそういう研修を続けていきたいと思っております。

4 番（佐藤眞弘君） それでは、最後に、内部通報制度というのがございますけれども、これは、2015年の東芝の不正会計、それから2018年の日産自動車の取締役2名が逮捕される事件を受けて、今、日本中の多くの企業で導入されている制度なんですけれども。国の機関ですと公益通報保護制度というんですか、一般の企業だと内部通報制度というんですけれども。これは、飯舘村では導入されていないかと思いますが、今後、検討するというか、導入する予定があるかどうかお尋ねしたいと思えます。

副村長（高橋祐一君） 通報システムというところで、いろいろ個人の保護という問題も出てくるのか、通報者のほうというのでも出てくるのかと思えますが。今のところ、先ほど言いましたように、前に各係長を職場内で、そういう小さなところを皆さんで気づける体制を取って、その中で修正していくという部分を今進めているところでありますので、必要に応じて、今後、必要となれば、こういう制度も活用していかななくちゃいけないかとは思っております。

4 番（佐藤眞弘君） 福島県庁では、不祥事件を受けて防犯手帳とか、そういったものをつかって職員に配付するというものもあるようですけれども、村としてはそういった取組をするかどうか、お尋ねしたいと思えます。

副村長（高橋祐一君） その辺につきましても、いろいろほかの自治体の例等も考慮しながら、今後、必要ならば導入していきたいと思っております。

4 番（佐藤眞弘君） 現在、飯舘村では、幹部職員、村長、副村長の指導の下にすばらしい仕事をされておりますので、不祥事件等は、発生することはないと信じておりますが、これもやはり職員を守る一つの施策だと思っておりますので、今後とも継続してやっていていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わりたいと思えます。

議長（高橋孝雄君） 当局の答弁はありませんか。

村長（杉岡 誠君） 最後の部分については、非常に重要なご提案をいただいたと思えます。職員を守るという部分とコンプライアンス遵法主義の部分、そのこのところをしっかりと両立できるように村としても必要な取組について検討して、あるいは実施をしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 3 時 5 1 分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月18日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 佐藤 健太

令和 6 年 6 月 1 9 日

令和 6 年 第 4 回 飯 舘 村 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

令和6年第4回飯舘村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和6年6月19日（水曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和6年6月19日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和6年6月19日 午前11時06分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	1 番 飯 畑 秀 夫		2 番 花 井 茂			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 伊藤博樹		書 記 巻野 凌	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	△	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真 一 郎	○	健康福祉課長	石 井 秀 徳	○
	産業振興課長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生涯学習課長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	△	農 業 委 員 会 会 長	菅 野 啓 一	△
	代表監査委員	高 野 孝 一	○	選挙管理委員会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年6月19日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

6月14日、総務文教常任委員会が、請願第1号、請願第2号の審査のため開催され、審査結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、本日、村長提出議案第46号村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、地方自治法第243条の2の7第2項の規定に基づき、監査委員の意見をあらかじめお聞きし、意見についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 飯畑秀夫君、2番 花井茂君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。9番 佐藤健太君。

9番（佐藤健太君） おはようございます。

昨日の一般質問から引き続き2日目ということで、今日は私1人だけなのでしっかりと務めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議席番号9番 佐藤健太でございます。

令和6年6月定例会に当たり、今回は1項目4点に絞り質問をさせていただきます。

村の政策についてということで、1-1、村の農業政策の現状と今後目指しているところをお伺いします。

1-2、村の林業政策の現状と今後の目指しているところを伺います。

1-3、村の商工業政策の現状と今後目指しているところを伺います。

1-4、村の今後の産業構造をどのように考えて、企業誘致をどのような戦略を持って進めていくのかを伺います。

村長（杉岡 誠君） 9番 佐藤健太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、村の農業政策の現状と今後目指しているところについてお答えいたします。

農業政策の現状については、ホールクロップサイレージ等を含む水稻作付面積が令和5

年度実績として平成29年度比で約26倍の233.5ヘクタール、畜産では和牛の村内飼養頭数が同じく約17倍の765頭、花卉や野菜など主な園芸品目を生産して販売するいわゆるなりわい農業の件数が同じく約2.2倍の122件などとなっております。

なお、令和元年度から農地中間管理事業を活用して意欲ある担い手への農地集積を進めてきた結果、これまで512ヘクタールの集積が完了しており、さらに今後追加も含め17地区での農地集積を計画しているところです。

村では、第6次総合振興計画後期計画において人口増加策を共通重点事項として位置づけ、なりわい人口を約170人増加させることとしており、特に農林畜産分野に新規に就業する人材を令和12年度までに約50人増加させることとしております。

このため、村といたしましては、飼料生産などによる大規模な農用地活用や飯舘牛ブランドの再生・新生にも直結する畜産及び新たなブランドを創出する経済性が高い土地利用型農業や高収益型農業、そしてゼロカーボンビレッジいいたて実行計画に基づく脱炭素に資する新たな取組を含めた多様な農業の振興による「魅力あふれる、未来志向型農業」体系の構築を目指してまいります。

次に、ご質問1－2、村の林業政策の現状と今後目指しているところを伺うについてお答えいたします。

村内の林業政策の現状といたしましては、主にふくしま森林再生事業、広葉樹林再生事業を活用する森林整備を行っております。当該事業につきましては、令和5年度には100ヘクタールほどの間伐や更新伐を行うなど規模の拡大が進んでおります。

今後は、令和4年度に作成した飯舘村森林再生に向けた検討報告書を基礎としながら、事業を実施することで林業の一層の発展と里山の再生を図ってまいりたいと考えております。

また、発生した間伐材等を木質バイオマス発電所の燃料として供給、活用することで長期間の森林整備が可能となり、もって脱炭素社会の構築に資する林業体系への発展と働く場の創出を進め、なりわい人口、定住人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、ご質問1－3、村の商工業政策の現状と今後目指しているところについてお答えします。

令和5年は、世界的にエネルギー価格や物価高騰が進み、商工事業者の経営を圧迫することとなりました。村としては、事業継続・発展に向けた支援としてエネルギー価格高騰対策事業者支援事業により120件の事業者に対し600万円を、未来へつなぐ商工業支援事業により109件の事業者に対して総額3,680万円の支援金を支給いたしました。

また、1世帯当たり3万円分の飯舘村生活応援商品券事業により家計への支援を図るとともに、村内での消費喚起と地域経済の活性化を図ってきたところです。

一方で、新たな産業創出、企業誘致の動きとしては、蕨平地区で7月からの本格操業を予定している木質バイオマス発電所のほか、長泥地区での資源活用型堆肥製造会社の企業進出をはじめ、直近では空き校舎を活用した製造業や旧Aコープ跡地に建設中の商業施設など村内で操業する企業が着実に増えてきており、地域おこし協力隊による店舗経

営やわくわく補助金等を活用した交流事業と併せて地域への経済効果が生まれてきている状況にあります。

村としましては、個人起業家への支援と併せて企業進出や事業投資などの支援を行うことで村内の商工業の一層の活性化を図り、第6次総合振興計画後期計画に位置づけたなりわい人口の増加を着実に進めてまいります。

次に、ご質問1－4、村の今後の産業構造をどのように考え、企業誘致をどのような戦略を持って進めているのかについてお答えします。

国勢調査の就業状態等基本集計によりますと、震災前の平成22年の村の基幹産業は、産業別の就業人口の割合で多い順に鉱業・建築業・製造業などの第二次産業が38.3%、商業・小売業などの第三次産業が33.3パーセント、農業・林業・畜産業などの第一次産業が27.9%の順でありました。加えて、村内の農業従事者は第二種兼業農家が多く、農業以外の収入を主とする就業形態が多く見られました。

一方、避難指示解除後は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積による農業経営の合理化や畜産クラスターの推進による畜産経営の大規模化、専業農業の推進による収益性の向上のほか、ふくしま森林再生事業等の推進と木質バイオマス発電所の誘致による林業の主要産業化など、土地利用に直結する第一次産業の構造改革を進めてきており、専業による農業、林業、畜産業での経営により生計を立てることができる環境も生まれてきております。

なお、村としては、震災前からの産業構造の変化も踏まえながら、各産業が専業、兼業にかかわらず多種多様な在り方によって一層活性化することが必要であると考えております。

また、村の活性化のためには、村内での雇用の場を確保しなりわい人口を増やすことが必要不可欠であり、企業誘致、企業発展のための産業団地の整備等を積極的に進めているところです。

今後も、引き続き雇用の場を確保し、なりわい人口を増やす施策、村の各種産業の振興、発展につながる施策を展開してまいります。

以上となります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の村の農業政策について何点か再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの村長の回答にもありました令和12年度までに約50人の農業者の増加ということですが、これは個人のみ、それとも法人も含めて50人という考えですかね。

産業振興課長（三瓶 真君） 人数の50人につきましては、個人、法人合わせてということになります。

以上です。

9番（佐藤健太君） いわゆる農業法人、農業生産法人で大きくどんと入るところも含めて誘致をしていくという考え方ですね。

回答の中にもありましたけれども、土地利用型農業であつたり高収入型農業であつたり

未来志向型農業という形でいろんな形があるんだなと思いましたけれども、この辺を少し、どういったものなのかというところを具体的に聞かせていただければと思います。
産業振興課長（三瓶 真君） 土地利用型また高収益型、さらに未来志向型という文言が出てきますが、これがどのようなものかということのご質問であります。

まず、土地利用型の作物といいますのは、主に水稲などに代表される広域の面積を使って農作業を行う作物のことでありまして、こうした作物を振興することで比較的広い範囲で営農再開が進む、土地利用が進むということで土地利用型作物というようなことに定義づけております。

あと、高収益型作物といいますのは、野菜や花のようにその一つ一つの単価がほかの作物と比べて比較的収益が高く見込めるといふ、そうした付加価値がついたりする品目のことをそういうふうに呼称しております。

そしてあと、未来志向型農業ということで、これはかなり多岐にわたるといいますかいろいろな定義があるかとは思っております。村の考える未来志向型農業につきましては何点かありまして、1つには農地の集積を今進めておりますが、こうした大規模化によりますいわゆる効率化を図ったあるいは収入の増が図れる、スケールメリットが図れるような取組も未来志向型となるでしょうし、あとは畜産の分野におきましては飯舘牛ブランドの再生と申しておりますけれども、その中には今後経産牛も含めたこれまでにない形といいますか、新しい飯舘牛ブランドというものも未来志向型に入るかなと思います。そのほかには、今世間で話題になっておりますゼロカーボンに関連したJ-クレジット、そうしたものを取り入れる中での農業の在り方であるとか、あとは一般的にだんだんなじみが深くなってまいりましたがICTの技術であるとか先進技術を入れた形の農業、あとはちょっと村の中では少し耳なじみがあるところで言いますと、木質バイオマス発電所がこのたび稼働いたしますけれども、そこからの廃熱等を利用した農業の形、これまで進めてきた農業も含みますけれども、こうした様々なものを含めて未来志向型農業と呼んでいるところであります。

以上です。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

土地利用型、飯舘もかなり農地が広いのでこの農地をどのように効率的に生かすかという部分でも非常に大事なところかなと思いますし、高収入型農業ということでどの作物をどういった形で生産するのかということが問われてくるんだろうなと思いますけれども、飯舘の今現在集積をしている農地のこの辺はこういった形で、例えば土地利用型に生かそうとか、この辺は高収益型農業に生かそうとか、そういったところは見えてきている状況があるんですかね。

産業振興課長（三瓶 真君） それぞれの農業形態の見込みといいますかそういったことかなと思いますが、まず土地利用型作物につきましては、今ほど説明いたしましたように広い面積での農地利用を見込むという考え方がありますので、やはりどちらかというと平らなといいますか、水田に代表される集積されたあるいはまとまった農地で1枚当たりの面積が大きいところ、そういうところにつきましてはそうした土地利用型作物を中心

に作付を行っていく形が望ましいのではないかと考えております。

一方で、高収益型の作物につきましては、もちろん条件のいい農地でも作れるんですが、そのほかに先ほど申しましたように主品目が野菜等になってまいりますので、水田畑作という考え方もあるところではありますけれども、やはりそれよりはもう少し面積が小さかったり、あるいはその畑地といいますか、そうしたところにこの高収益型作物を作りながら、その広い面積は土地利用型作物によって営農再開を図っていき、そのほかの面積について高収益型というのが一般的かなとは思っておりますけれども、なおそれも土地の条件が様々ありますので適地ということで対応していきたいと考えているところではあります。

以上です。

9 番（佐藤健太君） 今現在では、まだここでこれというふうに確定しているわけではないという状況の中で農地の再生を図っているということが今のところの現状という形になりますかね。それとも、もう既に高収益型でスタートしているところがあって、そこにもさらに農家さんを、例えばこの品目をもっと増やしていきたいのでこういった農家さんを募集していますとか、こういった農家さんを育てますとかという取組にはつながっているのかどうか。

村長（杉岡 誠君） 本来、産業振興課長のほうが詳しい部分がありますが、今申し上げているのはこれから初めて取り組むというよりも、もう避難指示解除が8年となる中で、諸般の報告でも申し上げましたとおり、水稻の面積が今二百六十数ヘクタールになっていて、それ以外にも牧草とか畑作を入れると多分500ヘクタール以上に近いですかね、という作付面積になってきていると。その中で土地利用型農業が非常に定着をして、飼料生産とかのいわゆる畜産クラスターと呼ばれる非常に大きな農業をやっている農業法人の方もいますし、地元で畜産農家さんがいらっしゃることによってそこに供給するための飼料生産、牧草生産とかホールクロープ生産につながっているところ、あるいはアルストロメリアとかスターチスですかね、そういったものを新規就農の方も含めて実はかなりの収益になってきて消費税が納められるような農業形態も出てきているということをお聞きしておりますので、そういったものが先駆的に進んできた。その中でさらにそのいいところをつかみながら、あるいは若い世代も含めて、あるいは農業法人、新規参入も含めていろんなところが入れるようにということを今戦略的に考えているところがありますので、地区ごとに色合いが違っても相当の部分が進んできていると、さらに先ほど1回目の答弁で申し上げましたが、17地区での土地の利用集積ですね、その話をしているということは土地利用型農業だけを話し合っているように聞こえるかもしれませんが、同時にその地域の中での新しい担い手は誰がいるのか、どういう品目であれば地元の方々が協力ができたり一緒にできるのかという、そんな協議も含めてさせていただいているかなと思いますので、村としてはかなり進んできているかなと考えているところではあります。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

今、土地利用とそれから集積という部分でかなり進んできているということでもあります。

今、全体のどのぐらい進んでいるという広さを教えてもらいましたけれども、全体でどのぐらいの進捗率というか、村全体の農地の何％ぐらい集積が進んでいるのかなというところを数字をつかんでいれば教えてください。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩します。

（午前 10 時 20 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前 10 時 24 分）

村長（杉岡 誠君） 先ほどのご質問の中で全体の面積に対してどれぐらいかということについては、担当のほうで数字を調べて詳しくはお答えしたいと思いますが、諸般の報告の中で申し上げたとおり水稻の面積は今年度18地区、40経営体で264ヘクタールとなっております。これに対して震災前の子稲の作付面積は、約700軒の農家で700ヘクタールでありますから700分の264というのが割合になるかなと思います。ただ、水田そのものの面積は全体で1,200ヘクタールほど、うち九百数十ヘクタールが土地改良区の子稲ということですから全体の水田利用ということからすれば率は下がるかもしれませんが、震災前の作付面積からすると半分近くまで何とかできてきているかな、あるいは今年17地区でさらに水田の利用集積の話はしますので今年というよりは来年、再来年の作付に向かって集積されたところがさらに動いていくということ、あるいは農地利用集積の契約行為ではなくて集落ぐるみでまだ帰れない方々の農地を集積しながら既に営農活動していたいただいているところもありますので、中間管理事業を通したか通していないかというよりは作付を現にしているかしていないか、あるいはその計画があるかないかということで数字を見ていくと相当数の数字になるということをお願いしたいと思います。

なお、畑地に関しては、牧草量が面的には多いかなと思いますが、畑地の中で先ほど言った高収益農業ということで一般的には単収の価格が多いもの、単価ですね、1反歩当たりの収益性が高いものを高収益農業ということで、むしろ小さい面積でいい値段のものを売っていくという農業になりますから、それはそれで花卉農家さんや野菜農家さん、アスパラガスなんかは結構道の駅やいろんなところで売っているあるいは東京のほうでもいろんなマルシェに出たりということで相当有名になってきておりますし、かなりの収益性が出てきているかなと思っています。

あと、数字については後ほど担当課長からご報告させていただきたいと思います。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

すみません、数字、大変お時間取らせてしまってすみませんでした。

田んぼの利用という部分でかなり進んでいるというところをお話いただきました。あとは畑ですね、畑のほうの単価、高収益型の農業という部分で作物を何にしてい

という部分とかそういった部分がこれからかなり品目の選定だったり、あと気候は、気候もかなり変わってきていますのでその辺でどの辺に力を入れていくべきなのか、あとはその出荷先であったり単価であったりいろんなところが難しいところはあるかと思いますが、やっぱり肅々と農地を集積しながらこういった作物をどんどん生産をしていって売り先をどんどん見つけていくというところが一つの大きな道筋なんだろうなと思っていますので、この辺どんどん進めていただければなと思います。

その中で、村の農業政策をしていく中で今振興公社が土地利用型という形でしょうかね、水田もかなり広くやっていく、これからもどんどん進めていくということですが、今後この振興公社の役割という部分をどのように捉えながら見ているのかというところを少しお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） 振興公社の役割ということであります。

これまで、振興公社のほうで農業部門を立ち上げまして地域の中の農地保全等の担い手あるいは村の施策上で深谷の南手農地の担い手、あとは村の勧める作物の試験的な栽培あるいはその堆肥ですね、村のほうで堆肥を営農再開支援事業を使いながら必要な方に供給するという事業を行っていますが、その堆肥の供給元といいますか、そういう形で役割を担ってきていただいたところではありますが、今後の飯舘村振興公社の役割としてやはり一番重要なのは、新規就農者といいますか新規参入者の方の確保のために受皿となるといいますか、そういう役割を担っていただければと考えております。これまで農業といいますとやはり本人がいわゆる経営者となって農業を実施してきたという部分が大きいかなとは思いますが、やはりここに振興公社があることでひとつ雇用型という形でまずは新規に参入する方の働き先として農業に携わっていただいて、その後で独立なりしていただいて新たな担い手になっていただく、次世代が参入できる農業をつくるという意味で振興公社にはそういう役割を担っていただきたいと思います。もちろん、冒頭に述べましたような堆肥の供給元であるとかそういうところですね、あるいはその村の振興作物の栽培の担い手といいますか、そういうこととしての役割も同じように今後も期待をするところでもあります。

以上です。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

まさに私も考えていて、やっぱり振興公社だけが一つの企業体としてずっと担い続けていくだけでは広がりがないだろうなと思ったので、やっぱりそこでしっかりと研修をして独立した農家さんたちがたくさん村内で活躍するというのがこの後目指すべきところだろうなと思っていますので、この辺の仕組みであったりそういったところを確立していくことも大事なかなと思いますのでその辺の検討もしていただきながら進めていただきたいと思いますし、また農家だけではなくて恐らく振興公社だけで手が足りない場合は地元の企業にもお手伝いをお願いするとかそういった仕組みも、今仕事が少ないでするので、そういったところもなるべく仕事を出してもらうようなことも可能なところがあればそういった部分もつくりながら村全体でこの村のフィールドを使って飯を食っていくといったこともやっていければいいんじゃないのかなと思いますので、その辺も含

めて今後もお願いしたいなと思っています。

一応、1番の農業政策についてはこれにて終了したいと思います。

続きまして、2番の林業政策の再質問を少しさせていただきたいなと思います。

林業政策でやっぱり1つ課題になっているのは、林道の整備がなかなか進んでなくて木材を搬出するのに非常に手間がかかるということで、この林道について今村ではどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） 林業のための林道整備についてどのように考えているかのご質問であります。

林道につきましては、現在あるものに加えて今後の林業再生のために新たに造る必要があると考えております。このことは、飯舘村森林組合からも村に対して要望をいただいております。村のほうでも県の事業等が使えるということなので今その林道をどのように造っていくかということを今年の実業の中で検討を進めているところであります。

以上です。

9番（佐藤健太君） 今まさに県の事業ということで、県のほうでもその林道整備についての様々な事業がありますので、ぜひ有効に使っていただいてこの林業政策を進めていただきたいなと思います。

昨日の一般質問の中の回答にもありましたけれども、林業の一大産業化ということが回答としてあったのが聞こえたんですけれども、この林業の一大産業化というところはどいういったイメージなのかを少しお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 林業に関しては、震災前はほだ木とかあるいはパルプ材としてのものを出したりということで、年間に多分10町歩も森林の中の生業というのが面的にあったわけでもないという中で、なかなかこれだけの森林面積がありながらそこでしっかり雇用が増えるようなあるいは下請も含めていろんなことに関係するような産業になっていたかという、震災前はそうではなかった。震災後、やはり森林汚染ということがありましたけれども、しかし県や国の基準の中で、あるいはそういった材木を含めて活用ができるような二重バグフィルター方式の木質バイオマス発電施設を誘致したということによって様々な可能性が出てきましたし、それをもっていろんなことが全てクリアになるわけではないんですが、少なくとも農地と同じように森林の中に手を入れながらそこに価値を生み出す、地権者さんも含めていろんな経済効果が生まれてくるということをつくってきました。今年度、昨年度ですかね、100ヘクタール近くの発注をしていますので、これは震災前からすると非常に大きい、とてつもなく大きい数字なんですけど、これをさらにランニングさせていながら燃料確保あるいはあそこで生まれる新しい別の雇用確保、雇用ということは新しい産業として別のものも生まれてくるかと思っておりますので、今は間伐材をチップといいますか木質バイオマスに燃料として供給する、あるいはいい材については木材市場に出すというそこだけが今はメインになっていますが、それ以外の付随する産業も出てくるかなと想定しているところであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） 先ほどの質問の中で、産業振興課長から答弁いただきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほどの農業に関する質問の中で、営農再開面積についての数字について調査いたしましたので報告をいたします。

全体では、村としては農用地面積を2,330ヘクタールと捉えております。そのうち令和5年までが760.3ヘクタール、そして令和6年に64.4ヘクタールということでありまして、合計で現在824.7ヘクタールの再開ということになっております。ですので、これを2,330で割り返しますと35.4%という形を今再開面積としてつかんでおります。

なお、これは村長の答弁にもありましたように、農地中間管理事業で契約しただけの面積にとどまらず、それ以外に独自に営農再開している面積等も含んでの数字であることを申し添えたいと思います。

以上であります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。林業の質問を続けていきます。

去年、100ヘクタールということで非常に大きな林業の仕事が捻出されてきたということで、森林組合も大分忙しそうに仕事をされていたということで結構しっかりと収入が上がったということでお話を聞いております。収入なんですけれども、やっぱり村内に林業業者が今なかなかいないという部分で、どうしても村で確保したそれだけの大きなお金が村外に流れてしまっているという現実もあるなと捉えていまして、この辺をいかに村内で循環させていくのかということが今後の大きな課題だろうなと思っていますのでこの辺の林業業者の育成という部分が結構急務なんじゃないかなと思っていますし、バイオマス発電所もできて今後継続的に稼働していくということが見込まれますので、そういった部分で継続的にやはり村内にお金が循環していく、そういった仕組みという部分は急いでつくらなければならないだろうなと思います。でも、これで新規的林業業者というところも必要でありますけれども、既存の企業、例えば土木業者であったり建築業者だったりという部分で仕事がなかなか薄いと言われている部分もあります。そういった声も聞こえてきますので、例えば業種の転換であったりそういった部分で、なかなかすぐに転換できるものでもありませんし、切り手の育成もしなければならないし、今の林業は大規模な設備が必要ですので設備の投資もかなりそういった部分で転換していく部分で村としても何かサポートを考えてほしいと思っていますけれども、そういったところの考えという部分はあるのかどうかという部分をお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 新しい林業業者の育成ということでありまして、まさにこれからの林業を進める上でこの請負先の充実ということでは農業と同じように非常に大きな課題であると捉えております。今、村として具体的に何か対策を取っているかということでもありますと特にはそうしたものはないかもしれませんが、県の中で林業の担い手を、だんだん林業が注目されてくるあるいは県としてこのふくしま森林再生事業等を実施する上でそこも重要視しておりまして、実は県で林業アカデミーという機関があります。そこでは、林業の基礎知識から技術の研修とかそうしたものができるということもありますし、あとは市町村職員向けのいわゆる林政の研修、こうしたものもできるということで毎年そこで村の職員なども研修をしているということになっておりますから、そう

したところを今中心的に動いていただいている林業業者等にもあっせんなどをしていきながら新しい人材を確保していくということが目下取り組んでいるところであります。

以上です。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

森林組合もいろんな若い方たちも入ってきて、林業も充実されていると思う一方、やはり高齢の方も増えてきている部分もありますし、この辺の人の循環という部分も起きてきますので、その辺でこの飯館の森林事業に関わってもらう人をいかに増やすかという部分でやっぱりその辺のPRも村としてはどんどんしていくべきだろうと思いますし、村内の事業所もそういった部分にアンテナを高く張ってどんどん転換をしていくということも一つの今後の事業構造の変化に対応していくという部分では必要なことなのかなと思っていますので、その辺に関しても村としてもぜひ手厚いサポートをいただきながら産業構造の変化にどう対応していくのかという部分も考えていければかなと思っていますので、その辺に関しても何かもしあればお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今のお話は、林業への企業参入といいますか、農業の企業参入と同じようなニュアンスなのかなというふうに思いますが、まずは今森林組合さんほか村の発注事業の中で関わっている事業者さんは、実は単体で林業をやっているのではなくて下請さんに発注をなさっているということでお聞きをしています。ということは、下請の事業者さんがどこから来るのかというと、やはり全国からそういうことでいらっしゃっているもので、できれば地元でそういう下請ができるような事業者さんがいらっしゃれば新しい雇用にもつながりますし村民の方々に経済が循環していくという部分もかなりありますので、今やっとなそういう下請の方々と一緒に100ヘクタールまでやれるような状況まで来ていますので、おっしゃるとおり、これから次のステップとしてそういうことはあり得るかなと思います。

ただ、全く知らない業態に入るのは、おっしゃるとおり非常に難しいですし、林業というのは事故がかなり多いと私もお聞きしておりますので、村内でそういう研修といいますか林業の実態がどうなのかとか、あるいは昔とは違って相当安全管理をしながらやっていますので、そういったことを例えば村内の他の事業者の方々にも見ていただいたりしながら、こういう産業であれば新しい投資の中に入れるな、あるいは村のサポートがあれば入れるんじゃないかという検討がいただけるようなそんな仕組みを少し検討させていただきたいと思います。

以上であります。

産業振興課長（三瓶 真君） 議員、度々申し訳ありません。

先ほどの報告で私一点申し添えることを忘れたことがありまして、6年度の面積で64.4ヘクタールとご報告申し上げましたが、これは6年度ということで見込みでございますので、その見込みを合わせれば答弁申し上げました35.4ヘクタールになる見込みということでご理解いただければと思います。

大変申し訳ありません。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

今、村長からも林業に関して答弁がありました。村のフィールドをフル活用するという部分でも林業は非常に大事なポジションになってくるんだろうなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、村の商工業の政策についての再質問に移りたいと思います。

この商工業の政策という部分で、第6次総合振興計画の後期計画においても商工業という部分で施策が入っているわけですが、やっぱりこの農林畜産業と商工業との施策の差というんですか、この後期計画の概要版でもありますけれども、7ページに入っていますけれども産業、農、林、畜産業、4つの個別施策が並んでいますけれども、商工業に関しては個別施策が1、内容は商工業の振興としか書いていなくて、この先がなかなか見えないという部分で、この辺、農業と商工業の差という部分でなぜこんなに差が開いてしまっているのかという部分をまずお聞かせいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今まで、震災前は村では農業、林業、そういった部分の産業がすごく進んでいたという中で、村の中での例えば製造業、そういった部分が何社、ほかの自治体に比べれば少なかったということもありまして、なかなか商工業のほうに力を入れづらかったというか、力を入れていたんですがそこでの雇用がなかなか進まなかったというかそういった実態もありました。震災後、村がこれから再生、発展というようなことで今進んでいるわけですが、なかなか農業の従事者が少なくなってその中で人口の増加を目指す部分については、ほかの自治体に遅ればせながらというようなことでありますが、そういった商工業、とりわけ企業の参入、新規参入等も含めて企業誘致も含めて進めていかなければならないということで、まずは産業団地が必要だということで進めてきましたし、空き用地なり空き校舎なりの空き建物を利用した企業の参入、誘致、そういった部分にも力を入れていかなければならないということで進めてきているところであります。なかなか今までのそういった進める中での支援策というのが、村として企業立地等支援補助金等、今いる企業さんで事業を拡大したいという企業を中心としたそういった支援しかやってこれなかったという部分もありますので、今後どのように進めていったらいいのか、そういった部分も模索している部分もありますので、今までの事業展開、そういった部分の見直しも図りながら、また新たな企業、それから今村で進めていただいている企業さんの支援をどのように進めていくかというのをまず振興計画の中でこれからしっかりと策定していかなければならないということで、当初の概要版後期計画の部分ではそこまでしっかりと書き込むことはできていないのかなと思っております。第7次総合振興計画策定に向けてしっかりとつくっていかなければならないなという、今の大きな課題の一つだなと思ってるところであります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

今ほど課長から答弁がありましたけれども、今度は次の質問ですけれども、先ほど村長の答弁の中で産業構造、就業人口の多い順という部分で鉱業、建築業、製造業など二次産業が38.3%で実は一番多かった。農業は兼業農家という部分が多かった部分もありますので、そういった部分で実は商工業という部分も結構なウエートを占めていたんじゃないかなと思っています。その中で、再開する事業所がなかなか少なかったという部分

もちろんあると思うんですけども、それでもやはり村内の企業としてしっかり残って再開してくださった業者もたくさんいますので、そういった部分に対しての先々、この後も飯舘で商売をしていていただくためのサポートであったりそういった部分がちょっと少ないのかなと私も感じていまして、周りから聞く部分で何で農業にはそんなに手厚いのにならぬ商工業にはなかなかないんだという声もちろほらと聞こえてきますので、そういった部分も含めて7次総に向けてどういった部分が必要なのかというのをもう一回精査をしながら進めていただきたいと思いますし、またこの今の第2期創生期間、もう少しで終了という形もありますけれども、非常に大事な期間であります。村の業者にとっても、先日何社かともお話をさせてもらいましたけれども、村になかなか仕事が無くなってきて今後村の中で商売していくのが難しい部分が出てくれば村外に会社を移そうと思っているという業者も何社かありますので、そういった部分で新しい業者や産業を誘致してくるということももちろん大事かもしれませんが、村内の事業所をしっかり守って育てていくということも考えとして持っていただきたいと思います。この辺の考え、少しあればお聞かせいただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 昨日もご答弁申し上げましたが、既にいらっしゃる商工事業者の方々の振興と併せて企業誘致、産業創生をしていくということが大きな方針として私が申し上げてきたことでありますから、その点についてはしっかりとの方針を持っているということです。

ただ、先ほどの農業関係、今は林業も含めてでしょうけれどもそちらのほうの、何というんですかね、支援が手厚いんじゃないかという話がありますが、多分その企業さんの経営規模と農林業の経営規模は全然違うということが大きいかなと思いますし、国策としてそもそも農林業関係は、農林業といいますか農業ですか、農業に関しては補助裏としてのかなり国、県の手厚い事業がありますので、それを有効に活用した支援を優先してやってきたという経過があるということを見ていただきたいと思います。それから、具体的に言わなくてもいいんでしょうけれども、例えば農家さんに対して50万円ぐらいの補助金があれば相当な農業の投資ができるわけですが、今村の中で業態としていただいている商工業の方々が50万円でどれぐらいのことができるかというと、意外と農業とは違ってかなり費用対効果としては低いのかもしれないなということです。何よりも産業というのは、製造業の方は別なんですけれども、二次産業、三次産業の件に関してはそもそも人口ですね、そこで消費をする方々がいなければ成り立たないという商工部門がありますから、その部分に関しては土地を活用する方々を先に呼び込むことによって定住者が増える、あるいは農業が増えることによって交流が増える、それが商工業につながるという、そういう順を追っての施策だということを少しお踏まえいただければと思います。

ただ、私自身もなかなか商工事業者に対する支援事業は確かにそんなに昔から大きくはやってきていない、対象者が多いというものもあるかもしれませんが、なかなか効果的なものがないですし、そもそも国の補助裏がない中で村の単独財源でどこまでできるのかというような部分がかかなりあったかなと思いますので、その辺については例えば新規の

投資に関してのいろんな国の支援があったり、あるいは借入金の利子補給もやっておりますがそういった形のものとかそういう支援というのは考えられるのかなと思いますし、なお情報収集をしながら商工業の振興についてしっかりやっていきたいと考えております。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

この後の質問ともつながってくると思うんですけれども、村の産業構造という部分を今後どういうふうに見据えて戦略的にやっていくのかというところと商工業も含めて密接に関わってくるかなと思いますので、その辺を含めて計画をしっかり持ちながら現状を把握しながら進めていただきたいなと思っています。

次に行きます。

今後の産業構造ということで今話がありまして進めていただきたいというところであります。

この産業構造という部分で、村長からいただいた回答の中で戦略という部分まではまだ触れられていないのかなと思っていますけれども、企業誘致をしていくに当たってどういった企業に来てほしいのかとか、どういった企業が村に必要なのかという部分まで落とし込んだ企業誘致という部分までにはまだ至っていないのかなと思っています。まだこういった場所があるので来てくださいというところにとどまっているのかなと思いますけれども、そういった部分で私の考える戦略というのはもっともっと村にこういった企業が欲しい、こういった事業所があるのでそこと連携をしていただいて産業をさらに大きくしてほしいという部分のビジョンというか、そういったものを村に持っていただいて進めていただきたいなと思いますけれども、この辺何か村づくり推進課のほうで持っていればお聞かせいただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 企業誘致の件、かなり力を入れてきたということで昨日も今日もお話を申し上げておりますが、そもそも飯舘村としての企業誘致、この数十年来、特に大きな企業さんの誘致をそんなにできたわけではありませんし、なかなか難しかったという経過があります。その中で私は企業誘致ということを申し上げましたが、今東京のほうから派遣職員として来ていただいている職員の方を含めて初めてのチャレンジということで、企業立地セミナーに行ってみたり、様々なところの勉強をしてみたり、いろんなところにアクセスしてみたりということをやっている最中です。その中で一定程度、村のこの景観とかあるいは村の、何ていうんですか、農畜産業を営む中での村の歴史というものを大事にするような企業さんと呼び込みたいというようなことを一定程度出してきたこともあります。でも、そもそも企業誘致ができてこなかった村が今から入り口を狭めるということは実は難しいだろうなと思っています。むしろ、幅広くこれから意欲を持って自らふるさとの担い手となってこの地域を活性化していこうという、そんな意気込みを持つ企業様であればぜひということで、今のところは門戸を逆に広げているとお見込みいただければと思います。

観光業と同じで、最初からラベルがあってブランドがあればそれで人が来るんじゃない

かという思いがあるかもしれませんが、ブランドとかあるいは村のカラーというものはある程度の実績ができてきてから初めてそういうものが見えてくるものだとは思っておりますので、そのブランドづくりのあるいは村のカラーを示すための今はまだ入り口段階ににいるということでご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） 今、村長から答弁がありましたけれども、別に門戸を狭めているということじゃなくて、もちろん門は大きく開いてどういった企業でも来ていただいたらいいなと思いますけれども、やっぱりその中でもなかなかただ待っているだけでは来ないという部分もありますので、こちらからお声がけという部分も中には必要なのかなというところも感じたところでありました。そういったところで今質問をしたわけでございます。

私はこの間、鹿児島に研修に個人的に行ってきたんですけれども、本当はサツマイモの勉強をしようかなと思って行ったわけなんですけれども、紹介していただいた企業が思いのほかすごい企業さんで、その企業さんは野菜のパウダーを作っている会社さんでした。野菜のパウダーを例えば健康食品であったりそういった業者に卸すといった部分で、その地域にこういった野菜を作ってくださいということでお願いをして生産をしてもらってパウダーを作って納めるという部分で、もともと野菜を作って運搬をして関東方面に出荷をしていたんですけれども、それははしりの時期は九州の野菜を買ってもらえるんだけれども関東平野で野菜ができてくるともう要らないよと言われてたりとか、あとは野菜の規格が決まっていってなかなか運ぶ量に対してのロスが大きい、生産する数に対してのロスが大きい、そういった部分を払拭するのに野菜パウダーということで、規格もそれほど厳しくなく皮まで使えて栄養価も高いという部分とあと運搬のコストがかなり圧縮されたということで、非常にいい企業さんを紹介してもらったなと思ってまして、そういった部分でその辺何か結構いろんな青汁のもとだったりそういった原料を供給する会社でいわゆる地域商社的な位置づけになっていて、その辺の地域の農地という部分は空けばすぐに別な方が入る、空けばまた新しい方が入るというような、もう空きがないという状況になっていましたので、そういった部分で農地という部分を非常に有効に使えているのかなと思っていましたので、そういったところにもアドバイスをいただきながら企業誘致を、その会社に直接入ってもらうということももちろんあれば最高ですけれども、そういった部分での企業誘致の戦略性という部分もひとつ大事なことなのかなと思って行ってきましたので、そういった部分も紹介しておきたいなと思います。

もう一つ、今ハシドラッグさんの建設が進んでいますけれども、恐らく公設民営という形で動きますけれども、震災前はAコープが村内で稼働していました。6,000人以上いる村の中で経営は結構厳しかったというふうな声も聞いています。今後、まだできる前からこんなことは言いたくないですけれども、1,500人強の今の現在の村という部分の中で進出していただいたというのは非常にありがたいことだなと思ってはいますけれども、例えば企業として赤字がずっと続いてしまった場合に撤退ということも下手したらあり得るかなという部分も含めて、村としてはどういった協定や話をされて企業誘致をしたの

かという部分で、お話しできる範囲で構いませんのでお話しいただきたいと思います。

副村長（高橋祐一君） 今回公設民営ということで村にとっては念願のという形になってきますし、今までいろんなところと交渉してきた中でなかなか参入できなかったというのは、今議員がおっしゃったとおりやっぱりその消費人数という部分が少ないんじゃないかというところがございます。そういうところで協力してもらえるとという部分もあるし、やはりそこに人を呼び込んでいくような体系も村としては努力をしなくちゃいけないというのをまずお話をされております。

また、現在やっぱり車社会というのもあって、県道12号線、あそこの交通量がかなりあるというところと、現在村の人口は1,500人というような形になっておりますけれども、ただ日中の人口的な、来ている方というのは数字的にはかなり多いという部分もありますので、そういう人たちの消費を見込んだ形でご協力をお願いしているという形になっています。

当然、経営の部分でありますから消費者が減ればそういう経営的に苦しいところがありますけれども、それは共に一緒にやっていこうという意気込みでお願いをしたところがございます。そういう意味では、村が進めているいろいろな企業誘致、日中人口の拡大、なりわい人口の拡大、そういう部分を村が進めることによって企業が成り立ってくるとい社会になってくるのかなと思っておりますので、それは当然企業だけではなくて村としてもそういう方向で一緒に進めていきたいと思っております。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

今、副村長からもありましたように、このハシドラッグさんをつくったはいいいけれども、あとはやってくださいねだけでは、やはりなかなか経営は難しいだろうなと思っております。この辺でやっぱり村としてもどういったサポートができるかという部分も含めて、しっかりと村内で育てていくという思いも持ちながら皆さんに使っていただける施設にしていかなければならないなと思っております。

それと同時に、やっぱり道の駅と若干競合する部分も幾らかは出てくると思いますので、その辺でやっぱりお互いに切磋琢磨しながら、より村外からも人を巻き込んで、呼び込んで経営をさらに高めていくようなそういったものができてくるといいなと思っておりますので、それもやはり村のサポートという部分が非常に大事になってくると思いますので、その辺を早急につくっていただきながら、我々も協力しながら進んでいきたいなと思っておりますので、そういったところをご準備をしていただきたいと思います。この辺に関してもしあれば。

村長（杉岡 誠君） 今、議員がおただしの部分については既に社長、副社長が直接役場に何回も足を運んでいただきながら、あるいは村のほうでも足を運びながら協議を進めてきているところでありますので、今協議段階のものについて出せないものがたくさんありますからそこは言えない部分がありますが、当然のことながら今副村長が申し上げたとおり村が一緒になってやっていきたいと思います、あるいは社長が記者会見のときにお話ししたようにこの被災地というところでのチャレンジということをしていきたいと、あるいはハシドラッグさんのほうで物を売るだけじゃなくて被災地の非常に優良な野菜等を

含めてそういう産品をさらに自分たちの店舗、福島市内とか伊達方面とかそういったところでも取扱いができたらなというお言葉をいただいたくらい、お互いのいいものを高め合っていこうというそういうコンセプトの中で出店の協定まで至って、そういうことで今進んでおりますので、かなりのご理解をいただいているかと思います。ただ、そこにあぐらをかくことなく、村としては今議員がおただしの部分なんかも想定しながら様々なサポートをしていきたいと思っております。

なお、諸般の報告で申し上げましたが、例えば道の駅の4月中1か月間のレジ客数は1万5,000人から2万人ぐらいいますから、村民の方々が1,500人しか居住していないよということを強調し過ぎるよりも、この県道原町川俣線の交通量が相当数あってそれだけのニーズや実績があるということを村としては今まで申し上げてきております。なお、コロナ禍においても道の駅そのものの売上げは基本的に下がっておりませんし、レジ客数が減ったように見えても実は客単価が上がっていたりということで一定の収益を上げておりますので、そういった意味では非常に健全な、消費者にこの場所を知っていただいているという部分があります。

あとは、業態として道の駅とハシドラッグさんがかぶるところがあるんでないかということですが、まさしく切磋琢磨ということでお互いを高め合うということもありますし、あるいは道の駅のセブンイレブンは訪問販売をやっておりますので、違った形でのニーズに対応するやり方を既に構築してきておりますので、そういった意味でもすみ分けとはいいいませんがいろんなニーズに対応できるような多様な商業の在り方ができるのではないかなんか思っているところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

ぜひ、せっかく来ていただける部分がありますので、村としても有効に協力しながらやっていければ最高だなと思います。

あと、この企業誘致に関してですけれども、やはり村として今後力をさらに入れていくということであれば専門の部署的なところもあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、この辺に関してはどんなお考えがありますか。

副村長（高橋祐一君） 村としては、なかなか今まで企業誘致というところでの業務が少なかったということもありまして、そういうところも懸念しているところではございます。ただ、今のところは応援職員の方なりあとは県と協力をしながらどういう形でできるかというところを模索しながら進めていくということもありますが、いずれやはり10町歩規模の企業誘致という形になれば専門的な部署が必要になってくるときも来るのかなとは思っておりますが、その時々々の状況を見ながら判断していきたいなと思っております。

9番（佐藤健太君） ぜひ、今後の村づくりに至っては、この企業誘致も含めて産業は非常に大事ですので、その辺、戦略を持って進めていただければなと思います。

これをもって私の今回の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） 当局から何か答弁はございませんか。

村長（杉岡 誠君） 一点だけ。先ほど戦略を持って企業誘致をという話の中で、私申し上げ

たつもりだったんですが、村としては企業立地セミナー等々に私自身が直接トップセールスということで行きながら、いろんなところに村の名前だったりあるいはこういう取組をしていますよということで今やっておりますので、そういう戦略とかどうか分かりませんが、そういう取組はかなり鋭意進めているということを申し添えたいと思います。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前１１時０６分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月19日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 花井 茂

令和 6 年 6 月 2 1 日

令和 6 年第 4 回飯舘村議会定例会会議録（第 4 号）

令和6年第4回飯舘村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和6年6月21日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和6年6月21日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和6年6月21日 午前11時05分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	3番 横 山 秀 人		4番 佐 藤 眞 弘			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 菅 野 彩	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	△	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真一郎	○	健康福祉課長	石 井 秀 徳	○
	産業振興課長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生涯学習課長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	△	農 業 委 員 会 会 長	菅 野 啓 一	○
	代表監査委員	高 野 孝 一	△	選挙管理委員会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年6月21日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 2 号 県として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）
- 日程第 4 発委第 3 号 国として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）
- 日程第 5 議案第 4 2 号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 4 3 号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 4 4 号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 4 5 号 令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 4 6 号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 日程第 10 議案第 4 7 号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 4 8 号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 4 9 号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第 13 議案第 5 0 号 農業用機械購入（令和6年度飯舘村被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入）の取得について
- 日程第 14 議案第 5 1 号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15 議案第 5 2 号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 議案第 5 3 号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 議案第 5 4 号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 議案第 5 5 号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 議案第 5 6 号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 議案第 5 7 号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 議案第 5 8 号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 閉会中の継続調査の件
- 日程第 23 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 24 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本日、村長から人事案件8件の追加議案が送付されております。

次に、発委第2号県として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）、発委第3号国として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）が総務文教常任委員長から提出されております。

次に、議会運営委員会が6月19日に本議事日程等、議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 横山秀人君、4番 佐藤眞弘君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第51号は、飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村前田字広平118番地、佐藤修治さんを教育委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

議案第52号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村松塚字松塚65番地、山田 豊さんを農業委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

議案第53号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村飯樋字西原20番地、赤石澤忠則さんを農業委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

議案第54号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村二枚橋字町106番地、西尾ツネさんを農業委員会委員として任命したいので、その

同意を求めるものです。

議案第55号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村比曾字中比曾200番地、菅野啓一さんを農業委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

議案第56号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村深谷字長橋77番地、原田直志さんを農業委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

議案第57号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村長泥字長泥182番地、鳴原清三さんを農業委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

議案第58号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村前田字豊栄218番地の2、開沼 剛さんを農業委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 追加議案調査のため、引き続き休憩します。

再開は、10時15分とします。

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

◎日程第3、発委第2号 県として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）

議長（高橋孝雄君） 日程第3、発委第2号県として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）を議題といたします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました発委第2号県として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）について趣旨説明いたします。

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な中での子育てを余儀なくされています。こうした状況を受け、本村を含めた県内35市町村が学校給食費を無償化し、19市町村が一部補助を実施しています。値上げ分のみ補助を加えれば、95%の自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置を取っています。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で実施できなかったり一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じています。

このことから、県に対し、県として学校給食費無償化を実施することを要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

令和6年6月21日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は福島県知事、福島県教育長、福島県議会議長であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君）　これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　質疑なしと認めます。委員長は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発委第3号　国として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）

議長（高橋孝雄君）　日程第4、発委第3号国として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）を議題といたします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君）　ただいま議題となりました発委第3号国として学校給食無償化を実施することを求める意見書（案）について趣旨説明いたします。

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっています。現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行われていますが、本来は国が行うべきものであると言えます。実際に、先頃のコロナ禍においては、学校給食が子供たちにとって友達と触れ合う楽しい場であり、集団生活を通して成長・発達や人格形成の上で極めて重要な役割を果たしていることが再認識されたところです。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で実施できなかったり一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じています。

学校給食費無償化の全国的な広がりとは並行してこの問題は重大化しており、これは国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによる問題です。一刻も早く国として措置を取ることでこの問題を解決することはできません。

このことから、国として学校給食費無償化を実施することを要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

令和6年6月21日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君）　これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　質疑なしと認めます。委員長は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第42号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第42号令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 補正予算について質問いたします。

ページ数でいきますと19ページ、企画費の委託料、第7次総合振興計画策定支援業務ということで本日詳しい資料を頂きました。ありがとうございます。

まず、そこで3点質問いたします。

まず1点目が、こちらに今年住民意識調査を行うという記載があります。こちらについては、対象者は村民個人に行うのか、質問いたします。

2点目。この住民意識調査の項目設計において、議員も例えば委員としてとかまたは意見を求められるそういう場はあるのかどうか、これが2点目。

続いて、3点目として、この構想の中には地区別計画というような各地区のことが記載がないんですけれども、この第7次に関しての策定に関して、行政区の関わりについてどのようなことを考えていらっしゃるのか質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、1点目の住民意識調査であります。これについては一人一人ということではなくて、まずは世帯の調査、その中で個別に具体的な部分は記載等をしていただけるのかなということで今のところ考えているところであります。

それから、調査の中で議員の委員としての介入ということによろしいですか。アンケート調査に際しての議員さんからの意見というようなことでありますが、そういったところは今のところは特には考えておりません。村として必要な内容のアンケート調査かなと考えているところであります。

あと、地区別計画の記載がこの中にはないというようなことでありますが、先般第6次総合振興計画後期計画の中でも触れてきたところでもありますけれども、そういった具体的な計画については基本構想、基本計画、その下の段階の実施計画等に入ってくるのかなというようなことであります。その部分については、今後やはり今までの第4次、第5次振興計画等々でも地域の活動に動いてもらう部分が必要でありましたし、第7次振興計画についてもこれから地域主体、村民主体の部分で村の計画をつくっていかなければならないという部分ではそういった地域の中での計画づくり、そういったものも必要かと思っておりますが、今回の業務委託の中でそこまで介入するという部分は今のところは考えておりませんが、今後実施していく中で具体的に進めていく中ではそういった地域の協力も必要

になってくるのかなと考えているところでもあります。

以上でございます。

3 番（横山秀人君） 2 番目と 3 番目については分かりました。

1 番目のアンケートの対象者についてであります。以前住民意向調査というのを世帯に送った際に、やはり世帯主というのはもちろん 1 人であります。ただ、そこには例えば旦那さんであれば奥様もいらっしゃるかもしれません、お父さん、お母さん、またそのお子さんという形でその世帯構成には様々なところがあり、それぞれに意見がある、要望、提案があるわけでもあります。今回、第 7 次ということで村長のお話を聞きますとやはりこれからの飯舘村の大事な計画だと思いますので、ぜひ村民に全員に聞くという姿勢でアンケートを実施していただきたいと思うのですが、再度質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 住民個人全員というような再質問でございます。

アンケート調査を取る中で送付先は世帯ごとになるかなと思いますが、アンケートの項目の中でお子さんに向けた設問や高齢者に向けた設問とかそういった部分については、具体的にどんな内容がいいのかというものも検討しながら、しっかりと声を聞いていきたいと考えているところです。

以上です。

3 番（横山秀人君） 3 回目、最後になりますので。

やはり、村長名で各個人に封筒できちんと話を聞くと、アンケートを出すということがすごく意義あることかなと思います。世帯主に送ってこの項目はどうだと聞くというよりも、各個人が答えられるアンケートがいいと思います。これは要望ということで閉じたいと思います。

続きまして、同じく 19 ページのふるさと担い手わくわく補助金について質問いたします。

こちら、当初 500 万円の予算でありましたが、事業希望者が多く約 200 万円追加という形の補正予算であります。村には、このわくわく補助金と似たような目的でまで心の復興事業がございます。そちらのほうは全て国からの補助金であります。今回、わくわく補助金は村の基金からですので一般財源の補助金であります。このわくわく補助金を進めるに当たって、まずは心の復興事業は国費なのでまずこれからやってみてはどうかとかというお話の説明もあったのかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのように、村としても心の復興事業、そちらの活用をどんどん推進してまいりたいというようなことで考えているところでございますが、事前の計画のヒアリング等々もございます。しっかりと前の年度等から計画がないとなかなか要望もしていけないという部分もありますが、おただしのようにしっかりと国の財源等を活用しながら、そのほうがよりしっかりと事業展開ができるのかなと思ってるので、そういった部分は常に考えておりますし、そういった話も出させていただいているところでもあります。

ただ、いかんせんやっぱり村民がこういった事業をやってみたいと思うのは、そのときそのときの人との交流の中でもアイデアがどんどん生まれてくる部分でもありますので、そういった部分で臨機応変に対応できるような補助ということでわくわく補助金をつく

ってきたというようなことでありますので、まずはそういった国の財源、そういったものはしっかりと活用していくように今後とも進めてまいりたいと思っていますところです。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、19ページの社会福祉総務費の中の低所得者支援定額減税補足給付金3,972万1,000円、こちらの予算について、こちらの支出条件と支出内訳をご説明お願いします。

住民課長（荒 真一郎君） 低所得者支援定額減税補足給付金3,972万1,000円でありますけれども、今般の物価高に対する国の支援策の一つとして、今年度個人住民税と所得税の定額減税が実施されております。その減税額が課税額を上回る場合、減税し切れない分は調整給付として給付金としてその端数を1万円単位に切り上げて村から各納税義務者へ給付することになります。

今回計上しております3,972万1,000円は、住民税と所得税両方の調整給付金でありまして、内訳は住民税が200人、354万2,000円、所得税が800人、3,617万9,000円の計3,972万1,000円となっております。

対象者につきましては、定額減税がまず該当する方で減税額が課税額を上回る方にこの給付金を給付するということになっております。

以上です。

3 番（横山秀人君） 詳しい説明、ありがとうございます。

続きまして質問をいたします。

21ページ、除染対策費の中にあります補助金、広域的減容化施設影響緩和基金補助金ということで、こちら今朝詳しい資料を頂いたんですけれども、この蕨平の行政区に対して行う補助金と聞いておりますが、農業機械があるわけでありまして。集会施設、機械格納庫、農業用機械、集会施設、ソーラーパネルとあるわけですが、すみません、除染対策費とあるので、除染で使うわけじゃないと思うんですけれども、この農業用機械はどのような目的でこの補助金を使って導入するのか確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 広域的減容化施設影響緩和基金補助金の導入する機械の使用目的ということでありますが、蕨平行政区におきましては令和6年度から中山間事業の取組を始めるほかに、このたび地域の中で色々と農地の保全管理等について共同活動も含め話し合いが行われたと聞いております。その上で、これから地域の農地を維持管理、保全管理していくために、皆さんで共同で使える機械を購入すると伺っております。

以上です。

3 番（横山秀人君） この名目の補助金なんですけれども、これは蕨平行政区に特化している補助金なのか、それとも出資等が合えば全域で各行政区が使える補助金なのか確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） この基金の対象ということでありますが、村の基金の設置の目的が広域的減容化施設の立地による影響の緩和に資する事業というような目的になっております。したがって、一番優先されるべきは立地地域である蕨平行政区と考えておりますが、この減容化施設の立地によって影響を受ける村内であれば使えるというようなことになっておりますので、目的が合えば蕨平行政区に限らずこれを使うということは可

能な制度となっております。

以上です。

3 番（横山秀人君） 分かりました。以上で質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） ほかにありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 私からも19ページのせっかく資料を頂いたのでお聞きしますが、このふるさと担い手わくわく事業補助金の決定済みというのと事前協議中と申請見込みとあって、根拠の中に実施見込額、実績と補助上限額とあるんですけども、これはどういうふうに正しく理解していいのか。というのは、説明で7団体が8団体になって補正として今回さらに上げたということだったので、その点伺っておきます。

1点ごとやったほうがいいの。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさとの担い手わくわく補助金ということであります。

当初計画としましては、お配りしました追加資料の中でもありますように100万円が3団体、50万円が4団体ということで予定をしていたところであります。昨年の実績を見ますと7団体で500万円ほどというような実績になっておりますが、こちら追加した資料のとおりに既に交付決定済みが2団体、今協議中ということで4団体が来ておりますが、内容についてまだしっかりと煮詰まっていなくて、申請までには至っていないということでありまして。よりよい事業を中身を濃くしながらやっていきたいということでありまして、今のところ補助上限100万円ということで4団体分の予算措置が必要だということなところでは。

それから、申請見込みということで2件上げさせていただいておりますが、やはり音楽活動イベントとかそういった交流イベント、そういった部分についてもこういった事業が使えるんでしょうかねというようなお問合せとかそういった部分も出ておりますので、昨年の実績を見ましても年度途中でやりたいけれどもということで来て補正なりをさせてもらった経過もありますが、そういったことで今後すぐに、やはりわくわくする事業の展開のためには皆さんがアイデアが生まれたそのときに実行してもらわなければならないという部分で、やはりこの見込みの部分も必要だということで、今回全体で8件分の補助事業の予算を取らせていただきたいということでの追加補正予算要求であります。

以上でございます。

8 番（佐藤八郎君） それでは、21ページの一番下にある鳥獣対策河川除草、これはどの程度の作業規模になっていくのか。前年、関沢部分を合流地点まで全面的にやったあの形で、単なる除染だけかな。砂上げまで幾らかやったんだっけかな。その辺、どんな状況の業務になるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問、鳥獣対策河川除草等業務についてのご質問で、作業内容と規模ということであります。

まず、この事業の目的であります、事業名にありますとおり河川のところに繁茂する草や木、これによってイノシシ等の鳥獣の繁殖であったりあるいはその農地への通路ということで、鳥獣被害を緩和する、なくすために行う事業ということになります。

事業の内容ですが、河川に繁茂する樹木や草、こちらの除草及び木の伐採、抜根という

形になってまいります。除草については刈り倒しということですが、木については伐採した後にそれを処分するというようなことの内容であります。

令和6年度の事業規模であります。まず深谷のライスセンターの後ろといいますか南手にあります久丸内1号橋という橋があるんですけども、そこから関沢の中里橋までの区間約2.5キロメートル、面積にして約7ヘクタールの部分が1か所と、あともう1か所、関沢の棲ノ橋から小宮のほうに行きまして飯樋川と合流する地点まで、そちらの延長が約1キロメートルで作業面積としては3ヘクタール程度ということですので、合わせますと延長としては約3.5キロメートル、面積としては10ヘクタールの作業を行いたいと考えているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 除草と木が生い茂った場合は木を切って片づけまで、それだけということで土砂云々とか底を平らにするとかそこまではいかないということですか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問のとおりでありまして、今回は木の伐採と草の除草ということでありますので、そうした地面といいますか土壌まで砂を上げたりならずということとは行いません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 23ページの小宮地区産業団地造成工事5町歩、過疎化交付金でやるというお話ですけども、どのような内容で期間はいつまで終わる工事なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 小宮地区産業団地造成工事の内容と工期であります。

工期については、今年度いっぱいということで考えているところではあります。内容につきましては大半の部分が水路の整備工事というような内容になっております。あとは、造成工事の中で盛土工、整地、掘削、そういった部分も若干の周囲の水路に関わる部分と併せて、あと周りの整備、のり面整備とかそういった部分についての土工が発生しているところであります。

水路工につきましては、U字溝が全体の延長で464.2メートルというような水路工、排水の設備工、それから集水ます2か所と浸透ますについては14か所、そういった工事の内容になっております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

1番（飯畑秀夫君） 私のほうから一つお聞きします。

22ページ、23ページの9款消防費についてお聞きします。14節の工事請負費62万3,000

円、消防施設等解体撤去工事とありますが、どこをどう解体するのかお伺いいたします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午前10時43分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時44分）

副村長（高橋祐一君） 消防費の消防施設等解体撤去工事ということで62万3,000円ですが、これにつきましては前田・八和木の火の見やぐら解体撤去ということでの計上になってございます。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

毎年の予算で消防費、解体しておりますけれども、年にこれはまとめて申請があるところがあると思うのですが、各行政区というか年に1回村としてはどのように今後行っていくのかお伺いします。

副村長（高橋祐一君） これにつきましてはいろいろ行政区からの要望等もございまして、その都度行政区と協議をしながら必要な時期に解体をしていくという形になってございます。

議長（高橋孝雄君） ほかがございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第43号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（高橋孝雄君） 日程第6、議案第43号令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第44号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（高橋孝雄君） 日程第7、議案第44号令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8、議案第 45 号 令和 6 年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

議長（高橋孝雄君） 日程第 8、議案第 45 号令和 6 年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9、議案第 46 号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第 9、議案第 46 号村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9 番（佐藤健太君） 私から質問させていただきます。

資料ナンバー 1 番の 2 ページにこの条例の内訳というか出資等々が入っていますけれども、第 2 条で内訳が入ってしまっていて、村長が 6、副村長、教育長もしくは委員、選挙管理委員会委員、監査委員が 4、農業委員会委員、固定資産評価審査委員 2、村の職員が 1 という形で分かれていますけれども、この教育委員、選挙管理委員、監査委員と農業委員、固定資産評価委員という部分でここでの差がありますが、これはどうして 4 と 2 という形で差があるのか。村長、副村長、教育長、村の三役、それ以外の委員という部分でここが一緒になっているという部分で少し違和感を感じるんですけども、この割り振りになっている理由をお聞かせください。

副村長（高橋祐一君） 国のほうからのいろいろな資料等を頂きながら進めているところではありますが、国の示すところとしてはそういう割合ということによって来ております。それがいろいろ国のほうでも地方自治研究機構とかそういうところである程度試算をした形での数字となっているという形で、そこまでの詳しい部分については公表されていないというの

が現状でございます。

9 番（佐藤健太君） これは村である程度この内容は決められると思うんですけれども、それは国のほうでの指針とすれば恐らく報酬であったりいろんな部分でこういう振り分けになっているのかなと思いますけれども、村のほうでの委員の報酬であったりそういった部分でこの区分けというのはちょっと差があり過ぎるんじゃないかなと思います。これに関して村としてはどういうふうに捉えているかという部分をお聞かせください。

副村長（高橋祐一君） 見ていただくと、選挙管理委員、行政的な部分と農業と特化した部分というところが出てくるのかなと思ってございますが、そういう意味での責任の重大さという部分かなと我々も考えておりますので、この数字で進めていきたいと考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

3 番（横山秀人君） 全国のこの条例を見てみますと、国のほうから参考基準ということで6、4、2、1の指標が出ているわけですが、全国の中にはこれでは責任が重過ぎるだろうということで、特に2、3、4に関しては職員と同じように1年という自治体もございます。そこのところをある程度、これは村長に関してもこういう形で議場で予算等を審議してやっているわけだから6というのは多過ぎるだろうということで2というのもあります。ですので、国から基準が出されているわけでしょうが、飯舘村として実際これが妥当なのかどうかというのはどのような場で議論されて今回提案されたのか確認いたします。

副村長（高橋祐一君） やっぱり損害賠償の責任という部分がございますので、これについてはやっぱりそれだけの責任をもってその職務に当たっているというところでの部分でありますので、村としてはこの数字でいきたいと思っていますし、こういう事案が出てこないような形にすることが一番大事かなと思いますので、そういったことに努めながらこの数字で進めていきたいと考えております。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第47号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第10、議案第47号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第48号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第11、議案第48号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第49号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(高橋孝雄君) 日程第12、議案第49号村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第50号 農業用機械購入(令和6年度飯舘村被災地域農業復興総合支援事

業農業用機械購入）の取得について

議長（高橋孝雄君） 日程第13、議案第50号農業用機械購入（令和6年度飯舘村被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入）の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） こちらの農業機械の事業については、飯舘村振興公社で管理運営するということですが、5月16日に産業厚生常任委員会の所管事務調査で振興公社の現状を確認した際に、幾つかの農機具が野ざらしになっていました。今回、これだけ多くの農業機械を購入し貸し出すわけですが、振興公社にどのような保管指示をするのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 公社に対してどのような保管指示をとというようなご質問ですが、まずはこの機械を保管する場所につきましては、現状の振興公社の敷地にある建物、また所管事務調査でもご覧いただきましたが村内に一部振興公社のほうで借受けしております建物がございます。当然そこだけでは収まらないというような想定もありますので、今後振興公社で使う際には振興公社側で保管のための物件を確保するというようなことになっております。その確保の仕方につきましては、新築のほかにも既存の地域にある施設を活用するというようなことが含まれるということで、いずれにしましても機械の損耗を防ぐためにあるいは適正に使えるために適正な管理をお願いするということで指導をすることとしております。

以上です。

3番（横山秀人君） 分かりました。

議長（高橋孝雄君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第51号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（高橋孝雄君） 日程第14、議案第51号飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第15、議案第52号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第15、議案第52号飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第16、議案第53号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第16、議案第53号飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第17、議案第54号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第17、議案第54号飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第18、議案第55号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第18、議案第55号飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求める

ことについてを議題とします。

対象者である菅野啓一君に退席を求めます。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

菅野啓一君の入場を許可します。

◎日程第19、議案第56号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第19、議案第56号飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第20、議案第57号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第20、議案第57号飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第21、議案第58号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第21、議案第58号飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第２２、閉会中の継続調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第22、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第２項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第２３、閉会中の所管事務調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第23、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第２４、議員派遣の件

議長（高橋孝雄君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第４回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前１１時０５分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月21日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘